

令和8年第1回市議会定例会 提出議案一覧

<追加>

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案31	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課

<当初>

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案3	鴨川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
2	議案4	鴨川市特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
3	議案5	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
4	議案6	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
5	議案7	鴨川市ふるさぼーと基金条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 企画政策課
6	議案8	鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課
7	議案9	鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 スポーツ振興課
8	議案10	鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 スポーツ振興課
9	議案11	鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	教育委員会 生涯学習課
10	議案12	鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会 事務局
11	議案13	事業契約の変更契約の締結について（第2期君津地域広域廃棄物処理事業）	市民福祉部 環境課
12	議案14	財産の無償譲渡について	市民福祉部 健康推進課
13	議案15	鴨川市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	企画総務部 企画政策課

14	議案 16	令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第8号）	企画総務部 財政課
15	議案 17	令和7年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課
16	議案 18	令和7年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 健康推進課
17	議案 19	令和7年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課
18	議案 20	令和7年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）	水道課
19	議案 21	令和8年度鴨川市一般会計予算	企画総務部 財政課
20	議案 22	令和8年度鴨川市国民健康保険特別会計予算	市民福祉部 市民生活課
21	議案 23	令和8年度鴨川市介護保険特別会計予算	市民福祉部 健康推進課
22	議案 24	令和8年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算	市民福祉部 市民生活課
23	議案 25	令和8年度鴨川市病院事業会計予算	国保病院
24	議案 26	鴨川市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課
25	議案 27	鴨川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課
26	議案 28	鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課
27	議案 29	鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課
28	議案 30	鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課
29	報告 1	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	建設経済部 都市建設課

議案第 31 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年鴨川市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「(法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項)」を加え、同項第 3 号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。)」を加え、同条第 7 項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第 13 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第 27 条中「小規模保育事業 B 型」及び「小規模保育事業 C 型」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 10 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加える。

第 48 条中「と、同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 48 条において準用する次号」を削る。

附則第 3 条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第 6 条中「家庭的保育事業等」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

(鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年鴨川市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業を除く。)をいう。

第 2 条中第 29 号を第 33 号とし、第 12 号から第 28 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 11 号を第 12 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(14) 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(15) 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 2 条中第 10 号を第 11 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業に限る。)をいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。)」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ(ア)中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 35 条第 1 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認

定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所

を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)」を、「により特定地域型保育」の次に「(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「関する規程」の次に「と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」を加える。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」を「いう。次条第3項及び第52条第3項」に、「前節(第40条第2項)」を「第1節及び前節(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項)」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1

項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）に改め、「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第 51 条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)」を加える。

(鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第3条 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年鴨川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条の規定は、同年12月25日から施行する。

議案第31号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和8年2月13日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和8年内閣府令第3号)により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正され、同年4月1日から施行されること及び令和7年12月25日に公布された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則(令和7年内閣府令第104号)により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)の一部が改正され、令和8年12月25日から施行されることに伴い、鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第15号)等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 概要

改正後の国の基準に従い、又はこれを参酌し、次の条例の改正を行う。

ア 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【第1条】

イ 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第16号)【第2条】

ウ 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年鴨川市条例第25号)【第3条】

(2) 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第1条】

ア 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)によりこれまで国家戦略特別区域に限り認められていた満3歳以上限定小規模保育事業を全国展開することとなり、これに併せて内閣府令が公布されたため、内閣府令に準じた条文の整備を行う。

(ア) 満3歳以上限定小規模保育事業者は、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。

(イ) 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準について、小規模保育事業所A型の設備及び職員の基準（満3歳以上の幼児に係る部分に限る。）と同様とする。

(ウ) 連携施設の確保が著しく困難であると市が認める場合に連携施設の確保をしないことができることとする経過措置について、満3歳以上限定小規模保育事業者を対象外とする。

(エ) その他条文の整備を行う。

イ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。）により子どもへの性暴力を防ぐための取組が義務化されることとなり、これに併せて内閣府令が公布されたため、内閣府令に準じた条文の整備を行う。

(ア) 家庭的保育事業者等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う者をいう。）は、児童対象性暴力等（子ども性暴力防止法第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。以下同じ。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする。

(3) 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正【第2条】

ア 児童福祉法等の一部を改正する法律によりこれまで国家戦略特別区域に限り認められていた満3歳以上限定小規模保育事業を全国展開することとなり、これに併せて内閣府令が公布されたため、内閣府令に準じた条文の整備を行う。

(ア) 満3歳以上限定小規模保育事業について、利用定員を6人以上19人以下とし、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、小学校就学前子どもに係る利用定員を定めることとする。

(イ) 満3歳以上限定小規模保育事業者は、利用の申込みに係る小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、教育・保育給付認定により、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考することとする。

(ウ) その他条文の整備を行う。

(4) 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第3条】

ア 子ども性暴力防止法により子どもへの性暴力を防ぐための取組が義務化されることとなり、これに併せて内閣府令が公布されたため、内閣府令に準じた条文の整備を行う。

(ア) 乳児等通園支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする。

3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、上記2の(2)イ及び(4)については、同年12月25日

【第1条】 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号若しくは第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7</p>

条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下これらの施設を「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に当たって、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下これらの施設を「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に当たって、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

第13条 削除

(運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) 略

第 27 条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第 29 条 略

2 保育士の人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数に1人を加えた人数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 略

3 略

(準用)

第 48 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第 47 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第 48 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 28 条各号列記以外の部分中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは

(7)～(11) 略

第 27 条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

(職員)

第 29 条 略

2 保育士の人数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める人数の合計人数に1人を加えた人数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる児童に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 略

3 略

(準用)

第 48 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第 47 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第 48 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 28 条各号列記以外の部分中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは

「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができるのと市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができるのと市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

【第2条】鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(7)～(11) 略</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(12)～(29) 略</u></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。</u></p> <p><u>(7) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。</u></p> <p><u>(8)～(12) 略</u></p> <p><u>(13) 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(14) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(15) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(16)～(33) 略</u></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学</p>

校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第 7 条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項（同法第 73 条第 1 項の規定

校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第 7 条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項（同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び

により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども

要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども

(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該

(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校

当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条

就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」

3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(新設)

と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(新設)

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 略

2 特定地域型保育事業者 (満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。) は、利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 (第 43 条第 1 項を除く。) において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者 (満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。) は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前 2 項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、前 2 項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に当たって、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 略

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に当たって、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 略

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

<p>(1)・(2) 略 (新設)</p> <p>8～11 略 (利用者負担額等の受領)</p> <p>第 43 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した場合は、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 略 (運営規程)</p> <p>第 46 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第 39 条第 2 項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第 47 条 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>8 <u>特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、<u>第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>9～12 略 (利用者負担額等の受領)</p> <p>第 43 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した場合は、教育・保育給付認定保護者(<u>満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>から、当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2～6 略 (運営規程)</p> <p>第 46 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第 39 条第 2 項及び<u>第 3 項</u>に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第 47 条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
---	--

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条)と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条)と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保

第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型

育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第 25 条中「各号(幼
保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型

保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内

保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、第1節及び前節(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に

閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(新設)

掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」

とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定

地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

【第3条】 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(新設)	<p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条の規定は、同年12月25日から施行する。

議案第 3 号

鴨川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市行政手続条例の一部を改正する条例

鴨川市行政手続条例（平成 17 年鴨川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を規則で定める掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を規則で定める掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」を「第 15 条第 3 項及び第 4 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 3 項及び第 4 項」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」を「第 15 条第 3 項及び第 4 項並びに」に、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を改正後の第 22 条第 3 項及び第 29 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 4 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例（令和 7 年鴨川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「4,400 円」を「4,700 円」に改め、同項ただし書中「6,600 円」を「7,050 円」に改め、同条第 2 項第 1 号中「22,000 円」を「22,500 円」に、「33,000 円」を「33,750 円」に改める。

第 20 条第 1 項第 1 号中「310,000 円」を「310,800 円」に改め、同項第 2 号中「51,600 円」を「52,100 円」に改める。

第 21 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 70」を「100 分の 71.25」に改める。

第 22 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		

14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	

55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700	397,000		
87	266,500	306,100	356,100	397,400		
88	266,800	306,400	356,500	397,800		
89	267,100	306,700	356,700	398,100		
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			

96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円 206,700	円 242,000	円 272,600	円 303,100	円 317,700	円 341,800	円 383,400	円 424,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円
	1	206,700	234,600	361,900
	2	209,100	237,000	363,400
	3	211,400	239,400	364,900
	4	213,800	241,900	366,300
	5	216,000	244,300	367,700
	6	218,400	246,700	369,000
	7	220,700	249,100	370,300
	8	223,100	251,600	371,700
	9	225,300	254,000	373,100
	10	227,700	255,600	374,400
	11	229,900	257,200	375,700
	12	232,100	258,800	376,900
	13	234,300	260,400	378,100
	14	236,600	261,800	379,400
	15	238,800	263,200	380,600
	16	241,000	264,600	381,800
	17	243,300	266,000	382,800
	18	245,400	267,200	384,000
	19	247,500	268,400	385,200
	20	249,600	269,600	386,300
	21	251,700	270,900	387,300
	22	253,600	272,000	388,500
	23	255,300	273,100	389,700
	24	256,900	274,300	390,800
	25	258,600	275,600	391,800
	26	259,800	277,200	393,000
	27	261,100	278,900	394,100
	28	262,300	280,600	395,200
	29	263,500	282,300	396,300
	30	264,500	284,300	397,500
	31	265,600	286,500	398,700
	32	266,700	288,700	399,800
	33	267,900	290,900	400,800
	34	269,000	293,100	401,900
	35	270,100	295,300	403,100
36	271,100	297,400	404,300	

37	272, 200	299, 400	405, 500
38	273, 100	301, 300	406, 800
39	274, 100	303, 200	407, 900
40	275, 200	305, 000	409, 100
41	276, 500	306, 700	410, 200
42	277, 400	308, 600	411, 500
43	278, 400	310, 400	412, 500
44	279, 500	312, 100	413, 600
45	280, 800	313, 700	414, 800
46	282, 000	315, 500	416, 000
47	283, 400	317, 200	417, 200
48	284, 600	318, 800	418, 400
49	285, 700	320, 300	419, 500
50	286, 600	322, 000	420, 500
51	287, 500	323, 800	421, 800
52	288, 500	325, 500	423, 000
53	289, 000	326, 700	424, 200
54	289, 900	328, 600	425, 300
55	290, 600	330, 400	426, 400
56	291, 600	332, 100	427, 500
57	292, 200	333, 600	428, 500
58	293, 100	335, 500	429, 700
59	293, 900	337, 200	430, 900
60	294, 900	338, 900	432, 100
61	295, 400	340, 600	432, 700
62	296, 400	342, 300	433, 500
63	297, 400	344, 000	434, 200
64	298, 100	345, 700	434, 700
65	298, 600	347, 400	435, 000
66	299, 300	348, 700	435, 300
67	300, 100	350, 000	435, 700
68	300, 800	351, 300	436, 100
69	301, 600	352, 800	436, 400
70	302, 400	354, 300	436, 800
71	303, 000	355, 800	437, 100
72	303, 600	357, 300	437, 400
73	304, 400	358, 600	437, 700
74	305, 100	360, 100	438, 000
75	305, 600	361, 600	438, 300
76	306, 300	363, 000	438, 600
77	306, 800	364, 400	438, 800

78	307,500	365,900	439,100
79	308,200	367,400	439,400
80	308,700	368,900	439,600
81	309,300	370,200	439,800
82	310,000	371,500	440,100
83	310,600	372,800	440,400
84	311,200	374,000	440,600
85	311,700	375,200	440,800
86	312,300	376,400	441,100
87	312,900	377,500	441,400
88	313,400	378,600	441,600
89	313,800	379,600	441,800
90	314,300	380,700	
91	314,800	381,800	
92	315,200	382,900	
93	315,600	384,000	
94	316,100	385,100	
95	316,500	386,100	
96	317,000	387,200	
97	317,300	388,200	
98	317,900	389,200	
99	318,400	390,100	
100	318,800	391,000	
101	319,100	391,800	
102	319,500	392,800	
103	319,900	393,600	
104	320,400	394,500	
105	320,800	395,300	
106	321,100	396,200	
107	321,400	397,100	
108	321,700	398,000	
109	321,900	398,800	
110	322,200	399,800	
111	322,500	400,700	
112	322,800	401,600	
113	323,000	402,200	
114	323,200	403,100	
115	323,500	404,000	
116	323,800	404,900	
117	324,000	405,700	
118	324,200	406,400	

119	324,400	407,200
120	324,700	408,000
121	325,000	408,600
122	325,200	409,300
123	325,500	410,000
124	325,800	410,600
125	326,000	411,200
126	326,200	411,900
127	326,400	412,400
128	326,700	413,000
129	327,000	413,600
130	327,200	414,200
131	327,400	414,700
132	327,700	415,200
133	327,900	415,500
134		415,800
135		416,000
136		416,300
137		416,600
138		416,900
139		417,200
140		417,500
141		417,800
142		418,100
143		418,400
144		418,700
145		418,900
146		419,200
147		419,500
148		419,700
149		419,900
150		420,200
151		420,500
152		420,700
153		420,900
154		421,200
155		421,500
156		421,700
157		421,900
158		422,200
159		422,500

	160		422,700	
	161		422,900	
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 240,800	円 289,100	円 341,600
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 247,500	円 266,000	円 344,900

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、
主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び
保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円
	1	405,600	470,300	566,200
	2	408,300	472,300	572,300
	3	410,900	474,200	577,400
	4	413,300	476,100	582,100
	5	415,600	477,500	586,400
	6	418,300	479,200	590,700
	7	420,900	481,000	594,100
	8	423,300	482,800	597,000
	9	425,600	484,600	599,500
	10	427,800	486,300	601,800
	11	429,800	488,100	
	12	431,900	489,900	
	13	434,000	491,700	
	14	435,500	493,400	
	15	437,000	495,200	
	16	438,500	497,000	
	17	439,900	498,800	
	18	441,300	500,700	
	19	442,800	502,600	
	20	444,200	504,500	
	21	445,500	506,400	
	22	447,000	508,100	
	23	448,400	509,900	
	24	449,800	511,700	
	25	451,100	513,300	
26	452,600	515,100		

27	454,000	516,900
28	455,400	518,400
29	456,800	519,800
30	458,200	521,500
31	459,500	523,300
32	460,900	525,000
33	462,300	526,500
34	463,600	527,800
35	465,000	529,100
36	466,400	530,400
37	467,700	531,400
38	469,100	532,700
39	470,400	534,000
40	471,800	535,300
41	473,200	536,300
42	474,900	537,100
43	476,500	537,900
44	478,000	538,700
45	479,600	539,600
46	480,800	540,400
47	481,900	541,200
48	483,000	541,900
49	484,000	542,700
50	484,900	543,500
51	485,800	544,200
52	486,600	545,100
53	487,300	546,000
54	488,000	546,800
55	488,700	547,700
56	489,300	548,600
57	489,900	549,400
58	490,600	550,200
59	491,200	551,000
60	491,800	551,700
61	492,100	552,500
62	492,700	553,400
63	493,300	554,300
64	494,000	555,200
65	494,400	556,000
66	495,000	556,900
67	495,700	557,800

	68	496,400	558,700	
	69	496,800	559,500	
	70	497,400	560,400	
	71	498,000	561,300	
	72	498,500	562,200	
	73	499,000	563,000	
	74	499,500		
	75	500,000		
	76	500,500		
	77	500,900		
	78	501,400		
	79	501,800		
	80	502,200		
	81	502,700		
	82	503,300		
	83	503,800		
	84	504,200		
	85	504,700		
	86	505,300		
	87	505,900		
	88	506,400		
	89	506,900		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 356,500	円 412,800	円 488,500
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 387,800	円 425,200	円 523,200

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	

8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800

49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
78	265,000	301,000	338,100	359,700	
79	265,300	301,200	338,500	359,900	
80	265,500	301,500	339,000	360,200	
81	265,700	301,800	339,500	360,700	
82	266,000	302,000	339,800	361,000	
83	266,300	302,300	340,000	361,300	
84	266,500	302,600	340,300	361,600	
85	266,700	302,800	340,700	362,000	
86		303,000	341,100	362,300	
87		303,200	341,400	362,600	
88		303,400	341,700	362,900	

	89		303,800	342,000	363,300	
	90		304,000	342,200	363,600	
	91		304,200	342,600	363,800	
	92		304,400	342,900	364,100	
	93		304,800	343,100	364,400	
	94		305,000	343,400		
	95		305,200	343,700		
	96		305,500	343,900		
	97		305,800	344,100		
	98		306,000	344,400		
	99		306,200	344,700		
	100		306,500	344,900		
	101		306,800	345,100		
	102		307,000	345,300		
	103		307,200	345,700		
	104		307,500	345,900		
	105		307,800	346,100		
	106			346,400		
	107			346,800		
	108			347,200		
	109			347,400		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
		228,700	244,900	266,900	280,500	310,500

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	

9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400

50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	

91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100		
115	307,800	339,400		
116	308,000	339,700		
117	308,300	339,900		
118	308,500	340,200		
119	308,800	340,500		
120	309,100	340,700		
121	309,400	340,900		
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		

	132	312,600	343,700			
	133	312,800	344,000			
	134	313,100	344,400			
	135	313,400	344,800			
	136	313,700	345,200			
	137	313,900	345,500			
	138	314,200	345,900			
	139	314,500	346,300			
	140	314,800	346,700			
	141	315,000	347,000			
	142	315,300	347,400			
	143	315,700	347,700			
	144	316,000	348,100			
	145	316,200	348,400			
	146	316,400				
	147	316,700				
	148	317,000				
	149	317,200				
	150	317,400				
	151	317,700				
	152	318,000				
	153	318,400				
	154	318,600				
	155	318,800				
	156	319,100				
	157	319,400				
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 235,900	円 266,900	円 286,800	円 296,900	円 318,400

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5の2ア行政職給料表級別基準職務表8級の項中「部長又は」を削る。

別表第5の3を次のように改める。

別表第5の3（第12条関係）

片道の使用距離	通勤手当の月額
4 km 未満	円 2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,240

6 km 以上 8 km 未滿	5,270
8 km 以上 10km 未滿	6,300
10km 以上 12km 未滿	7,340
12km 以上 14km 未滿	8,650
14km 以上 16km 未滿	9,980
16km 以上 18km 未滿	11,310
18km 以上 20km 未滿	12,640
20km 以上 22km 未滿	13,960
22km 以上 24km 未滿	15,240
24km 以上 26km 未滿	16,510
26km 以上 28km 未滿	17,780
28km 以上 30km 未滿	19,050
30km 以上 32km 未滿	20,320
32km 以上 34km 未滿	21,520
34km 以上 36km 未滿	22,720
36km 以上 38km 未滿	23,910
38km 以上 40km 未滿	25,100
40km 以上 42km 未滿	26,290
42km 以上 44km 未滿	27,480
44km 以上 46km 未滿	28,670
46km 以上 48km 未滿	29,860
48km 以上 50km 未滿	31,050
50km 以上 52km 未滿	32,230
52km 以上 54km 未滿	33,540
54km 以上 56km 未滿	34,850
56km 以上 58km 未滿	36,160
58km 以上 60km 未滿	37,460
60km 以上 62km 未滿	38,760
62km 以上 64km 未滿	40,530
64km 以上 66km 未滿	42,300
66km 以上 68km 未滿	44,070
68km 以上 70km 未滿	45,840
70km 以上 72km 未滿	47,610
72km 以上 74km 未滿	49,000
74km 以上 76km 未滿	50,390
76km 以上 78km 未滿	51,780
78km 以上 80km 未滿	53,160
80km 以上 82km 未滿	54,540
82km 以上 84km 未滿	55,790
84km 以上 86km 未滿	57,040

86km 以上 88km 未満	58,290
88km 以上 90km 未満	59,540
90km 以上 92km 未満	60,790
92km 以上 94km 未満	62,080
94km 以上 96km 未満	63,360
96km 以上 98km 未満	64,640
98km 以上 100km 未満	65,920
100km 以上	67,200

別表第 6 (2) 病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当の表 3 夜間看護手当の項中「夜間看護手当」を「夜間看護・介護手当」に改め、「准看護師」の次に「又は介護福祉士」を、「に看護」の次に「又は介護」を加える。

(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (令和 2 年鴨川市条例第 39 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第 8 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 95」を「100 分の 96.25」に、「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に、「100 分の 87.5」を「100 分の 88.75」に改める。

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (令和 7 年鴨川市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 項第 2 号中「加える改正規定」の次に「並びに附則第 6 項の規定」を加える。

附則第 4 項中「鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例」の次に「(以下「改正後の給与条例」という。)」を加える。

附則中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

(令和 9 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置)

6 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における改正後の給与条例第 11 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 4」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 (以下「給与条例」という。) 別表第 1 から別表第 5 までの改正規定、第 2 条中鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (以下「任期付職員条

例」という。)第7条第1項の表の改正規定及び第3条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定(給与条例別表第1から別表第5までの改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の給与条例の規定及び第2条の規定(任期付職員条例第7条第1項の表の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の任期付職員条例の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第2条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第2条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第2条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 6 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 2 ウ医療職給料表（一）級別基準職務表 2 級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

副院長の職務

別表第 5 の 2 ウ医療職給料表（一）級別基準職務表 3 級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

病院長及び医療参事の職務

別表第 5 の 2 エ医療職給料表（二）級別基準職務表 3 級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

主任管理栄養士又は主任技師の職務

別表第 5 の 2 エ医療職給料表（二）級別基準職務表 4 級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

高度の技術、知識又は経験を必要とする主任管理栄養士又は主任技師の職務

別表第 5 の 2 エ医療職給料表（二）級別基準職務表 5 級の項基準となる職務の欄中「又は係長」を「、係長又は科長」に改め、「高度の技術、知識又は経験を必要とする」を削り、別表第 5 の 2 オ医療職給料表（三）級別基準職務表 3 級の項基準となる職務の欄中「主任看護師」の次に「、副科長」を加え、「3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする准看護師の職務」を削り、同表 4 級の項基準となる職務の欄中「看護師長」を「科長」に改め、同表 5 級の項基準となる職務の欄中「保健師長」の次に「、看護師長、局長」を加え、「看護師長又は」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

鴨川市ふるさぽーと基金条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市ふるさぽーと基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市ふるさぽーと基金条例の一部を改正する条例
鴨川市ふるさぽーと基金条例（平成 21 年鴨川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 6 号までを次のように改める。

- (1) 地域の特色を活かした賑わいと活力あるまちづくりに関する事業
- (2) 魅力あふれる住みやすいまちづくりに関する事業
- (3) 自然と共生する安心・安全なまちづくりに関する事業
- (4) 夢と学びのまちづくりに関する事業
- (5) 健やかに暮らせる福祉のまちづくりに関する事業
- (6) 健全で効率的な行財政運営を実現するまちづくりに関する事業

第 3 条第 1 項中「寄附金の額」の次に「からふるさと納税制度の運用に要する費用の額を超えない額を控除した額」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例

鴨川市印鑑条例（平成 17 年鴨川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「場合には、」の次に「登録申請者が自ら申請した場合であって」を加え、「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同項第 1 号中「登録申請者が自らが申請した場合であって」を削り、同項第 2 号中「、登録申請者」を「登録申請者」に改め、同条第 2 項中「14 日」を「1 月」に改める。

第 15 条第 3 項中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 3 項の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 9 号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 93 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 文化体育館の表備考第 6 号中「本市に住所を有しない者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。以下「市外利用者」という。）」を「本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。以下「市民」という。）及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、別表 2 野球場の表備考第 2 号、別表 3 ソフトボール場の表備考第 2 号、別表 4 投手練習場の表備考第 2 号、別表 5 陸上競技場の表備考第 2 号、別表 6 サッカー場の表備考第 3 号及び別表 7 交流棟の表備考第 2 号中「市外利用者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 10 号

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（令和 3 年鴨川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 交流棟の表備考第 2 号中「本市に住所を有しない者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。以下「市外利用者」という。）」を「本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。以下「市民」という。）及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、同表備考第 3 号中「市外利用者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、別表第 1 の 2 体育館の表備考第 1 号中「市外利用者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、別表第 1 の 3 フットサルコート of 表備考第 1 号中「市外利用者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、同表備考第 4 号中「市外利用者以外の者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 88 号)
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 13 号

事業契約の変更契約の締結について

第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設の設計、建設及び運営のための事業契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業契約の変更 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約金額 | 変更前 一金 82,645,739,000 円
（一金 80,947,202,600 円（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後の額））
変更後 一金 90,147,689,900 円
（一金 88,298,450,420 円（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後の額）） |
| 4 契約の相手方 | 富津市新富 21 番 3
株式会社上総安房クリーンシステム
代表取締役 高畠 豪 |

議案第 14 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

1 無償譲渡の目的

令和 8 年 2 月 28 日をもって廃止する鴨川市江見老人憩の家について建物及び工作物等が無償で譲渡することにより、本市の観光振興施策の推進に資することを目的とする。

2 無償譲渡の相手方

鴨川市横渚 1459 番地 5

鴨川温泉旅館業協同組合

代表理事 吉村 敦広

3 無償譲渡

財産

(1) 建物

所在	鴨川市宮字湯ノ谷 477 番地 1、478 番地 1
種類	集会所
構造	木造平家建
床面積 (㎡)	212.41

(2) 工作物等

源泉の取水設備、源泉の取水設備から建物に附帯する貯留設備までの配管、建物に附帯する設備その他土地の上に存在する物

議案第 15 号

鴨川市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
鴨川市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

千葉県鴨川市

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 概要

(ア) 沿革

本市は、人口の減少や少子・高齢化の進行など、直面する様々な課題に的確に対応し、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めていくため、平成17年2月11日、旧天津小湊町と旧鴨川市の合併により誕生した。

本市において過疎地域とみなされる区域は、昭和30年2月11日に安房郡天津町と安房郡小湊町が合併した旧天津小湊町の区域である。

(単位：km²、人)

施行年月日	沿革	面積	人口
昭和3年11月10日	安房郡湊村が小湊町となる	…	2,966
昭和29年6月1日	君津郡亀山村の一部を安房郡天津町に編入	9.3	355
昭和30年2月11日	安房郡天津町 } 安房郡天津小湊町になる 安房郡小湊町 }	28.7 15.8	8,376 4,237
平成17年2月11日	鴨川市 } 新「鴨川市」になる 安房郡天津小湊町 }	147.35 43.95	29,981 7,672

(イ) 位置及び地勢

本市は千葉県房総半島の南東部、太平洋側に位置し、東は勝浦市、西は南房総市及び鋸南町に、また、北は大多喜町、君津市及び富津市に接しており、面積は191.14km²、千葉県全体(5,156.48km²)の約3.7%を占めている。(令和6年10月1日現在)

このうち、過疎地域とみなされる旧天津小湊町の区域は、南側が太平洋に面していることから、黒潮の影響を受けて気候が温暖である。海岸線の延長は約8kmで、南房総国定公園の一部となっており、海水浴に適した砂浜と磯根資源の豊かな岩礁地帯がある。北は清澄山系に属する山間地及び丘陵地が広がり、その一部は県立養老溪谷奥清澄自然公園に指定されている。平坦地は比較的少なく、市街地や耕地は海岸沿いを中心に形成されている。



イ 過疎の状況

旧天津小湊町は、平成2年に施行された過疎地域活性化特別措置法により、また、平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域としての指定を受け、産業の振興、高齢化への対応、生活基盤の整備などを中心に各種施策を展開してきた。

平成17年2月11日に旧鴨川市との合併により新たに「鴨川市」が誕生したが、過疎地域であった旧天津小湊町の区域は、過疎地域とみなされる区域として引き続き過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けることとなり、法令の規定に基づく「鴨川市過疎地域自立促進計画」を、合併後の第1期目として平成17年度から平成21年度までの5年間、第2期目として平成22年度から平成27年度までの6年間、第3期目として平成28年度から令和2年度までの5年間をそれぞれの計画期間として策定した。

令和3年に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、旧天津小湊町の区域は、過疎地域とみなされる区域として引き続き指定を受けることとなり、法令の規定に基づく「鴨川市過疎地域持続的発展計画」を令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として策定した。

また、目標年次を平成27年度とする「第1次鴨川市基本構想」、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「鴨川市第1次5か年計画」及び平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「鴨川市第2次5か年計画」並びに目標年次を令和7年度とする「第2次鴨川市基本構想」及び平成28年度から令和2年度までを計画期間とする「鴨川市第3次5か年計画」及び令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「鴨川市第4次5か年計画」を策定し、これらの計画に基づき、漁港施設、観光施設、教育施設、福祉施設、上水道施設、廃棄物処理施設、消防・防災施設、市道などの社会資本整備のほか、集落の維持に係るソフト事業を積極的に展開し過疎地域の振興を図ってきた。

しかしながら、旧天津小湊町の区域においては、依然として若年層の流出などによる人口の減少と少子・高齢化が進行する中、古くからの基幹産業である漁業を始めとする第1次産業においては、水産資源の減少や後継者不足などが大きな課題となっている。また、観光面では、国の特別天然記念物に指定される「鯛の浦タイ生息地」や「清澄の大スギ」に代表される豊かな自然環境や美しい景観、日蓮聖人ゆかりの名刹や数多くの歴史的資源を有しているものの、近年の観光入込客数は減少傾向にあるなど、地域経済は総じて低迷気味であり、これに伴う雇用情勢も厳しい状況にある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

地方分権の一層の進展、人口の減少と顕著な少子・高齢化など、地方の社会情勢が大きく変容する中、地域固有の資源を活かした個性あるまちづくりが求められている。

旧天津小湊町では、これまで全国の先進的な事例となった住民自らの手による街路灯の設置、地域主体の公園づくり、農林水産資源の直販施設の開設、環境美化、福祉及び観光ボランティアなど、住民の自主的かつ主体的な地域づくりが実践されてきた。

合併後の本市は、平成18年度から平成27年度までの10年間を取組期間とする第1次鴨川市基本構想においては、「自然と歴史を活かした観光・交流都市 ーみんなで創る光り輝くふるさとをめざしてー」を、平成28年度から令和7年度までの10年間を取組期間とする第2次鴨川市基本構想においては、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」を目指すべき将来像として掲げ、これまで関連施策

の総合的かつ計画的な推進に取り組んできた。今後は令和7年12月に策定した第3次鴨川市基本構想に基づき、本市固有の恵まれた自然環境や貴重な歴史的資源に代表される有形無形の多様な地域資源を有効に活かしながら、産学民官の協働による活力に満ちた地域の自立促進を社会経済的発展の基本的な方向として各種施策を展開するものとする。

まず、生活基盤については、道路、公園、漁港、防災施設などの社会資本の整備を計画的に進める一方、可住地面積が少ないことから、良好な住宅地を形成するため、計画的な土地利用を促進する。また、東関東自動車道館山線や一般国道127号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの高規格幹線道路網の整備により交通アクセスは着実に向上しているが、都市との交流、物流や通勤・通学などの観点から、広域幹線道路網とそれを補完する市道などの一層の整備、鉄道やバスなどの公共交通機関の一層の利便性の向上を図る。

産業振興については、第1次産業を魅力ある産業として再生するため、生産基盤の整備などを計画的かつ着実に推進する一方、農林水産業と異種産業の連携による新たな産業振興施策を促進する。商業振興については、商工会など関係団体との連携を図りながら、各種の商業振興に資する事業を支援する。観光業については、地域固有の観光資源を活かす施策を推進するとともに、地域ブランディングや効果的な情報発信などにより、観光客の誘致を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより縮小した国内旅行市場において、ポストコロナを見据えた取組により外国人旅行者の回復に努めるなど、多様な課題に対応するとともに、新たな客層の開拓や長期間滞在などの新たな観光需要への対応として、観光に携わる人たちのスキルアップやホスピタリティ（もてなしの心）の醸成など、観光振興を担う人材の育成に取り組む。

市民が住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送るためには、市民一人ひとりの生涯を通じた継続的な健康づくりと福祉サービスの充実が必要不可欠である。このことから、小児からの生活習慣病対策や、特定健診・特定保健指導、各種がん検診などの受診率向上や食生活改善への取組を始め、健康づくりに関する各種団体との連携により健康寿命の延伸に努めるとともに、市民、福祉関係団体、社会福祉協議会及び行政の協働により、地域における助け合い・ささえあいの仕組みづくりを推進する。

教育振興については、小中一貫教育を基軸に、0歳から15歳までの子どもたちの連続性のある学び・育ちを重視した教育の在り方を追求するとともに、国際化、情報化などの課題に対応した英語教育、情報教育を推進する。また、地域への有用な人材の定着を図るため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進する。

子育て支援においては、認定こども園への移行が完了し、これまで以上に子育てしやすい環境が整う一方、保護者の就労形態が多様化していることから、保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、預かり保育、病児保育など、保育サービスの一層の充実を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口は、令和2年の国勢調査の結果によると32,116人であり、昭和35年以降一貫して減少傾向にあるが、世帯数は核家族化の進行により増加傾向にある。

このうち旧天津小湊町の区域における人口は、国勢調査の結果によると、昭和35年には11,846人、昭和50年には9,886人、平成2年には8,640人、平成17年には7,208人、令和2年には5,212人となっており、昭和50年から令和2年までの45年間で、4,674人の減(△47.3%)となっている。

また、年齢3区分の国勢調査人口比率をみると、高齢者比率(65歳以上の人口の全人口に占める割合)は、昭和50年の12.0%に対し、令和2年は45.0%となり、令和2年における県全体の高齢者比率27.6%と比較すると、高齢化の進行が顕著である。

なお、若年者比率(15歳から29歳までの人口の全人口に占める割合)は、昭和50年の17.8%に対し、令和2年は9.6%と減少の一途をたどっている。

このような中、本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年の32,116人から令和32年には22,407人に減少することが見込まれている。これを年齢3区分別にみると、高齢者人口(65歳以上の人口)は12,478人から9,577人に、生産年齢人口(15歳から64歳までの人口)は16,644人から11,030人に、年少人口(0歳から14歳までの人口)は2,994人から1,800人にそれぞれ減少することが見込まれている。

表1-1(1-1) 人口の推移(国勢調査)【旧天津小湊町の区域】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,846		人 11,292	% △4.7	人 10,357	% △8.3	人 9,886	% △4.5	人 9,479	% △4.1
0歳～14歳	4,016		3,276	△18.4	2,648	△19.2	2,390	△9.7	2,095	△12.3
15歳～64歳	6,833		6,994	2.4	6,587	△5.8	6,311	△4.2	6,059	△4.0
うち15歳～ 29歳 (a)	2,313		2,286	△1.2	2,076	△9.2	1,764	△15.0	1,452	△17.7
65歳以上 (b)	997		1,022	2.5	1,122	9.8	1,185	5.6	1,325	11.8
(a)／総数 若年者比率	% 19.5		% 20.2	—	% 20.0	—	% 17.8	—	% 15.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.4		% 9.1	—	% 10.8	—	% 12.0	—	% 14.0	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,163	% △3.3	人 8,640	% △5.7	人 8,172	% △5.4	人 7,672	% △6.1	人 7,208	% △6.0
0歳～14歳	1,799	△14.1	1,499	△16.7	1,267	△15.5	997	△21.3	774	△22.4
15歳～64歳	5,888	△2.8	5,462	△7.2	4,930	△9.7	4,469	△9.4	4,068	△9.0
うち15歳～ 29歳 (a)	1,363	△6.1	1,248	△8.4	1,132	△9.3	1,044	△7.8	884	△15.3
65歳以上 (b)	1,476	11.4	1,673	13.3	1,975	18.1	2,206	11.7	2,366	7.3
(a)／総数 若年者比率	% 14.9	—	% 14.4	—	% 13.9	—	% 13.6	—	% 12.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 16.1	—	% 19.4	—	% 24.2	—	% 28.8	—	% 32.8	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,493	% △9.9	人 5,942	% △8.5	人 5,212	% △12.3
0歳～14歳	634	△18.1	561	△11.5	404	△28.0
15歳～64歳	3,504	△13.9	2,963	△15.4	2,443	△17.5
うち15歳～ 29歳 (a)	688	△22.2	608	△11.6	501	△17.5
65歳以上 (b)	2,352	△0.6	2,416	2.7	2,343	△3.0
(a)／総数 若年者比率	% 10.6	—	% 10.2	—	% 9.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 36.2	—	% 40.7	—	% 45.0	—

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

表1-1(1-2) 人口の推移(国勢調査)【市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 46,054		人 43,828	% △4.8	人 42,308	% △3.5	人 41,735	% △1.4	人 41,159	% △1.4
0歳～14歳	14,281		11,332	△20.6	9,634	△15.0	9,375	△2.7	8,821	△5.9
15歳～64歳	27,739		28,212	1.7	27,750	△1.6	26,847	△3.3	26,217	△2.3
うち15歳～ 29歳 (a)	9,385		9,329	△0.6	8,927	△4.3	7,760	△13.1	6,448	△16.9
65歳以上 (b)	4,034		4,284	6.2	4,924	14.9	5,513	12.0	6,121	11.0
(a)/総数 若年者比率	% 20.4		% 21.3	—	% 21.1	—	% 18.6	—	% 15.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.8		% 9.8	—	% 11.6	—	% 13.2	—	% 14.9	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 40,965	% △0.5	人 39,866	% △2.7	人 39,283	% △1.5	人 37,653	% △4.1	人 36,475	% △3.1
0歳～14歳	8,026	△9.0	6,536	△18.6	5,677	△13.1	4,738	△16.5	4,183	△11.7
15歳～64歳	25,875	△1.3	25,315	△2.2	24,299	△4.0	22,652	△6.8	21,201	△6.4
うち15歳～ 29歳 (a)	6,083	△5.7	6,406	5.3	6,402	△0.1	5,784	△9.7	4,789	△17.2
65歳以上 (b)	7,064	15.4	7,991	13.1	9,298	16.4	10,263	10.4	11,022	7.4
(a)/総数 若年者比率	% 14.8	—	% 16.1	—	% 16.3	—	% 15.4	—	% 13.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 17.2	—	% 20.0	—	% 23.7	—	% 27.3	—	% 30.2	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 35,766	% △1.9	人 33,932	% △5.1	人 32,116	% △5.4
0歳～14歳	3,929	△6.1	3,524	△10.3	2,991	△15.1
15歳～64歳	20,221	△4.6	17,985	△11.1	16,205	△9.9
うち15歳～ 29歳 (a)	4,446	△7.2	4,244	△4.5	4,204	△0.9
65歳以上 (b)	11,567	△4.9	12,295	6.3	12,375	0.7
(a)/総数 若年者比率	% 12.4	—	% 12.5	—	% 13.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 32.3	—	% 36.2	—	% 38.5	—

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

表1-1(2-1) 人口の推移（住民基本台帳）【旧天津小湊町の区域】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 7,933	—	人 7,431	—	% △6.3	人 6,731	—	% △9.4
男	3,890	% 49.0	3,601	% 48.5	△7.4	3,256	% 48.4	△9.6
女	4,043	% 51.0	3,830	% 51.5	△5.3	3,475	% 51.6	△9.3

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 6,206	—	% △7.8	人 5,437	—	% △12.4	
男 (外国人住民除く)	3,021	% 48.7	△7.2	2,647	% 48.7	△12.4	
女 (外国人住民除く)	3,185	% 51.3	△8.3	2,790	% 51.3	△12.4	
参考	男(外国人住民)	12	23.1	—	21	26.6	75.0
	女(外国人住民)	40	76.9	—	58	73.4	45.0

区分	令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 4,799	—	% △11.7	
男 (外国人住民除く)	2,337	% 48.7	△11.7	
女 (外国人住民除く)	2,462	% 51.3	△11.8	
参考	男(外国人住民)	64	39.0	204.8
	女(外国人住民)	100	61.0	72.4

表1-1(2-2) 人口の推移（住民基本台帳）【市全体】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 38,602	—	人 37,400	—	% △3.1	人 36,067	—	% △3.6
男	18,478	% 47.9	17,914	% 47.9	△3.1	17,291	% 47.9	△3.5
女	20,124	% 52.1	19,486	% 52.1	△3.2	18,776	% 52.1	△3.6

区分		平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		人 34,319	—	% △4.8	人 31,847	—	% △7.2
男 (外国人住民除く)		16,451	47.9	△4.9	15,315	48.1	△6.9
女 (外国人住民除く)		17,868	52.1	△4.8	16,532	51.9	△7.5
参考	男 (外国人住民)	143	34.9	—	236	38.7	65.0
	女 (外国人住民)	267	65.1	—	374	61.3	40.1

区分		令和 7 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		人 29,121	—	% △8.6
男 (外国人住民除く)		14,036	48.2	△8.4
女 (外国人住民除く)		15,085	51.8	△8.8
参考	男 (外国人住民)	335	39.8	41.9
	女 (外国人住民)	507	60.2	35.6

表 1-1(3) 人口の今後の見通し (国立社会保障・人口問題研究所) 【市全体】

区分	令和 2 年	令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年	
	国勢調査	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 32,116	人 29,748	% △7.4	人 28,186	% △5.3	人 26,610	% △5.6
0 歳～14 歳	2,994	2,439	△18.5	2,160	△11.4	1,996	△7.6
15 歳～64 歳	16,644	15,335	△7.9	14,744	△3.9	13,717	△7.0
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	4,455	4,073	△8.6	3,856	△5.3	3,338	△13.4
65 歳以上 (b)	12,478	11,974	△4.0	11,282	△5.8	10,897	△3.4
(a)／総数 若年者比率	% 13.9	% 13.7	—	% 13.7	—	% 12.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 38.9	% 40.3	—	% 40.0	—	% 41.0	—

区分	令和 22 年		令和 27 年		令和 32 年	
	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 25,092	% △5.7	人 23,663	% △5.7	人 22,407	% △5.3
0 歳～14 歳	1,980	△0.8	1,921	△3.0	1,800	△6.3
15 歳～64 歳	12,414	△9.5	11,546	△7.0	11,030	△4.5
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,825	△15.4	2,536	△10.2	2,357	△7.1
65 歳以上 (b)	10,698	△1.8	10,196	△4.7	9,577	△6.1
(a)／総数 若年者比率	% 11.3	—	% 10.7	—	% 10.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 42.6	—	% 43.1	—	% 42.7	—

イ 産業の推移と動向

令和2年の国勢調査の結果によると、旧天津小湊町の区域における就業者数は2,599人で、就業率は54.3%、このうち産業別就業人口比率は、第1次産業7.8%、第2次産業14.7%、第3次産業75.0%となっており、第1次産業の就業人口比率は、昭和35年の46.7%から大きく減少した。旧天津小湊町の区域では農業従事者が少なく、第1次産業の大半を漁業従事者が占めていたものの、水産資源の減少や魚価の低迷による漁業所得の減少などを要因に、就業者の高齢化や後継者不足をもたらすなど、漁業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

第2次産業の就業人口割合は、建設業54.3%、製造業45.7%であり、建設業の割合が県平均値39.2%と比して高くなっている。我が国の長引く景気低迷に伴い、民需・官需ともに低調であるなど、建設業の動向が懸念される。また、製造業は、小規模な経営体による家内工業や水産加工業などが中心であるが、就業者数は年々減少しており、その内情には後継者問題など多くの課題を抱えている。また、昨今の大企業による少品種大量生産の普及に加え、海外生産物の流通などにより、地方の中小企業の経営は厳しさを増している。

第3次産業の就業人口比率は、昭和35年は36.7%であったが、それ以降は一貫して増加傾向で推移している。

旧天津小湊町には、豊かな自然環境や日蓮聖人生誕の地としての歴史資源に加え、ホテルや旅館、民宿などの宿泊施設が集積されていたことから、これらの地域特性を活かした観光産業が成長してきた。観光地間の競争が激化している今日、農林漁業を始めとする異種産業間の連携を図りながら、新たな観光資源の創造や魅力づくり、SNSなどを利用した情報発信、広域観光の推進など、地域をあげて観光振興を推進する必要がある。

表1-1(4-1) 産業別人口の動向(国勢調査)【旧天津小湊町の区域】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,860		人 4,814	% △0.9	人 4,671	% △3.0	人 4,561	% △2.4	人 4,686	% 2.7
第1次産業 就業人口比率	% 46.7		% 39.3	-	% 29.0	-	% 23.3	-	% 19.4	-
第2次産業 就業人口比率	% 16.6		% 16.7	-	% 20.4	-	% 20.4	-	% 19.8	-
第3次産業 就業人口比率	% 36.7		% 44.0	-	% 50.6	-	% 56.2	-	% 60.8	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,651	% △0.7	人 4,560	% △2.0	人 4,440	% △2.6	人 4,037	% △9.1	人 3,633	% △10.0
第1次産業 就業人口比率	% 17.2	-	% 13.4	-	% 11.1	-	% 11.0	-	% 10.4	-
第2次産業 就業人口比率	% 19.2	-	% 20.5	-	% 22.4	-	% 19.8	-	% 17.4	-
第3次産業 就業人口比率	% 63.5	-	% 66.1	-	% 66.5	-	% 69.2	-	% 71.9	-

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,197	% △12.0	人 2,931	% △8.3	人 2,599	% △11.3
第1次産業 就業人口比率	% 9.2	-	% 8.5	-	% 7.8	-
第2次産業 就業人口比率	% 15.6	-	% 16.3	-	% 14.7	-
第3次産業 就業人口比率	% 74.6	-	% 74.8	-	% 75.0	-

表1-1(4-2) 産業別人口の動向(国勢調査)【市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,362		人 21,470	% △4.0	人 22,051	% 2.7	人 21,192	% △3.9	人 21,259	% 0.3
第1次産業 就業人口比率	% 58.8		% 50.2	-	% 41.0	-	% 33.3	-	% 27.7	-
第2次産業 就業人口比率	% 11.6		% 12.6	-	% 15.4	-	% 16.5	-	% 18.1	-
第3次産業 就業人口比率	% 29.6		% 37.2	-	% 43.5	-	% 49.8	-	% 54.1	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 21,265	% 0.0	人 20,841	% △2.0	人 21,354	% 2.5	人 19,955	% △6.6	人 18,787	% △5.9
第1次産業 就業人口比率	% 23.9	-	% 18.4	-	% 15.9	-	% 14.9	-	% 14.0	-
第2次産業 就業人口比率	% 18.5	-	% 19.5	-	% 19.1	-	% 18.0	-	% 15.8	-
第3次産業 就業人口比率	% 57.4	-	% 62.0	-	% 65.1	-	% 67.0	-	% 69.6	-

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,340	% △7.7	人 16,794	% △3.1	人 15,620	% △7.0
第1次産業 就業人口比率	% 10.8	-	% 10.7	-	% 8.1	-
第2次産業 就業人口比率	% 14.0	-	% 13.0	-	% 11.7	-
第3次産業 就業人口比率	% 74.0	-	% 74.7	-	% 76.5	-

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

人口の減少と少子・高齢化が一層顕著となる中、地方分権時代の市町村にあつては、自らの責任と判断で、自らの進むべき方向を見定め、具体的な施策を実行することのできる行政能力と財政基盤の確立が強く求められている。

旧天津小湊町は、平成17年2月11日に旧鴨川市と合併したが、その合併のメリットを最大限に活かす一方で、自立した自治体経営を確立するため、行政組織機構の見直し、定員適正化計画に基づく職員数の適正管理、事務事業の検証に伴う行財政運営の一層の効率化、職員の意識改革や資質の向上など、行財政改革への取組を計画的に推進しながら、多様な行政ニーズに的確かつ柔軟に対応することが可能となるよう、安定した行財政基盤を構築する必要がある。

また、道路交通網の整備や情報化の進展などに伴い、市民の日常生活圏は市町村の行政区域を越えて広がっている。このため、本市を含む安房地域の3市1町においては、安房郡市広域市町村圏事務組合を組織し、消防及び救急業務、粗大ごみ処理、火葬場の運営、地域の救急医療などを実施しており、令和8年4月には、安房地域における水道事業を統合し、共同処理事務として水道事業の経営が加わることとなっている。ごみの処理については、6市1町（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町）による広域廃棄物処理事業により、令和9年4月の操業開始を目指し、新たな処理施設の整備が進められている。単独の市町村では対応が困難な行政課題については、周辺自治体との連携の下、引き続き広域行政の推進を図る必要がある。

イ 財政の状況

旧天津小湊町における平成12年度と平成15年度の決算状況を比較すると、地方税や地方交付税に代表される一般財源が大幅に減少し、これによって生じた財源不足は地方債の発行などにより補ってきた。このため、起債制限比率や経常収支比率が短期間で高率に推移するなど、財政構造の硬直化が顕著となっていた。

平成17年2月11日、合併当時の旧天津小湊町と旧鴨川市の財政状況は共に逼迫していたが、合併に伴う国の財政支援、地方債や地方交付税上の特例措置などに加え、職員の定員適正化や行財政改革への積極的かつ計画的な取組により、合併当時に比べると相応の改善が図られてきた。しかし、普通交付税の合併算定替が縮減される中、東日本大震災を契機とする災害に強いまちづくりの取組などを進めた結果、財政調整基金は大幅に減少し、財政運営に支障を来す恐れが生じたため、平成30年8月に「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」を策定し、庁内仕分けを核とする内部マネジメントシステムの整備による歳出抑制や、自主財源の確保などの取組を進め、令和4年10月には方針の改定を行った。

人口の減少と少子・高齢化が同時に進行するという社会構造の中、高度かつ多様な住民ニーズへの対応に多額の財政需要が見込まれることなどを考慮すると、引き続き改革の手を緩めることなく、安定した財政基盤の構築に取り組むことが極めて重要である。

表1-2(1-1) 財政の状況【旧天津小湊町の区域】

(単位：千円)

区分	平成12年度	平成15年度
歳入総額 A	3,127,877	3,545,832
一般財源	2,316,740	1,832,858
国庫支出金	95,833	345,178
県支出金	124,103	158,312
地方債	72,400	547,600
うち過疎対策事業債	0	82,400
その他	518,801	661,884
歳出総額 B	2,989,742	3,372,417
義務的経費	1,470,189	1,407,482
投資的経費	268,341	726,398
うち普通建設事業	262,908	670,869
その他	1,251,212	1,238,537
過疎対策事業費	175,709	624,718
歳入歳出差引額 C (A-B)	138,135	173,415
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,573	0
実質収支 C-D	132,562	173,415
財政力指数	0.355	0.369
公債費負担比率	15.3%	16.7%
起債制限比率	12.3%	15.0%
経常収支比率	84.2%	88.8%
地方債現在高	3,073,690	3,334,333
基金積立金現在高	577,875	510,959
うち財政調整基金現在高	465,617	226,011

表1-2(1-2) 財政の状況【市全体】

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	14,481,655	17,909,630	16,310,682	21,640,035
一般財源	9,271,194	9,798,913	10,115,310	10,005,535
国庫支出金	1,057,898	2,251,310	1,659,777	5,842,011
県支出金	621,479	911,736	1,203,709	1,241,980
地方債	1,303,785	3,087,787	1,478,914	1,775,940
うち過疎対策事業債	29,800	12,300	900	440,100
その他	2,227,299	1,859,884	1,852,972	2,774,569
歳出総額 B	13,674,226	17,135,636	15,619,365	20,937,734
義務的経費	7,185,746	7,151,406	7,436,402	8,095,567
投資的経費	1,592,560	4,710,884	2,492,723	1,750,692
うち普通建設事業	1,373,798	4,687,091	2,483,633	1,456,808
その他	4,895,920	5,273,346	5,690,240	11,091,475
過疎対策事業費	231,392	215,455	104,576	713,575
歳入歳出差引額 C (A-B)	807,429	773,994	691,317	702,301
翌年度へ繰越すべき財源 D	10,516	69,475	87,621	103,648
実質収支 C-D	796,913	704,519	603,696	598,653
財政力指数	0.547	0.55	0.53	0.53
公債費負担比率	18.1%	15.6%	15.6%	15.9%
実質公債費比率	17.9%	14.6%	10.5%	10.3%
起債制限比率	15.9%	—	—	—
経常収支比率	94.7%	83.5%	90.2%	98.5%
将来負担比率	—	117.2%	106.0%	98.5%
地方債現在高	16,958,686	18,411,219	20,194,083	18,882,874
基金積立金現在高	1,608,472	3,834,179	4,866,060	3,047,744
うち財政調整基金現在高	724,121	2,620,167	2,442,778	861,710

ウ 施設整備水準

旧天津小湊町は、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定を受け、町道や上水道、小・中学校施設など、公共施設の整備を進めてきた。

また、旧鴨川市との合併後も、漁港施設、観光施設、教育施設、福祉施設を始めとする公共施設などの整備を推進してきた結果、施設整備水準は着実に上昇しているものの、市道の改良率やし尿処理に係る水洗化率などが未だ低位にあることから、今後もこれらの計画的な整備を進める必要がある。

なお、医療施設は、旧天津小湊町の区域において民間の診療所及び歯科診療所がそれぞれ1施設立地しているほか、市内には市立国保病院や民間の大規模な総合病院が立地するなど、良好な環境にあるものの、介護施設などの設置状況は、地域によって異なっている。

表1-2(2-1) 主要公共施設等の整備状況 【旧天津小湊町の区域】

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 15 年度末
市道				
改良率 (%)	11.5	12.0	17.0	18.3
舗装率 (%)	73.3	77.6	83.7	88.2
農道				
総延長 (m)	—	—	—	—
耕地 1 ha 当たりの延長 (m)	30.4	12.8	14.6	14.7
林道				
総延長 (m)	—	—	—	—
林野 1 ha 当たりの延長 (m)	5.3	3.6	2.9	2.9
水道普及率 (%)	—	92.8	95.7	98.0
水洗化率 (%)	—	—	65.0	71.4
人口 1,000 人当たりの病院、診療所の病床数 (床)	1.2	0.0	0.0	0.0

表1-2(2-2) 主要公共施設等の整備状況 【市全体】

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市道				
改良率 (%)	14.5	19.0	24.1	30.9
舗装率 (%)	32.6	58.4	65.2	68.3
農道				
総延長 (m)	40,360	2,664	4,738	8,128
耕地 1 ha 当たりの延長 (m)	12.3	0.9	1.6	—
林道				
総延長 (m)	58,108	17,363	29,684	34,862
林野 1 ha 当たりの延長 (m)	8.3	2.4	4.4	—
水道普及率 (%)	—	79.1	92.8	97.1
水洗化率 (%)	—	—	61.4	76.3
人口 1,000 人当たりの病院、診療所 の病床数 (床)	28.7	39.0	39.3	44.9

区分	令和 2 年 度末
市道	
改良率 (%)	31.9
舗装率 (%)	69.2
農道	
総延長 (m)	8,047
耕地 1 ha 当たりの延長 (m)	—
林道	
総延長 (m)	34,922
林野 1 ha 当たりの延長 (m)	—
水道普及率 (%)	99.5
水洗化率 (%)	85.3
人口 1,000 人当たりの病院、診療所 の病床数 (床)	46.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本的方向

旧天津小湊町の区域は、多くの人々が訪れる自然環境や歴史的資源に恵まれた地域である。

この固有の資源を最大限に活かし、第3次鴨川市基本構想に即した地域振興及び地域の自立を促進する。

[第3次鴨川市基本構想に示すまちづくりの基本理念]

基本理念1：「交流」のまちづくり

基本理念2：「元気」のまちづくり

基本理念3：「環境」のまちづくり

基本理念4：「協働」のまちづくり

基本理念5：「安心」のまちづくり

[第3次鴨川市基本構想に示す将来都市像]

健康と観光の融合都市 自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川

[第3次鴨川市基本構想におけるまちづくりの基本方針]

基本方針1：地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち

基本方針2：魅力あふれる住みやすいまち

基本方針3：自然と共生する安心・安全なまち

基本方針4：夢と学びのまち

基本方針5：健やかに暮らせる福祉のまち

基本方針6：健全で効率的な行財政運営を実現するまち

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口の将来展望

(ア) 展望に当たっての視点

- ・合計特殊出生率の向上を図る。
- ・移住・定住の促進により、社会増減の均衡を図る。

(イ) 将来展望

人口が減少していくことを前提に、その減少幅を抑制していくことを目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

庁内検証機関において、基本目標及び分野別目標の達成度を中間年度及び最終年度に検証する。検証結果は、議会へ報告し、ホームページで公表する。

(7) 計画期間

この計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 基本的方向

鴨川市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）では、公共施設マネジメント方針として、住み続けたい、新たに住みたいまちづくりにつながる公共施設マネジメント

を掲げ、以下に示す5つの柱に沿った改善を行うこととしている。また、将来の人口構成の変化や地域のまちづくりと連動した公共施設の適正配置を進める中で、施設の複合化、統合・再編などにより、市全体の公共施設の総量（延床面積）を現状の保有面積から3万㎡以上削減することを目指している。

[5つの柱]

- 1：鴨川の資源を活かした公共施設の有効活用
- 2：地域の状況に応じた公共施設の見直しによる持続可能なまちづくり
- 3：公共施設跡地の有効活用と学校の多目的活用
- 4：計画的保全による長寿命化
- 5：民間活用

この計画においては、管理計画との整合を図り、公共施設などの配置の最適化を推進することとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

本市の人口は年々減少傾向にあり、とりわけ旧天津小湊町の区域においては、その傾向が顕著であることから、人口減少に歯止めをかけるための移住・定住促進対策は喫緊の課題である。そのため、田舎暮らしへのニーズに応える移住支援などとともに、社会経済状況の変化を踏まえて、安全で快適な住まいづくりの促進と新たな移住・定住促進対策の検討を行っていく必要がある。

また、これらの制度について効果的な周知を図る必要がある。

イ 地域間交流の促進

地域の活性化や友好関係の一層の進展に資するため、本市の豊かな自然環境や歴史・文化資源、農林水産資源など多くの地域資源を活用し、姉妹都市である山梨県南巨摩郡身延町を始め、友好都市の東京都荒川区、埼玉県さいたま市や君津市などとの交流活動を積極的に展開する必要がある。

また、国際姉妹都市である米国ウィスコンシン州マニトワック市との交流を始め、国際交流をより一層推進するとともに、国際交流員や国際交流協会などとの連携の下、在住外国人の生活支援など多文化共生の地域づくりを進める必要がある。

ウ 地域コミュニティを支える人材の確保・育成

少子・高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化などにより、地域コミュニティの機能低下が顕著となる中、地域の課題に対応していくため、地域コミュニティを支える新たな人材の確保・育成に向けた取組が必要である。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

○安全で快適な住まいづくりの促進

住宅・建築物耐震改修等事業

がけ地近接地等危険住宅移転事業

空き家対策事業

○移住定住の促進

移住定住支援事業

イ 地域間交流の促進

○国際化の推進

国際化推進事業

青少年海外派遣事業

○多文化共生の推進

外国人も暮らしやすいまちづくり事業

○国内姉妹都市等との交流の促進

国内姉妹都市等交流事業

ウ 地域コミュニティを支える人材の確保・育成

○自治組織の強化

自治組織強化支援事業

エ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
鴨川市ふるさと回帰支援センターを介した移住者数（累計）	—	350 人	
うち旧天津小湊町の区域	—	50 人	
鴨川市ふるさと回帰支援センターを介した年間移住者数	66 人 (令和6年度)	70 人	
うち旧天津小湊町の区域	6 人	10 人	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 (移住・定住)	移住定住支援事業 鴨川市ふるさと回帰支援センタ ーの機能強化 (事業の必要性) 人口流出に歯止めがかからない 中、移住に向けた情報発信や移住 相談・支援体制の充実が求められ ている。 (事業の効果) 転入者数が増加し、定住促進が図 られる。	鴨川市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業の振興

(ア) 農林業

旧天津小湊町の区域における経営耕地面積は 797 a（2020 年農林業センサス）と少なく、また減少傾向にある。まばらな農地が多く、農地間の高低差も大きいことなどから、生産性は非常に低い状態にある。

また、若年層の新規就農者が非常に少なく、農家数や農業人口が減少するなど、後継者不足や労働力の高齢化が問題となっている。

加えて、区域内に出没する野生のサル、シカ、イノシシ、キョンが増加傾向にあることから、銃やわなによる捕獲・駆除のほか、電気柵や防護ネットの設置など、被害を防止するための対策を講じているものの、広範囲で農作物被害が発生している状況にある。

これらの直接被害に加え、昨今の気候変動等の影響により、間接的な被害として農業者の生産意欲の低下に起因する荒廃農地の増加が懸念されることから、有害獣対策や高温障害への対策を一層強化する必要がある。

区域内における森林面積は 3,748 ha で、森林率は 84.8%と非常に高くなっている。（2015 年農林業センサス）樹種は、スギ、ヒノキなどの人工林、マテバシイやカシ類の常緑樹とコナラなどの落葉樹が混交した天然林から構成されている。

山々を覆う森林は、採算性は低いものの、独特の景観を形成するのみならず、水源のかん養、大気浄化など、様々な公益的機能を有していることから、安全・安心の確保の観点からも引き続き森林の保育・管理を促進する必要がある。

経営耕地面積

	経営耕地面積	過疎地域とみなされる区域	農地割合
総数	797 a	43.95 k m ²	0.2%
田	703 a	—	—
畑	94 a	—	—
樹園地	—	—	—

出典：2020 年農林業センサス

農家数

総数	自給的農家	販売農家
35	23	12

出典：2020 年農林業センサス

(イ) 水産業

旧天津小湊町の区域は、県が管理する第 3 種天津漁港及び小湊漁港並びに市が管理する第 2 種浜荻漁港を有し、主にまき網、釣り漁業などの沿岸、沖合漁業が営まれている。また、海岸線を浅海漁場として、ヒジキなどを対象とした磯根漁業も盛んである。

漁業は、旧天津小湊町の基幹産業の1つとして、水産物加工企業や水産物販売企業と結びつき、産業の振興に大きな役割を果たしてきたが、水産資源の減少や経営体の減少、消費者ニーズの変化に伴う魚価の低迷、後継者不足や就業者の減少・高齢化など、依然として厳しい状況に置かれている。

このため、生産力増進などの中心的な役割を果たす漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を促進し、水産資源の維持と計画的な生産拡大を推進するとともに、経営体・後継者の育成を図る必要がある。

このほか、水産資源の維持と計画的な生産拡大に当たっては、アワビ、サザエ、ハマグリなどの種苗放流や漁港の整備などによる安定稼働の確保を行うとともに、本市の高品質な水産物のブランド力の強化や観光と結びつけた水産業の振興策を検討の上、展開する必要がある。

漁業就業者数の推移

(単位:人)

	漁業就業者数	就業者総数	割合
平成12年	355	4,037	8.8%
平成17年	306	3,633	8.4%
平成22年	243	3,197	7.6%
平成27年	196	2,931	6.7%
令和2年	156	2,599	6.0%

出典：国勢調査

漁業経営組織別経営体数

(単位:経営体)

	総数	個人	団体経営体		
			会社	漁業協同組合	共同経営
平成15年	186	183	1	1	1
平成20年	153	151	0	1	1
平成25年	119	118	0	0	1
平成30年	103	102	1	0	0
令和5年	77	75	2	0	0

出典：漁業センサス

イ 商工業の振興

(ア) 商業

本市では、一般国道128号や主要地方道千葉鴨川線といった幹線道路の沿線を中心に大型店などが進出し、また、市民による消費が東京、千葉にも流出するなど、多様な消費者ニーズに応じて消費地の拡大が進む一方、中小小売店舗は、既存市街地の人口減少や、経営者の高齢化及び後継者不足など厳しい状況に置かれている。これに加え、インターネット販売及びテレビショッピングなどの販売額が大きく増加しており、店舗での販売額が減少傾向にある中で、インターネット社会への対応が求められるなど、大きな変革を迫られている。

しかし、地域の高齢化が進む中であって、地域のコミュニティとの結びつきなどを活

かしたきめ細かなサービスを提供する地元商店などは、その必要性を増してきていることから、今後は経営の安定性の確保、空き店舗対策などによる商店街の再活性化に向けた取組や地場産品を活用した付加価値の高い商品の開発などの取組により、市民の地元消費と市外からの来訪客による消費の拡大を図る必要がある。

(イ) 工業

旧天津小湊町の区域は、平坦地が少ない半島特有の交通事情などから、大規模企業の立地が少なく、工業の大部分を小規模な食料品関係事業所が占めているなど、地域経済における工業の割合は高くない状況となっている。

今後は、労働力の流出防止や雇用の場の確保を図るため、新たな企業の立地に取り組みつつ、既存の事業所に対する経営支援、新製品・新技術の開発や事業の拡大などに対する支援を実施し、地域の活性化を図る必要がある。

ウ 観光の振興

旧天津小湊町の区域は、南房総国定公園及び県立養老溪谷奥清澄自然公園の一部を擁する自然に恵まれた地域である。日蓮聖人生誕の地として歴史的に由緒ある誕生寺や清澄寺、国の特別天然記念物として指定される「鯛の浦タイ生息地」を始めとする、歴史ある神社仏閣、景勝地のほか、海水浴場や充実した温泉・宿泊施設など、多くの観光資源にも恵まれ、観光産業は基幹産業の一つとして発展してきた。

しかし、近年の旅行ニーズの多様化や地域間競争の激化などにより、地域を訪れる観光客は減少傾向にあることから、観光客の利便性の向上に資する観光公衆トイレの整備などを進めるとともに、自然や歴史を活かした既存の観光資源のブラッシュアップ、一般国道128号沿い花壇への植栽を積極的に推進するほか、ホスピタリティの醸成や観光宣伝・観光イベントの充実を図る必要がある。

さらには、地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設である小湊さとうみ学校の運営等により、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流を促進する必要がある。

また、観光まちづくりの舵取り役であり、産学民官の連携により設置された鴨川観光プラットフォーム株式会社を推進組織として、「心と身体が満たされる癒しのリゾート鴨川」をコンセプトとする地域ブランディングやシステムの情報発信を行うとともに、旅行者の利便性の向上を図るため、観光の総合窓口としての機能を充実させていく必要がある。

これらに加えて、外国人旅行者の受入れ体制の整備、人材育成などへの積極的な取組が求められる。

(2) その対策

ア 農林水産業の振興

(ア) 農林業

○持続的発展が可能な営農環境の創出

農地の集約化及び利用促進事業

新規就農者確保育成事業

担い手支援事業

植物防疫促進事業

- 農産物の高付加価値化と販売促進
 - 一次産物の高付加価値化・販売促進事業
 - 一次産品流通促進事業
- 農業生産基盤の整備等促進
 - 農業生産基盤の整備及び維持管理事業
 - 農道維持管理費
 - 農業施設補修事業
- 有害鳥獣対策の強化
 - 有害鳥獣対策事業
- 農業の有する多面的機能の発揮の促進
 - 日本型直接支払制度促進事業
- 畜産経営の安定化
 - 畜産経営体支援事業
- 森林整備と活用
 - 森林整備事業
 - 林道整備事業

(イ) 水産業

- 水産業の持続的な発展
 - 水産業振興補助事業
- 水産物の高付加価値化と販売促進
 - 一次産物の高付加価値化・販売促進事業（再掲）
 - 一次産品流通促進事業（再掲）
- 漁業生産基盤の整備
 - 漁港施設維持管理事業
 - 市単独漁港整備事業
 - 県営漁港整備負担金事業

イ 商工業の振興

- 指導団体の育成・強化
 - 商工会活動等支援事業
- 中小商工業者の経営支援の推進
 - 中小企業等経営支援事業
- 企業立地と雇用の拡大の促進
 - 企業立地等促進事業
 - 遊休施設活用推進事業
- 農商工連携、経済交流と販路拡大の促進
 - 一次産物の高付加価値化・販売促進事業（再掲）
 - 物産販路拡大促進事業
 - 一次産品流通促進事業（再掲）

ウ 観光の振興

- 観光・交流資源の整備充実
 - 海水浴場運営事業
 - 市営駐車場維持管理事業
 - 観光施設等維持管理事業
 - 観光用トイレ維持管理事業
 - 観光街路灯維持管理事業
 - 海岸美化活動支援事業
 - 海辺の魅力づくり推進事業
- 公園・緑地の整備
 - 花壇維持管理事業
- 観光イベント等の充実
 - 観光客誘致イベント支援事業
 - 観光イベント等誘致事業
- 受入れ体制の強化
 - 観光団体機能強化支援事業
 - 広域連携事業
 - 観光プラットフォーム事業
- 地域イメージの確立及び観光関連情報のシステムの発信
 - 観光プロモーション事業
 - フィルムコミッション推進事業
 - ふるさと大使事業
- 小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進
 - 小湊さとうみ学校管理運営事業
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致
 - マリーンズ交流推進事業
- スポーツコミッションによる地域活性化の推進
 - スポーツによる地域活性化の推進

エ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
市内事業所数（製造業、小売業）	427 件 （令和3年）	427 件	
うち旧天津小湊町の区域	88 件	88 件	
立地企業及び事業所の増加・拡充件数（累計）	7 件 （平成26年度～令和6年度）	10 件	
うち旧天津小湊町の区域	1 件	2 件	
経営耕地面積	1,217ha （令和2年）	1,217ha	減少傾向にある中、現状を維持
うち旧天津小湊町の区域	8 ha	8 ha	
有害鳥獣による年間農作物被害額	24,934 千円 （令和6年度）	17,453 千円	
うち旧天津小湊町の区域	759 千円	531 千円	
年間漁獲量	6,438 t （令和5年）	6,438t	減少傾向にある中、現状を維持
うち旧天津小湊町の区域	627 t	627 t	
年間観光入込客数	2,749 千人 （令和6年）	3,024 千人	
うち旧天津小湊町の区域	446 千人	491 千人	
年間宿泊者数	769 千人泊 （令和6年）	846 千人泊	
うち旧天津小湊町の区域	255 千人泊	281 千人泊	

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 （水産業）	水産業振興補助事業 水産多面的機能発揮対策事業負担金	東安房漁業 協同組合、鴨 川市	
	(2) 漁港施設	県営漁港整備負担金事業 天津漁港水産物供給基盤機能保全 事業 外	千葉県	
		県営漁港整備負担金事業 小湊漁港水産物供給基盤機能保全 事業 外	千葉県	
		県営漁港整備負担金事業 天津漁港海岸保全施設整備事業	千葉県	
		漁港施設維持管理事業 浜荻漁港修繕工事	鴨川市	
	(9) 観光・レクリ エーション	観光施設等維持管理事業 鯛の浦周辺観光施設維持管理 外	鴨川市	

	観光用トイレ維持管理事業	鴨川市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	<p>水産業振興補助事業</p> <p>水産資源種苗放流事業補助金（アワビ）</p> <p>栽培漁業振興総合対策事業補助金（チョウセンハマグリ） 外</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>水揚げ高の減少や厳しい漁業経営への対応が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>水産資源の適切な管理及び安定した漁業経営が図られる。</p>	東安房漁業協同組合、鴨川市	
(観光)	<p>花壇維持管理事業</p> <p>国道等の花壇への花の植栽及び管理</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>魅力的な観光地として花壇の適切な維持管理が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>来訪者や市民に憩いの場の提供が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>海水浴場運営事業</p> <p>海水浴場の開設及び運営</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>夏季の主要な観光コンテンツとして海水浴場の開設が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>安全・安心、快適な海水浴場を開設することで夏季の観光誘客が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>市営駐車場維持管理事業</p> <p>市営駐車場の管理</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>市民及び観光客が必要とする駐車場の設置及び維持管理が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>駐車場の適切な維持管理を行うことで、市民及び観光客の利便性向上が図られる。</p>	鴨川市	

		<p>観光街路灯維持管理事業</p> <p>観光街路灯の更新整備及び維持管理</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>観光振興や安全・安心な明るいまちづくりを目的に、街路灯の維持管理を主体的に行っている地域団体への支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>地域が主体的に関わり適正に維持管理を行うことで、観光地としての景観形成及び安全・安心な住空間の保全が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>海岸美化活動支援事業</p> <p>海岸美化活動の推進及び支援</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>観光スポットである美しい海岸線の維持が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>美しい海岸を提供することで、観光入込客数の増加が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>観光団体機能強化支援事業</p> <p>温泉源保護管理者への支援</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>観光振興の中核的な役割を担う観光団体の支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>観光団体を支援し多様化する観光ニーズに対応することで、観光入込客数及び宿泊者数の増加が図られる。</p>	鴨川市	
(その他)		<p>小湊さとうみ学校管理運営事業</p> <p>管理運営、備品購入、施設整備</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>スポーツ等合宿施設の適切な運営が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流が図られる。</p>	鴨川市	

	(基金積立)	基金積立 産業の振興に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、産業の振興に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 産業の振興が図られる。	鴨川市	
	(11)その他	有害鳥獣対策事業 捕獲・駆除	鴨川市有害鳥獣対策協議会、鴨川市	
		有害鳥獣対策事業 被害防止、防護柵設置	鴨川市有害鳥獣対策協議会、鴨川市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧天津小湊町の区域 全域	製造業、旅館業、農林 水産物等販売業、情報 サービス業等	令和8年4月1日～令 和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(ア) 製造業を含む商工業

製造業の現状は、製造品出荷額等こそほぼ横ばいと言えるものの、立地する事業所数及び従業者数は漸減傾向にある。

このような状況を踏まえて、既存企業による新事業の創出や生産技術の向上、新事業・新分野への進出による事業規模の維持・拡大が円滑に行われるよう、税制優遇措置などの活用による企業投資への支援を行う必要がある。また、併せて新規企業の立地を促進するため、立地奨励金などの優遇措置の活用を図る必要がある。

取組事業	説明
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、相談会を行い、経営者の育成を図る。

(イ) 旅館業を含む観光業

観光の現状は、観光入込客数及び宿泊者数ともに、観光スタイルの多様化などに伴って減少傾向となっている。

今後、宿泊型観光に関しては、集客を図るための観光プロモーションなどのみならず、第1次産業との連携による体験・滞在型観光の推進など、地域独自の魅力を活かしつつも既存の価値観に捉われない新たな魅力の創出と提案が求められる。また、市内での滞在時間を長くし、観光消費額増による地域経済の活性化を実現するために、受入れ体制の強化に取り組む必要がある。

取組事業	説明
観光基盤の形成	魅力的な観光地の基盤づくりと受入れ体制の強化を図る。
観光イベントの実施	イベント活動の充実と魅力の向上を図る。
観光プロモーションの推進	観光プロモーション力の強化を図る。

(ウ) 農林水産物等販売業を含む農林水産業

農林水産業の現状は、農業従事者数及び漁業就業者数ともに、担い手不足の影響もあり漸減となっている。

農林水産業については、地域独自の魅力の発信という役割に加えて、地元の担い手の所得確保という観点からも地域にとって欠かすことができないものである。このため、地元産品に関するマーケティング、ブランド力の強化や担い手確保対策、農商工連携及び6次産業化の促進による新商品の開発などを通して、地域の魅力の1つである販売商品のより一層の充実を図り、これを当該業種における経営体力の強化に繋げていく必要がある。

また、担い手不足を解消するために、後継者の確保及び育成の強化に取り組む必要がある。

取組事業	説明
流通基盤の整備事業	衛生管理の強化など、付加価値向上を目的とした施設整備を行う。
販路拡大事業	地元産品の都市圏への販促活動を行いブランド化を推進することにより付加価値向上を図る。
加工品開発事業	新たな加工品開発を支援し、事業者の収入の安定化を図る。

(エ) 情報サービス業等を含む情報通信業

情報通信業の現状は、立地実績のみならず、1事業所当たりの従業者数も非常に少ない状況にある。

今後は、企業参入の呼び水となる施策を展開し、市内への新たな産業進出の促進が必要である。

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業立地等に向けた補助制度を実施し、企業の誘致促進を図る。

ウ 産業振興施策の連携

産業振興施策の推進に当たっては、千葉県や近隣市町村、民間事業者などとの連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア 公共施設

施設類型	改善の方向性
レクリエーション・観光施設	天津小湊観光会館は、施設の維持管理をしつつ、利用を継続する。
スポーツ施設	施設を維持しつつ、効率的な施設運営を図るため、運営方法の見直し、施設の適正配置等を検討する。 利用者が少ない施設については廃止を含め活用方法を検討する。

イ インフラ

用途	改善の方向性
漁港	浜荻漁港については、「機能保全計画」に基づき、適切な点検の実施や保全工事を進め、施設機能を確保する。
農道 農業用施設 林道	効率的な維持管理を実施するため、日常の維持管理業務において把握できるデータについては、継続的なデータの管理と更新を行う。 計画的保全などの効率的な補修方法について検討し、維持管理費用の縮減を目指す。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報化の推進

インターネットやスマートフォン、SNSなどの普及により、ICTが高度化し、世界中がネットワークにつながることで生活の利便性が大きく向上していることから、市民の生活圏や経済圏の実態に即した情報ネットワーク化を促進するとともに、情報化に対応した行政サービスの向上及び行政情報発信機能の更なる充実を図る必要がある。

また、市民が情報をより得やすい環境の整備を進めるため、デジタル式防災ラジオの普及や防災情報伝達手段の多メディア化を進める必要がある。

(2) その対策

ア 情報化の推進

- 防災対策の強化
 - 防災情報伝達事業
- 広報・広聴活動の推進
 - 広報誌発行事業
 - ホームページ等運営事業
- 行政サービスの利便性向上
 - 証明書等コンビニ交付事業
 - マイナンバーカード交付事務費
- 基幹系システムの適正化及び情報セキュリティ対策の推進
 - 基幹系システム維持管理事業
- 情報化による事務事業の効率化
 - 情報系システム維持管理事業
- 地域情報化の推進
 - 地域情報化推進事業

イ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	32.4% (令和6年度)	向上	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設 (防災行政用無線 施設)	防災情報伝達事業 屋外子局の更新	鴨川市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 (その他)	防災情報伝達事業 防災ラジオ 50 台 (事業の必要性) 防災情報を取得しやすい環境整 備が求められている。 (事業の効果) 防災対策の充実が図られる。	鴨川市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通体系の整備

(ア) 広域幹線道路

本市の道路網は、海岸沿いの一般国道 128 号と西部を南北に縦貫する一般国道 410 号の 2 路線を始め、主要地方道 6 路線、一般県道 4 路線と市道によって構成されている。

東関東自動車道館山線や一般国道 127 号富津館山道路、首都圏中央連絡自動車道などの高規格道路網の整備により、南房総地域への交通アクセスの向上が図られている。これらと本市を結ぶ国県道は、継続的な整備が進められているものの、千葉県が掲げる県都 1 時間構想や高速道路アクセス 30 分構想の早期実現のためには、「館山・鴨川道路」を始めとして、広域道路ネットワークの一層の整備促進を図る必要がある。

旧天津小湊町の区域においては、一般国道 128 号から北方に主要地方道市原天津小湊線及び天津小湊夷隅線並びに一般県道内浦山公園線が伸びており、道路網の骨格を形成している。

このうち一般国道 128 号は、旧天津小湊町の区域と旧鴨川市の区域を結ぶ主要な道路であるため、交通量の増加に伴い、恒常的な自然渋滞を引き起こしている。

また、主要地方道の 2 路線は旧天津小湊町の区域と近隣市を結ぶ、通勤や買い物など日常生活に欠かせない幹線道路であるばかりでなく、観光客の利用する道路としても重要な役割を担っている。

(イ) 市内の生活道路

本市の市道延長は 741,595m であり、道路舗装率は 69.6%、道路改良率は 32.0%となっている。このうち旧天津小湊町の区域における市道延長は 55,444m であり、幹線道路を中心に改良工事や舗装工事などを実施してきた結果、道路舗装率 (89.1%) は高水準にあるものの、道路改良率 (20.7%) は未だ低い状況にある。(令和 7 年 3 月 31 日現在)

トンネルについては、トンネル長寿命化修繕計画に基づき、適切に維持管理を行うとともに、市道に架かる橋梁については、経年劣化への対応により通行時の安全確保を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づく継続的な整備を行うことが必要である。

また、これらの市道や林道については、地域からの要望などに基づき、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全を目的とした施設を適宜整備する必要がある。

イ 公共交通網の充実

(ア) 鉄道

本市の鉄道は、海岸沿いを一般国道 128 号とほぼ並行して J R 外房線・内房線が運行され、市内には 5 つの駅が設置されている。

このうち旧天津小湊町の区域では、外房線の安房小湊駅及び安房天津駅が設置されているが、運行本数は少なく、さらに利用者数の低迷により特急列車の減便、運行区間の短縮、ワンマン運行への切替えがなされるなど、市民のみならず、観光客にとっても利便性に乏しい路線となっている。

このため、沿線自治体や関係団体との連携の下、運行本数の増加を始めとするダイヤ改正や施設整備等に関する要望活動を行い、鉄道の利便性の向上を図る必要がある。

JR 駅別 1 日平均乗車人員

(単位:人、%)

	安房小湊駅			安房天津駅			安房鴨川駅		
	計	普通	定期	計	普通	定期	計	普通	定期
平成30年度	192	115	77	132	42	90	1,335	639	695
令和5年度	133	83	49	—	—	—	1,107	529	578
増減率	△30.7	△27.8	△36.4	—	—	—	△17.1	△17.2	△16.8

※安房天津駅は令和元年7月1日から無人駅のため、乗車人員は公表されていない。

資料：千葉県統計年鑑

(イ) バス路線

本市のバス路線は、民間路線バスとコミュニティバスのほか、東京駅や千葉駅などと安房鴨川駅や安房小湊駅の周辺を結ぶ高速バス、近隣市町との間を結ぶ急行・幹線バスが運行されており、市民の身近な足として、また観光客や市民の広域的な移動手段として大きな役割を果たしている。

旧天津小湊町の区域においても、民間路線バス（市内線）及び高速バス（勝浦東京線）が運行されている。

地域に欠かせない生活交通である民間路線バスについては、赤字額の拡大により、市の財政負担なしでは路線を維持できない状況となっており、また、コミュニティバスについても、輸送人員、収支率ともに減少傾向にあったことから、令和6年4月に北ルート及び清澄ルートを含む3ルートを再編し、旧鴨川市内を運行する循環線の運行に変更した。

このようなことから、引き続き、利用者の利便性向上を図り、利用の促進に取り組むとともに、地域公共交通網の最適化を継続的に検討し、その維持確保に努める必要がある。

民間路線バスの運行状況（旧天津小湊町の区域を主な経過地又は起終点とする路線）（単位：人）

路線名	運行区間			輸送人員		
	起点	主な経過地	終点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内線	仁右衛門島入口	鴨川駅前	誕生寺入口	100,003	105,216	54,052
	仁右衛門島入口	鴨川駅前	誕生寺入口	—	—	42,550
	鴨川駅（東口）	天津駅前	誕生寺入口	—	—	—

資料：鴨川市統計書（令和6年版）

コミュニティバスの運行状況（旧天津小湊町の区域を主な経過地又は起終点とする路線）（単位：人）

路線名	運行区間			輸送人員		
	起点	主な経過地	終点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北ルート	金山ダム	大日・鴨川駅 西口	内浦山県民 の森	11,376	12,383	12,933
清澄ルート	天津小湊支所	天津駅・清澄寺	奥清澄	2,537	2,630	2,382

資料：鴨川市統計書（令和6年版）

高速バスの運行状況（旧天津小湊町の区域を主な経過地又は起終点とする路線）（単位：人）

路線名	運行区間			輸送人員		
	起点	主な経過地	終点	令和3年度	令和4年度	令和5年度
勝浦 東京線	安房小湊駅	市原鶴舞バス ターミナル	B T 東京八 重洲	54,574	62,056	74,942

資料：鴨川市統計書（令和6年版）

（ウ）予約制乗合タクシー

予約制乗合タクシー「チョイソコかもがわ」は、地域公共交通計画に基づき、路線バスやコミュニティバスの既存路線の減便・統合等による効率化や、新たな公共交通システムの導入検討など、持続可能かつ有効な公共交通網への再編の一環として事業主体の支援に取り組んでいる。

令和6年4月からは、従前の長狭地域に加え、江見地域、天津小湊地域に運行エリアを拡大し、実証運行を継続した。その結果及び利用者の意見等を踏まえ、令和7年度からは、本格運行に移行している。

乗合タクシーの運行状況（旧天津小湊町の区域）（単位：人）

路線名	運行区域	輸送人員		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
チョイソコかもがわ	天津小湊地域及び鴨川地域	—	—	1,463

出典：企画政策課調べ

（2）その対策

ア 交通体系の整備

- 一般市道等の整備
 - 市道整備事業
 - 道路橋梁維持補修事業
- 幹線道路の整備
 - 土木総務事務費
 - 社会資本整備総合交付金事業
- 橋梁等の維持管理
 - 道路メンテナンス事業
- 舗装・法面等の維持管理
 - 道路橋梁維持補修事業（長寿命化事業）

- 道路台帳の整備
道路台帳整備事業
- 交通安全対策の推進
市道整備事業
- 森林整備と活用
林道整備事業

イ 公共交通網の充実

- 地域公共交通網の維持確保
地域公共交通計画推進事業
- 生活交通の維持確保
鉄道利便性向上事業
民間路線バス維持確保事業
予約制乗合タクシー運行事業

ウ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
「国・県道など幹線道路網の整備促進」に不満を持つ市民の割合(まちづくりアンケート調査)	52.4% (令和6年度)	改善	
「鉄道の利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合(まちづくりアンケート調査)	67.4% (令和6年度)	改善	
「路線バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合(まちづくりアンケート調査)	71.0% (令和6年度)	改善	
「高速バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合(まちづくりアンケート調査)	40.0% (令和6年度)	改善	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市道 (道路)	市道西蓮寺下線道路整備事業 用地補償、改良工事	鴨川市	
		市道大風沢線道路整備事業 用地補償、改良工事	鴨川市	
		市道稚児ヶ滝線道路整備事業 測量業務、局部改良工事	鴨川市	
		市道萩の巣線道路整備事業 測量業務、排水整備工事	鴨川市	
		市道大杉新町線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	

	市道川久保線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
	市道葛川線道路整備事業 舗装工事	鴨川市	
	市道天津駅近道線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
	市道川脇遊覧線道路整備事業 測量業務、設計業務、落石対策工事	鴨川市	
	市道清風寺台線道路整備事業 測量業務、側溝整備工事	鴨川市	
	市道松ヶ久保線法面補修事業 測量業務、設計業務、補修工事	鴨川市	
	市道坂本四方木線排水路補修事業 測量業務、設計業務、補修工事	鴨川市	
	市道半道坂線外道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
	市道小湊中学校前線外道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	
	市道塩手川上線外道路整備事業 測量業務、排水路整備工事	鴨川市	
	市道整備事業 測量業務、設計業務、用地補償、側溝 整備工事、舗装工事等	鴨川市	
	道路橋梁維持補修事業 小規模修繕、補修用材料の支給、測量 業務、設計業務、側溝補修工事、舗装補 修工事、法面補修工事等	鴨川市	
(橋りょう)	砂田橋（天津）橋梁補修事業 補修工事	鴨川市	
	梅田橋（浜荻）橋梁補修事業 設計業務、補修工事	鴨川市	
	道路橋梁維持補修事業 小規模修繕	鴨川市	
	道路メンテナンス事業 測量業務、設計業務、調査業務、定期 点検業務、橋梁長寿命化修繕計画策 定業務、補修工事等	鴨川市	
(その他)	市道整備事業 カーブミラー、ガードレール、区画線 等の設置工事	鴨川市	

	道路橋梁維持補修事業 カーブミラー、ガードレール、照明灯等の小規模修繕	鴨川市	
(3) 林道	林道浜荻線 整備工事	鴨川市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	民間路線バス維持確保事業 市内線（磯貝～誕生寺入口） (事業の必要性) 市民の生活に必要な交通手段の維持確保及び利便性の向上を図る必要がある。 (事業の効果) 公共交通空白地域の解消、市民の交通手段の維持確保及び利便性の向上が図られる。	日東交通株式会社、鴨川市	
	予約制乗合タクシー運行事業 予約制乗合タクシー運行事業補助金 (事業の必要性) 市民の生活に必要な交通手段の維持確保及び利便性の向上を図る必要がある。 (事業の効果) 公共交通空白地域の解消、市民の交通手段の維持確保及び利便性の向上が図られる。	千葉トヨタ自動車株式会社、鴨川市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア インフラ

用途	改善の方向性
道路（市道）	<p>「トンネル長寿命化修繕計画」などの各施設別修繕計画に沿って、適切な維持管理を実施する。</p> <p>効率的な維持管理を実施するため、日常の維持管理業務において把握できるデータについては、継続的なデータの管理と更新を行う。</p> <p>今後の定期調査の在り方として、定期点検を継続実施し、修繕計画策定路線以外の道路については、目視による日常パトロール結果の利活用など、総合的に組み合わせて損傷箇所を発見する仕組みの導入を検討し、調査費用の削減に努める。</p> <p>予防保全などの効率的な補修方法については、各施設別修繕計画により決定し、維持管理費用の縮減を目指す。</p>

橋梁	<p>「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って維持管理を行う。</p> <p>安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減を図るため、定期的な点検により、早期に損傷箇所を発見し、大規模な修繕に至る前に適切な対策を実施する。</p>
林道	<p>効率的な維持管理を実施するため、日常の維持管理業務において把握できるデータについては、継続的なデータの管理と更新を行う。</p> <p>計画的保全等の効率的な補修方法について検討し、維持管理費用の縮減を目指す。</p>

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道対策

本市の上水道事業における給水状況は、給水人口は30,401人、水道普及率99.6%に達している。(令和6年3月31日現在)

今日まで、南房総広域水道企業団からの受水などにより、安定的な給水を行うとともに、水道の給水外の区域では、安心して利用できる生活用水の確保をしてきた。令和8年4月1日からは、安房地域の4水道事業を統合し、安房郡市広域市町村圏事務組合が水道事業の経営を行うこととなっており、今後は、同組合において、水道事業の健全な運営に努めつつ、老朽化施設の更新を計画的に進めるとともに、安全で良質な水の安定供給に引き続き努める必要がある。

イ 下水処理対策

本市の公共下水道は未整備であることから、生活排水を浄化し、河川や海域の水質を保全するための汚水処理は、主に合併処理浄化槽により対応をしている。

このことから、今後も、市民への意識啓発を図りながら、合併処理浄化槽の普及拡大に努める必要がある。

ウ ごみ処理等対策

市町合併時に稼働していた市内3か所のごみ処理施設のうち、老朽化が著しかった鴨川市南房総市環境衛生組合焼却処理施設及び天津小湊清掃センターは平成22年3月末をもって焼却業務を終了し、鴨川清掃センターに統合して市内全てのごみを一括処理している。

ごみの処理施設・収集運搬体制については、6市1町(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町)による広域廃棄物処理事業により、新たな一般廃棄物処理施設の整備が進められている中、本市においては、一般廃棄物中継施設の整備・運営に取り組むとともに、引き続き安定的な収集・処理に努める必要がある。さらには、天津小湊最終処分場の適正な維持管理に努める必要がある。

また、ごみ処理に係る環境負荷低減のため、分別排出の徹底や生ごみの堆肥化、自主的なリデュース・リユース・リサイクル(発生抑制・再利用・再生使用)を促進することにより、引き続きごみの減量化に努める必要がある。

加えて、し尿処理については、収集・運搬業務を民間事業者へ委託しているが、人口減少や合併処理浄化槽への転換により処理量が減少する中においても安定的な収集・処理に努めるとともに、老朽化した処理施設「衛生センター」を更新する必要がある。

エ 消防体制の充実

旧天津小湊町の区域における消防体制は、安房郡市広域市町村圏事務組合の常備消防(天津小湊分遣所)と非常備消防(分団数6、団員数100人、車両7台)で組織されている。

(令和6年4月1日現在)

非常備消防においては、地域の人口減少や高齢化の進行により、団員の確保が困難な状

況にあるものの、その確保と施設・設備の充実を図る必要がある。

また、消防施設は、防火水槽 28 基、消火栓 149 栓を設置しているが、充足率は十分であるとは言えず、今後も、防火水槽や消火栓などの適切な設置を進める必要がある。(令和 6 年 3 月 31 日現在)

オ 防災・防犯対策

東日本大震災の発生後、市民の防災意識の高まりとともに、事前防災や減災に関する取組が強く求められており、いつ発生するか分からない大規模な自然災害に対して、平時に可能な対策を積み上げていくことが重要である。

また、令和元年房総半島台風などの発生以降は、停電対策や市民への情報伝達、避難所での感染症対策、食料や資材などの速やかな給与のための備蓄管理体制の見直し、土砂災害警戒区域内住民への対応、孤立地区の発生など、新たに取り組むべき危機管理に関する課題も生じている。

また、二級河川袋倉川は、令和元年台風第 21 号、令和 5 年台風第 13 号による大雨で氾濫し、住宅や工場などが浸水する甚大な被害が発生したほか、国道 128 号では法面の崩落や、海沿いでの高潮被害が度々発生するなど、自然災害が頻発、激甚化する傾向にある。

このため、中長期的な視野の下、引き続き優先度が高い施策からの確な事業実施に努めるとともに、すぐにでも発生しうる大規模災害に備えるため、市民が自らの生命及び生活を守ることができるよう草の根レベルでの地域防災力の向上を目指す取組を進め、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

また、防犯対策として、警察や地域防犯団体などとの連携の下、防犯教育や啓発活動を推進するとともに、防犯灯の適正配置と LED 化を進め、市民ぐるみでの安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。

(2) その対策

ア 上水道対策

- 安全で良質な水の安定供給
 安房郡市広域市町村圏事務組合（水道事業）

イ 下水処理対策

- 下水処理機能の充実
 家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業

ウ ごみ処理等対策

- ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実
 ごみ処理対策事業集積施設整備推進事業
 広域廃棄物処理事業
 一般廃棄物中継施設の整備・運営事業
 清掃センター事務費
 鴨川清掃センター維持管理費
 塵芥収集車費

- 塵芥収集事業
- 天津小湊最終処分場維持管理費
- ごみの減量化、再資源化の推進
 - ごみ処理対策事業
 - 塵芥処理事業
 - 焼却残渣等運搬処理事業
- し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理
 - し尿処理事務費
 - し尿処理施設維持管理費
 - し尿収集車費
 - 衛生センター更新事業

エ 消防体制の充実

- 消防・救急体制及び施設・設備の整備
 - 常備消防費
 - 消防総務事務費
 - 消防車両等整備事業
 - 消防団運営事業
 - 消防施設整備事業

オ 防災・防犯対策

- 防災対策の強化
 - 防災教育・訓練事業
 - 災害対策事業
 - 災害ボランティア活動センター事業
 - 福祉避難所運営事業
 - 避難行動要支援者（要援護者）支援事業
 - 防災情報伝達事業（再掲）
 - 自主防災組織育成事業
 - 国民保護事業
- 高潮・津波・水害対策の推進
 - 河川改修事業
 - 排水機場維持管理事業
 - 河川総務事務費（水門の維持管理事業）
- 土砂災害対策の推進
 - 急傾斜地崩壊対策事業
 - 農地地すべり管理事業
 - 農業用ため池・ダム維持管理適正化事業
- 安全で快適な住まいづくりの促進
 - 住宅・建築物耐震改修等事業（再掲）
 - がけ地近接等危険住宅移転事業（再掲）

空き家対策事業（再掲）

○防犯対策の推進

防犯対策事業

カ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
合併処理浄化槽設置率	56.2% (令和6年度)	59.0%	
1人1日当たりのごみ排出量	1,065g (令和6年度)	920g	
リサイクル率	13.2% (令和4年度)	18.0%	
消防団充足率	87.9% (令和6年)	100%	
うち旧天津小湊町の区域	82.1%	100%	
年間刑法犯罪発生件数	248件 (令和6年)	減少	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(2) 下水処理施設 (その他)	家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業 合併処理浄化槽への転換補助 20基	鴨川市	
	(3) 廃棄物処理施設 (ごみ処理施設) (し尿処理施設)	塵芥収集車費	鴨川市	
		天津小湊最終処分場維持管理費	鴨川市	
		衛生センター更新事業	鴨川市	
	(5) 消防施設	消防車両等整備事業 消防車両の維持管理 7台	鴨川市	
		消防施設整備事業 詰所の改修工事 第4支団	鴨川市	
		消防施設整備事業 消火栓や詰所等の維持管理	鴨川市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 (環境)	塵芥収集事業 ごみ収集運搬業務 (事業の必要性) 効率的なごみ処理の運営が求め られている。 (事業の効果) 生活環境の充実が図られる。	鴨川市	

		し尿処理事務費 し尿収集業務 (事業の必要性) 効率的なし尿処理の運営が求められている。 (事業の効果) 生活環境の充実が図られる。	鴨川市	
(その他)		住宅・建築物耐震改修等事業 耐震診断・耐震改修等に対する支援 10件 (事業の必要性) 住宅・建築物の耐震化を促進する施策の実施が必要である。 (事業の効果) 住宅及び建築物の耐震性向上が図られる。	鴨川市	
(防災・防犯)		防災情報伝達事業 防災マップ作成 海拔表示板の更新 (事業の必要性) 防災情報を取得しやすい環境づくりが必要である。 (事業の効果) 事前の防災情報の提供による被害軽減が図られる。	鴨川市	
		自主防災組織育成事業 組織に対する支援 9組織 (事業の必要性) 災害時に自主的に活動できる組織の育成が求められている。 (事業の効果) 地域防災力の向上により防災対策の強化が図られる。	鴨川市	

	(基金積立)	<p>基金積立</p> <p>生活環境の整備に係る事業の財源としての基金積立</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>基金の計画的な運用を図ることにより、生活環境の整備に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	(8)その他	急傾斜地崩壊対策事業 対策工事に対する負担金	千葉県	
		河川改修事業 準用河川岩井川 測量業務、設計業務、改修工事	鴨川市	
		河川総務事務費 水門の維持管理事業(内浦・湊・神明水門)	鴨川市	
		追原周辺地域振興事業	追原周辺地域活性化委員会、鴨川市	
		防犯対策事業 LED 防犯灯の修繕及び更新 50基	鴨川市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア 公共施設

施設類型	改善の方向性
環境施設	天津小湊一般廃棄物最終処分場は、埋立終了(閉鎖)するまでの間は、施設を維持する。
消防施設	消防団の詰所や車庫は、消防機能を維持する観点から、計画的な点検や修繕などの老朽化対策を実施する。

イ インフラ

用途	改善の方向性
河川	<p>定期的なパトロールなどにより把握したデータを元に、適切に管理更新を行う。</p> <p>効率的な改修、維持補修方法について検討し、維持管理費用の縮減を目指す。</p>

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援の充実

旧天津小湊町の区域には、市立の幼保連携型認定こども園である天津小湊認定こども園が1園あり、定員105人のところ、在園児数は65人である。(令和6年5月1日現在)

令和2年4月1日に、天津小湊幼稚園及び天津小湊保育園を認定こども園化し、天津小湊認定こども園が設置され、旧幼稚園舎と旧保育園舎を活用した施設分離型による運営を行っていたが、旧保育園舎の改修工事により令和3年4月からは一体型施設として運営している。

今後は、教育・保育環境の安全確保を図るとともに、保護者の就労形態の多様化などによる保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、一時預かり事業など、保育サービスの一層の充実を図る必要がある。

また、留守家庭児童の健全育成と事故防止を目的とした放課後児童健全育成事業については、市内全地区の児童を対象に実施をされてはいるものの、保護者等の負担を踏まえ、運営主体への支援が求められている。

認定こども園の状況(旧天津小湊町の区域)

(単位：人)

施設名	収容定員	園児数	職員数(会計年度任用職員含む)
天津小湊認定こども園	105	65	19

出典：子ども支援課調べ

イ 高齢者施策の充実

本市の65歳以上の人口の比率は39.9%、このうち旧天津小湊町の区域は47.8%であり、今後も高齢化が進んでいくことが予測される。(令和7年4月1日現在)

少子・高齢化の進行、生活形態の多様化などにより、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加していることから、高齢者の社会的孤立や虐待などに対応した地域ぐるみの見守り事業や地域包括ケアシステムの充実が求められている。

このため、旧天津小湊町の区域においては、福祉総合相談センター天津小湊を拠点施設として、地域包括ケアの推進と保健、医療、福祉及び介護などに関する相談に対応するワンストップサービスの更なる充実を図る必要がある。

また、地域における高齢者の生活支援や介護予防、フレイル対策を進め、高齢者の生涯活躍と社会参加及び交流の促進を図る必要がある。

そこで、各種介護保険サービスの充実を進めるとともに、介護保険対象外の高齢者に対する自立・生活支援サービスの充実や寝たきり及び認知症の予防など、介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援やシルバー人材センターの活用などによる高齢者の生きがい対策など、高齢者への総合的な対策を講じる必要がある。

ウ その他の福祉の推進

少子・高齢化の進行、若者の首都圏への流出などに伴う人口減少、地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの変容など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化したことから、福祉ニーズは増大し多様化している。

地域福祉活動の中核的役割を果たす民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体においては、高齢化や後継者不足などによる登録人数の減少などが生じており、これらの担い手の確保を始めとする体制の強化を行うことで孤独死や虐待などへの対応を図るとともに、ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、各種支援制度の活用と相談・指導体制の充実を図る必要がある。

障害者福祉については、障害者の雇用機会の拡大と社会参加を促進するため、市民の理解と認識を深めていくとともに、相談・情報提供体制の整備、福祉サービスの充実を図る必要がある。

また、高齢者や障害者が円滑な社会生活を送ることができるようにするため、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設や公共空間におけるバリアフリー化を図る必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援の充実

○子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進

子ども・子育て支援事業計画策定事業

○教育・保育サービスの充実

子ども・子育てトータルサポート事業

認定こども園運営事業

認定こども園維持管理費

認定こども園施設改修事業

保育士処遇改善事業

教育・保育給付費事業

延長保育事業

一時預かり事業

○地域子育て支援の充実

家庭児童相談室運営事業

地域子育て支援拠点事業

乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業

母子生活支援施設措置事業

障害児親子通所支援センター事業

教育・保育施設障害児等受入促進事業

病児保育事業

ファミリー・サポート・センター事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待対策事業

- 子育て短期支援事業
- 放課後児童健全育成事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 子育て家庭への経済的な支援の推進
 - 子ども医療費給付
 - 児童扶養手当費
 - 児童手当費
 - 実費徴収に係る補足給付事業
 - 養育医療給付事業
 - 母子家庭及び父子家庭等自立支援事業
 - 妊婦のための支援給付事業

イ 高齢者施策の充実

- 高齢者福祉等施策全般の総合的な推進
 - 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進
- 介護予防の推進
 - 介護予防ケアマネジメント事業
 - 介護予防・生活支援サービス事業
 - 介護予防普及啓発事業
 - 介護予防把握事業
 - 地域予防活動支援事業
 - 地域リハビリテーション活動支援事業
 - 介護人材確保対策事業
- 地域包括ケアの推進
 - 介護給付費等費用適正化事業
 - 地域包括支援センター事業
 - 権利擁護事業
 - 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - 地域包括支援センターサブセンター事業
 - 総合相談事業
 - 生活困窮者自立支援事業
- 在宅医療・介護連携の推進
 - 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援の充実
 - 家族介護継続支援事業
 - 家族介護支援事業（認知症高齢者徘徊防止・早期発見支援事業）
 - 地域自立生活支援事業（介護相談員活動支援事業）
 - 認知症家族介護支援事業
- 認知症高齢者支援の充実
 - 認知症初期集中支援チーム事業
 - 認知症地域支援・ケア向上事業

地域自立生活支援事業（地域認知症サポーター養成講座開催事業）

- ひとり暮らし高齢者の支援
 - 緊急通報体制等整備事業
 - 高齢者孤立防止事業
 - 地域自立生活支援事業（配食サービス事業）
- 高齢者の生きがいづくり活動の促進
 - 老人クラブ活動等事業
 - シルバー人材センター事業
- 敬老事業の促進
 - 敬老事業

ウ その他の福祉の推進

- 健康福祉施策全般の総合的な推進
 - 健康福祉推進計画策定事業
- ふれあい・ささえあいのネットワークの形成
 - 民生委員・児童委員業務委託事業
 - 虐待防止対策事業
 - 地域福祉活動推進事業
 - 高齢者等見守りネットワーク事業
 - 成年後見制度利用促進事業
 - 市民後見推進事業
 - 成年後見制度利用支援事業
 - 生活支援体制整備事業
 - 総合相談事業（再掲）
- 障害者関連施策全般の総合的な推進
 - 障害福祉計画等策定事業
- 総合相談体制の整備
 - 障害者相談員設置事業
 - 障害者虐待防止対策事業
- 障害者の経済的支援の推進
 - 障害者福祉扶助事業
- 障害者の社会参加の促進
 - 福祉タクシー事業
 - 自立支援給付事業
 - 医療型児童発達支援センター整備事業
 - 地域生活支援事業

エ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
特定健診の受診率	29.6% (令和6年度)	35.0%	

福祉関連ボランティア登録者数	461人 (令和6年度)	461人	
うち旧天津小湊町の区域	106人	106人	
合計特殊出生率	1.01人 (令和5年)	向上	
こども園に行くことが楽しいようにみえたと回答した保護者の割合	94.6% (令和6年度)	向上	
うち旧天津小湊町の区域	95.5%	向上	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園維持管理費	鴨川市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉) (高齢者・障害者福祉)	認定こども園運営事業 認定こども園の運営 (事業の必要性) 認定こども園の適正な運営が求められている。 (事業の効果) 安定した認定こども園の運営が図られる。	鴨川市	
		放課後児童健全育成事業 学童保育を行う団体への支援 (事業の必要性) 家庭環境などの変化により、放課後における児童の居場所の確保が求められている。 (事業の効果) 子育て環境の充実が図られる。	鴨川市	
		総合相談体制の充実 福祉総合相談センターの設置及び運営 (事業の必要性) 対象者を限定しない福祉相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果) 総合相談体制の充実が図られる。	鴨川市	
		地域包括支援センターサブセンター事業	鴨川市	

		<p>地域包括支援センターサブセンターの設置及び運営 (事業の必要性) 地域住民に身近な場所での相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果) 地域づくりや高齢者等への支援の充実が図られる。</p>		
		<p>生活困窮者自立支援事業 包括的相談業務の実施 (事業の必要性) 対象者を限定しない福祉相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果) 総合相談体制の充実が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>地域自立生活支援事業（配食サービス事業） 食生活の自立に向けた食事の支援 (事業の必要性) 高齢者などが住み慣れた地域で自立した生活が送れる環境づくりが求められている。 (事業の効果) 食生活の自立など在宅生活の充実が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>緊急通報体制等整備事業 緊急通報システムの整備 (事業の必要性) 緊急時の不安を解消するため、定期的な安否確認の手段の確保が求められている。 (事業の効果) 安心して暮らすことのできる生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>高齢者孤立防止事業 高齢者世帯等への訪問による安否確認 (事業の必要性) 適切な福祉サービスとの連携や孤独感の解消が求められている。</p>	鴨川市	

	(事業の効果) 安心して暮らすことのできる生活環境の充実が図られる。		
--	---------------------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア 公共施設

施設類型	改善の方向性
認定こども園	施設を維持しつつ、効率的な施設運営を図るため、分離型施設の一体化、施設規模などの適正化を検討する。 分離型施設の一体化と併せて、老朽化が進んでいる施設は、将来的に建替えなどを検討する。
保健・福祉施設	施設の長寿命化を図りつつ、効率的な施設運営を図る。 施設の利用料金の在り方を検討する。 天津小湊保健福祉センターは、地域内の他の公共施設と合わせて、機能再編及び施設の統廃合を検討する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療環境の充実

本市には高度医療機能を有する大規模な民間病院を始め市立国保病院などが立地し、旧天津小湊町の区域には1つの診療所(内科、呼吸器内科、小児科)と1つの歯科診療所が立地している。

また、救急医療については、市内に24時間体制の救急病院がある一方で、広域的な救急医療体制も構築されており、旧天津小湊町の区域を含め、医療水準が比較的高い恵まれた環境にある。

これらの環境を持続的に発展させていくため、広域的な救急体制の充実に努めるとともに、安房郡市内における看護師などへの就職希望者を支援することにより、本市周辺地域における看護師などの安定的な確保を図る必要がある。

イ 健康の推進

本市では、健康寿命延伸のため、小児からの生活習慣病対策や、妊産婦及び乳児への総合的な支援、特定健診及び特定保健指導、各種がん検診の受診及び食生活改善の促進、さらには健康づくりに関する各種団体との連携に努めるとともに、高齢期を迎えても寝たきりや認知症にならないよう様々な介護予防事業を推進している。

とりわけ旧天津小湊町の区域では、天津小湊保健福祉センターを活用し、保健師、管理栄養士などによる食と運動を重視した教室の開催や介護予防サポーターなどによる地域の自主活動グループの育成及び支援を行っている。

今後も、旧鴨川市の区域に所在する総合保健福祉会館(ふれあいセンター)との連携により、市民の健康づくり意識の高揚と地域資源を活用した主体的な健康づくりを図るとともに、生活習慣病予防及び介護予防に重点を置いた保健事業の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 医療環境の充実

- 地域医療環境の充実
 - 救急・休日・夜間医療の充実
- 医療・福祉分野における人材の確保
 - 看護師等確保対策事業

イ 健康の推進

- 健康福祉施策全般の総合的な推進
 - 健康福祉推進計画策定事業(再掲)
- 保健サービスの充実
 - 特定健康診査事業
 - 特定健康診査受診率向上事業
 - 各種検(健)診事業

- 母子保健事業
- 母子歯科口腔保健事業
- 妊婦等包括相談支援事業（再掲）
- 予防接種事業
- 健康増進事業
- 感染症予防事業
- こころの健康づくり事業
- 骨髄移植ドナー等支援事業
- 地域における健康づくり組織の育成・支援
 - 栄養改善事業
 - 健康づくり活動の推進
- 保健・医療等に関する情報ネットワークの構築
 - 総合相談事業（再掲）

ウ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
自分が健康だと思う市民の割合（40～64歳）	84.7% （令和6年度）	向上	
自分が健康だと思う市民の割合（一般高齢者）	76.2% （令和6年度）	向上	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

旧天津小湊町の区域では、小学校1校、中学校1校を設置及び運営している。

児童及び生徒の数が総じて減少傾向にある中、0歳から15歳までの子どもの発達の特性を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かな生きる力を身に付けることのできる一貫した教育「保幼小中一貫教育」のより一層の推進とともに、小中学校の適正配置に関する検討が求められている。

さらに、ICTを基盤とした情報社会や次代の超スマート社会(Society5.0)に対応していくため、GIGAスクール構想により整備された1人1台のタブレット端末を活用したICT教育のより一層の推進が求められている。

また、学校運営協議会の設置や地域学校協働活動推進員の配置、学校支援ボランティアの登録を進め、地域との連携を推進するとともに、遠距離通学者に対する負担軽減、インクルーシブ教育システムの構築、特別支援教育の推進、就学が困難とならないための各種支援、いじめの防止、不登校児童生徒への支援など、教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた柔軟な対応が求められている。

これらに加えて、学校給食の充実を図るとともに、経年劣化が顕著な学校教育施設については、児童及び生徒などの安全確保はもとより、良質で快適な教育環境を整えるため、計画的な整備を実施する必要がある。

小学校の状況(旧天津小湊町の区域)

(単位:人)

施設名	学級数	児童数	教員数
天津小湊小学校	8	134	14

出典:鴨川市統計書(令和6年版)

中学校の状況(旧天津小湊町の区域)

(単位:人)

施設名	学級数	生徒数	教員数
安房東中学校	5	75	13

出典:鴨川市統計書(令和6年版)

イ 生涯学習の充実

本市は、生涯学習関連施設として8の公民館やわんぱくハウス、郷土資料館、図書館などを有している。快適な学習環境の提供とともに利用者の利便性の向上を図るため、施設の適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。

青少年健全育成の観点からは、青少年があらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、青少年育成団体と学校、家庭、地域がさらに連携を深め、放課後子ども教室(土曜スクール)などの取組を地域全体で推し進める必要がある。

また、本市には、亀田医療大学を始め、複数の大学の教育研究施設が立地するほか、自然

環境や歴史・文化遺産に恵まれていることから、これらの環境を最大限に活かした生涯学習の振興施策が求められている。

図書館では、利用者カードのデジタル化や電子図書の導入などの新たなサービスの実施や天津小湊公民館図書館分室の更なる充実が求められている。

ウ スポーツの振興

本市においては、県南随一の規模を誇る総合運動施設を始め、社会体育施設、学校体育施設の整備・活用により、市民スポーツの振興やスポーツイベント・合宿の誘致を進めてきたところであるが、誰もが生涯にわたり、様々な形でスポーツに親しめる環境づくりがこれまで以上に求められている。

このことから、市民スポーツの活性化やスポーツの日常化によるウェルネスを実現するため、市内運動施設の利便性向上や市民ニーズに対応したスポーツ施策を推進していく必要がある。

また、プロスポーツ関連合宿の誘致、競技スポーツ及びユニバーサルスポーツの普及啓発を図るなど、スポーツを市民福祉の向上や地域振興に結び付ける取組が必要である。

さらに、地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設である小湊さとうみ学校の運営等により、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流を促進する必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

○幼児教育の充実

幼児教育の充実

○義務教育の充実

教育振興事業

小中一貫教育推進事業

長狭教育振興会事業

特別支援教育総合推進事業

不登校児童生徒支援事業

外国語教育推進事業

学習支援員等派遣事業

いじめ防止対策事業

地域学校協働本部運営事業

学校運営協議会推進事業

小学校管理運営事業

中学校管理運営事業

小学校施設維持管理事業

中学校施設維持管理事業

児童及び教職員健康管理事業

生徒及び教職員健康管理事業

小学校教育コンピュータ管理事業

中学校教育コンピュータ管理事業
小学校教育振興事業
中学校教育振興事業
児童援助奨励事業
生徒援助奨励事業
大会派遣等補助事業
生徒通学費補助事業
中学校部活動地域展開事業

○学校施設の改修

小学校施設改修事業
中学校施設改修事業

○学校給食の充実

給食センター事務費
給食センター維持管理費
給食センター運営委員会運営事業
給食事業

イ 生涯学習の充実

○多彩な学習活動の促進

公民館教室開催事業
社会教育指導員活用事業
家庭教育指導員活用事業
中学生職場体験学習事業
大学等交流事業
移動教室バス事業

○社会教育団体への補助事業

社会教育団体補助事業

○社会教育関連施設の整備充実

公民館維持管理費
わんぱくハウス維持管理費

○読書・学習環境の充実

図書館協議会運営事業
図書・AV資料購入事業
図書館学習等事業

○啓発活動の推進

生涯学習団体支援事業

○青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

放課後子ども教室運営事業

ウ スポーツの振興

○市民のスポーツ振興事業

市民スポーツ振興事業

- スポーツ推進委員によるスポーツの指導、普及活動
スポーツ推進審議会運営事業
- スポーツコミッションによる地域活性化の推進
スポーツによる地域活性化の推進
- 小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進
小湊さとうみ学校管理運営事業（再掲）
- 社会体育施設の整備
社会体育施設維持管理費
社会体育施設整備事業
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致
マリーンズ交流推進事業（再掲）

エ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合（小6、中3）	77.5% （令和6年度）	向上	
うち旧天津小湊町の区域	72.4%	向上	
学校が楽しいと感じる児童生徒の割合	90.2% （令和6年度）	向上	
うち旧天津小湊町の区域	91.6%	向上	
「お子さんは小学校または中学校生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合	89.0% （令和6年度）	向上	
うち旧天津小湊町の区域	87.1%	向上	
図書館貸出冊数	109,251冊 （令和6年度）	109,000冊	
生涯学習ボランティア登録者	70人 （令和6年度）	70人	
うち旧天津小湊町の区域	4人	4人	
小湊さとうみ学校利用者数	23,151人 （令和6年度）	25,000人	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 （校舎）	小学校施設改修事業 天津小湊小学校空調設備更新工事 実施設計、施工監理	鴨川市	
		中学校施設改修事業 安房東中学校空調設備更新工事 実施設計、施工監理	鴨川市	

(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 (義務教育)	外国語教育推進事業 外国語指導助手（ALT）の配置 (事業の必要性) 外国語教育の効果的な推進が求められている。 (事業の効果) 外国語教育や国際化に対応した人材育成などの充実が図られる。	鴨川市	
	地域学校協働本部運営事業 学校運営協議会推進事業 学校運営協議会の設置 地域学校協働活動推進員の配置 学校支援ボランティアの登録 (事業の必要性) 地域全体で子どもたちの成長を支えていく必要がある。 (事業の効果) 地域と一体となった学校づくりの充実が図られる。	鴨川市	
	生徒通学費補助事業 安房東中学校生徒の保護者へ通学費の補助 (事業の必要性) 遠距離通学生徒の保護者への支援が求められている。 (事業の効果) 保護者の経済的負担の軽減が図られる。	鴨川市	
	小学校教育コンピュータ管理事業 タブレットPCのリース、保守管理外 (事業の必要性) ICTを活用した学習活動の充実が求められている。 (事業の効果) タブレットPCを活用した学習活動の充実が図られる。	鴨川市	
	中学校教育コンピュータ管理事業 タブレットPCのリース、保守管理外 (事業の必要性)	鴨川市	

	<p>I C Tを活用した学習活動の充実が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>タブレットP Cを活用した学習活動の充実が図られる。</p>		
	<p>小学校教育振興事業</p> <p>特別支援教育支援員の配置</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>保護者等の多様なニーズへの適切な対応が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>中学校教育振興事業</p> <p>特別支援教育支援員の配置</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>保護者等の多様なニーズへの適切な対応が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>児童援助奨励事業</p> <p>就学援助費の支給</p> <p>特別支援教育就学奨励費の支給</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>就学困難と認められる児童の保護者等に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>生徒援助奨励事業</p> <p>就学援助費の支給</p> <p>特別支援教育就学奨励費の支給</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>就学困難と認められる生徒の保護者等に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p>	鴨川市	
	<p>小学校管理運営事業</p> <p>園児、児童送迎用バスの運行</p> <p>(事業の必要性)</p>	鴨川市	

		<p>遠隔地から通園・通学する園児・児童に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>安全かつ確実な登下校の確保が図られる。</p>		
	(生涯学習・スポーツ)	<p>図書・AV資料購入事業</p> <p>天津小湊公民館図書館分室の図書資料購入</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>豊富な図書資料の収集や提供体制の確保が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>読書環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>放課後子ども教室運営事業</p> <p>放課後子ども教室(土曜スクール)の運営支援</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>土曜日等において小学生が安心して活動できる場の確保が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	(基金積立)	<p>基金積立</p> <p>教育の振興に係る事業の財源としての基金積立</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>基金の計画的な運用を図ることにより、教育の振興に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>教育の振興が図られる。</p>	鴨川市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア 公共施設

施設類型	改善の方向性
学校	<p>児童及び生徒の減少や施設の老朽化を踏まえ、保護者や地域住民、有識者などの意見を基に小中学校の適正配置について、改めて検討する。</p> <p>小中学校の安全安心な学校づくりを進める。</p> <p>危険な校舎及び老朽化した校舎の改修は、必要に応じて実施する。</p> <p>トイレ改修やバリアフリー化を計画的に進める。</p>
公民館等	<p>施設の現状と利用状況を踏まえ、運営方法の見直しや適正配置などを検討する。</p> <p>地域ごとに他の公共施設と合わせて機能の再編及び施設の統廃合を検討する。</p> <p>公民館は、併設されている出張所の状況を考慮しつつ、旧中学校区単位で複合化して存続を検討する。</p>
スポーツ施設（再掲）	<p>施設を維持しつつ、効率的な施設運営を図るため、運営方法の見直し、施設の適正配置等を検討する。</p> <p>利用者が少ない施設については廃止を含め活用方法を検討する。</p>

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 地域コミュニティの維持・強化

旧天津小湊町の区域は、集落を基礎として6つの地区で構成をされており、このうち、山間部に位置する清澄・四方木地区の人口はそれぞれ34人、58人と非常に少ない状況にある。(令和7年4月1日現在)

両地区では、若年層の流出に伴う人口減少やひとり暮らし高齢者世帯の増加などから、集落機能の維持が大きな課題となっており、地域の活性化に向けた定住人口の増加対策はもとより、自発的な活動が継続的に行われるよう、必要に応じた支援が求められている。

両地区では、四方木地区活性化協議会及び清澄区を中心に、地域での取組を推進する必要がある。

また、本市の地域コミュニティは、従来からの地縁関係を基盤とした自治組織(区、町内会、隣組など)で形成されている。しかしながら、近年の少子・高齢化に加え、核家族化、ライフスタイルの多様化により、地域コミュニティの機能低下が懸念されている。

このことから、市民が様々な活動を自主的に展開することで、人がいきいきと輝く地域づくりを推進するため、既存の自治組織の活性化を図るとともに、未組織地域などにおける新たな組織の在り方を検討し、この組織化を進める必要がある。

なお、旧天津小湊町の区域におけるコミュニティ活動の拠点施設は、概ね各区及び町内会単位に設置をされた青年館及びコミュニティ集会施設であり、このうち16施設については、市から地元区・町内会へ無償譲渡を行った。また、施設の形態などの理由から譲渡を見送った2つの地区集会施設については、地元区・町内会を指定管理者に指定し、適正な維持管理に努めている。

これらを踏まえ、今後も引き続き、地元区・町内会が管理する地区集会施設の整備支援が求められていることから、地域コミュニティのより一層の強化を図るため、幅広い世代の地域住民などが集い、交流できる施設の整備を進める必要がある。

イ 居住環境の整備

旧天津小湊町の区域の全域が都市計画区域に指定されている中、海岸沿いに位置する市街地には、家屋が密集し、建物の老朽化や建て詰まりのほか、道幅の狭い道路、公園の不足など、防災面や住環境面で様々な課題を抱えている。

このため、都市計画マスタープランに基づき、市民が将来にわたって住み続けることのできるまちづくりを推進するため、都市計画区域の見直しや土地利用誘導施策の導入についての検討、さらには狭あい道路の改善及び解消に努める必要がある。

(2) その対策

ア 地域コミュニティの維持・強化

○過疎地域における活性化施策の総合的な推進

追原周辺地域振興事業

○自治組織の強化

自治組織強化支援事業

○地域コミュニティ施設等の充実

集会施設等整備支援事業

コミュニティ施設維持管理事業

天津小湊支所維持管理事業

コミュニティセンター小湊維持管理事業

イ 居住環境の整備

○良好な市街地環境の形成

都市計画事業

○快適な居住環境の実現

狭あい道路整備事業

○公園・緑地の整備

公園維持管理事業

児童遊園地等維持管理費

ウ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
「住宅環境の充実」に不満を持つ市民の割合	37.8% (令和6年度)	改善	
「都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用」に不満を持つ市民の割合(まちづくりアンケート調査)	30.5% (令和6年度)	改善	
住宅の耐震化率	54.0% (令和6年度)	95.0%	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	集会施設等整備支援事業 施設整備に対する支援 (事業の必要性) 地域の活動拠点である集会施設の整備についての支援が求められている。 (事業の効果) 地域コミュニティの維持・強化が図られる。	鴨川市	
		コミュニティ施設維持管理事業 芝町コミュニティセンター及び 四方木ふれあい館の修繕	鴨川市	

	(基金積立)	(事業の必要性) 自治組織等が行う活性化に向けた取組への支援が求められている。 (事業の効果) 地域コミュニティの維持・強化が図られる。		
		基金積立 集落の整備に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、集落の整備に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 集落の整備が図られる。	鴨川市	
	(3)その他	狭あい道路整備事業 狭あい道路拡幅整備 5路線	鴨川市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

管理計画では、施設類型ごとの基本方針として、以下のとおり改善の方向性を示している。

ア インフラ

用途	改善の方向性
公民館等	芝町コミュニティセンター、四方木ふれあい館は、施設の管理を維持しつつ、利用を継続する。
公園	計画的な点検、修繕など予防保全を主体とした施設管理を行い、安全性の確保とともに効率的で適切な維持管理を行う。 劣化状況の確認及び監視が可能な公園施設については、日常点検や定期点検を実施し、長寿命化のための補修又は更新を行い、公園施設の長期間にわたる機能の発揮を目指す。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化の振興

旧天津小湊町の区域における指定文化財は、古くから民間の保護活動によって保全されてきた国指定特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」を始め、その多くが比較的良好な状態で保存されている状況にある。これらは、所有者や管理者が独自の方法で公開しているほか、説明板や標柱などの設置、所有者や管理者あるいは市が発行する出版物などで周知がなされ、その活用が図られている。

また、市民の芸術・文化活動については、公民館事業へ指導者を派遣するなど、幅広い活動支援を行っている。

今後は、引き続き指定文化財の保護及び管理を図るとともに、多様な芸術・文化に接する機会や活動成果の発表機会の拡充を図る必要がある。また、潜在的な文化資源の掘り起こしを進め、これらの資源を有効に活用した地域活性化施策を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 地域文化の振興

- 文化・芸術の振興
 - 文化活動事業
- 文化施設の管理運営
 - 文化施設運営協議会運営事業
- 歴史・文化の保全と活用
 - 文化財保護事業
 - 資料館展示事業
 - 市史編さん事業
 - 鯛の浦タイ生息地保存活用事業

イ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
郷土資料館・文化財センターの年間利用者数	2,445人 (令和6年度)	3,000人	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 (地域文化振興)	文化財保護事業 清澄の大スギの保存整備に対 する支援 (事業の必要性) 文化財の適正な保護に対する 支援が求められている。 (事業の効果) 地域文化の振興が図られる。	清澄寺、鴨 川市	
		鯛の浦タイ生息地保存活用事業 鯛の浦タイ生息地の適切な管 理 (事業の必要性) 鯛の浦タイ生息地に対する支 援が求められている。 (事業効果) 地域文化の振興が図られる。	小湊妙の浦 遊覧船協業 組合、鴨川 市	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 再生可能エネルギーの利用の推進

本市が有する豊かな自然環境や景観の保護及び保全に取り組むため、環境基本計画に掲げる「豊かな自然を守り育て、地球環境の保全に貢献するまち—未来を担う子どもたちが誇りを持てるまちに—」を目指し、鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、低公害車の導入を進めるなど、行政活動の温室効果ガス排出削減の取組を進めるほか、家庭における省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出を抑制するため、電気自動車などの設置促進に努める必要がある。

(2) その対策

ア 再生可能エネルギーの利用の推進

○地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画推進事業

住宅用設備等脱炭素化促進事業

環境に配慮した自動車の導入

イ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
温室効果ガス排出量削減率	64.5% (令和5年度)	65%	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	住宅用設備等脱炭素化促進事業 住宅用省エネルギー設備等の設置に対する支援 (事業の必要性) 地球温暖化防止対策の一環として家庭における省エネルギー設備等の設置支援が求められている。 (事業の効果) 再生可能エネルギーの利用の推進が図られる。	鴨川市	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 雇用対策

旧天津小湊町の区域では、少子・高齢化のほか、若年層を中心に都市部への人口流出が続いている。地域経済は総体的に伸び悩み傾向にあり、これに伴い雇用情勢も厳しい環境にあることから、雇用拡大の取組として、公共職業安定所などの関係機関との連携を図りながら、就職情報などの収集・提供などはもとより、地元への就職希望者やU・J・Iターン希望者への職業相談を促進する必要がある。

また、本市における企業立地や雇用の促進を図るため、平成26年4月から一定の要件を満たす事業所の新設又は増設に対する奨励制度を運用しており、これらを活用して雇用の場の確保に努める必要がある。

イ 協働のまちづくり

本格的な地方分権の時代を迎え、地方自治体をめぐる環境の変化や市民ニーズの多様化により、多様な主体の連携による協働のまちづくりが求められている。

近年、地域課題の解消などを目的とするボランティア団体、市民活動団体、NPOなどの活動が市内で芽生えており、引き続きこれらの団体の活動に対する支援が必要である。

また、協働のまちづくりを進めるためには、市政情報が分かりやすく市民に周知されるとともに市民の意見が市政に的確に反映される必要があることから、広報誌や市ホームページなどによる積極的な情報提供のほか、パブリックコメントや広聴事業などを通じた市民の声の把握に努める必要がある。

(2) その対策

ア 雇用対策

○雇用相談の充実

ふるさとハローワーク機能強化事業

○多様なニーズに即したきめ細かな就労情報の提供

若年者等就職活動支援事業

シルバー人材センター事業（再掲）

○企業立地と雇用の拡大の促進

企業立地等促進事業（再掲）

イ 協働のまちづくり

○広報・広聴活動の推進

広報誌発行事業（再掲）

ホームページ等運営事業

パブリックコメント制度活用促進事業

広聴事業

○情報公開・個人情報保護の推進

情報公開制度等運営事業

○行政協力体制の整備

市政協力員設置事業

○市民活動の支援

市民活動支援事業

○民間団体による公益的活動への支援

公益活動支援事業

ウ 分野別目標（市全体）

指標名	現状値	目標値	備考
市民の完全失業率	2.7% (令和2年)	2.0%	
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合(まちづくりアンケート調査)	32.4% (令和6年度)	向上	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	市民活動支援事業 地域の自主的な活動を推進するため、活動費の一部を支援する。 (事業の必要性) 市民団体の活動に対する支援が求められている。 (事業の効果) 協働によるまちづくりの推進が図られる。	鴨川市	

◎過疎地域持続的発展特別事業一覧（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	移住定住支援事業 鴨川市ふるさと回帰支援センターの機能強化 (事業の必要性) 人口流出に歯止めがかからない中、移住に向けた情報発信や移住相談・支援体制の充実が求められている。 (事業の効果) 転入者数が増加し、定住促進が図られる。	鴨川市	移住・定住を支援するものであり、効果は将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	水産業振興補助事業 水産資源種苗放流事業補助金（アワビ） 栽培漁業振興総合対策事業補助金（チョウセンハマグリ） 外 (事業の必要性) 水揚げ高の減少や厳しい漁業経営への対応が求められている。 (事業の効果) 水産資源の適切な管理及び安定した漁業経営が図られる。	東安房漁業協同組合、鴨川市	産業の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
	(観光)	花壇維持管理事業 国道等の花壇への花の植栽及び管理 (事業の必要性) 魅力的な観光地として花壇の適切な維持管理が求められている。 (事業の効果) 来訪者や市民に憩いの場の提供が図られる。	鴨川市	
		海水浴場運営事業 海水浴場の開設及び運営 (事業の必要性) 夏季の主要な観光コンテンツとして海水浴場の開設が求められている。	鴨川市	

		<p>(事業の効果)</p> <p>安全・安心、快適な海水浴場を開設することで夏季の観光誘客が図られる。</p>	
		<p>市営駐車場維持管理事業</p> <p>市営駐車場の管理</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>市民及び観光客が必要とする駐車場の設置及び維持管理が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>駐車場の適切な維持管理を行うことで、市民及び観光客の利便性向上が図られる。</p>	鴨川市
		<p>観光街路灯維持管理事業</p> <p>観光街路灯の更新整備及び維持管理</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>観光振興や安全・安心な明るいまちづくりを目的に、街路灯の維持管理を主体的に行っている地域団体への支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>地域が主体的に関わり適正に維持管理を行うことで、観光地としての景観形成及び安全・安心な住空間の保全が図られる。</p>	鴨川市
		<p>海岸美化活動支援事業</p> <p>海岸美化活動の推進及び支援</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>観光スポットである美しい海岸線の維持が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>美しい海岸を提供することで、観光入込客数の増加が図られる。</p>	鴨川市
		<p>観光団体機能強化支援事業</p> <p>温泉源保護管理者への支援</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>観光振興の中核的な役割を担う観光団体の支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p>	鴨川市

		観光団体を支援し多様化する観光ニーズに対応することで、観光入込客数及び宿泊者数の増加が図られる。		
	(その他)	小湊さとうみ学校管理運営事業 管理運営、備品購入、施設整備 (事業の必要性) スポーツ等合宿施設の適切な運営が求められている。 (事業の効果) 地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流が図られる。	鴨川市	
	(基金積立)	基金積立 産業の振興に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、産業の振興に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 産業の振興が図られる。	鴨川市	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	防災情報伝達事業 防災ラジオ 50 台 (事業の必要性) 防災情報を取得しやすい環境整備が求められている。 (事業の効果) 防災対策の充実が図られる。	鴨川市	情報伝達手段を確保するものであり、効果は将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	民間路線バス維持確保事業 市内線(磯貝～誕生寺入口) (事業の必要性) 市民の生活に必要な交通手段の維持確保及び利便性の向上を図る必要がある。 (事業の効果) 公共交通空白地域の解消、市民の交通手段の維持確保及び利便性の向上が図られる。	日東交通株式会社、鴨川市	交通手段の維持確保により市民の利便性向上を図るものであり、効果は将来に及ぶ。
		予約制乗合タクシー運行事業 予約制乗合タクシー運行事業補助金	千葉トヨタ自動車株式会社	

		<p>(事業の必要性) 市民の生活に必要な交通手段の維持確保及び利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>(事業の効果) 公共交通空白地域の解消、市民の交通手段の維持確保及び利便性の向上が図られる。</p>	社、鴨川市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (生活) (環境)	<p>塵芥収集事業 ごみ収集運搬業務</p> <p>(事業の必要性) 効率的なごみ処理の運営が求められている。</p> <p>(事業の効果) 生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	生活環境の整備に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		<p>し尿処理事務費 し尿収集業務</p> <p>(事業の必要性) 効率的なし尿処理の運営が求められている。</p> <p>(事業の効果) 生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	(その他)	<p>住宅・建築物耐震改修等事業 耐震診断・耐震改修等に対する支援 10件</p> <p>(事業の必要性) 住宅・建築物の耐震化を促進する施策の実施が必要である。</p> <p>(事業の効果) 住宅及び建築物の耐震性向上が図られる。</p>	鴨川市	
	(防災・防犯)	<p>防災情報伝達事業 防災マップ作成 海拔表示板の更新</p> <p>(事業の必要性) 防災情報を取得しやすい環境づくりが必要である。</p> <p>(事業の効果) 事前の防災情報の提供による被害軽減が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>自主防災組織育成事業</p>	鴨川市	

		<p>組織に対する支援 9組織 (事業の必要性) 災害時に自主的に活動できる組織の育成が求められている。 (事業の効果) 地域防災力の向上により防災対策の強化が図られる。</p>		
	(基金積立)	<p>基金積立 生活環境の整備に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、生活環境の整備に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	<p>認定こども園運営事業 認定こども園の運営 (事業の必要性) 認定こども園の適正な運営が求められている。 (事業の効果) 安定した認定こども園の運営が図られる。</p>	鴨川市	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		<p>放課後児童健全育成事業 学童保育を行う団体への支援 (事業の必要性) 家庭環境などの変化により、放課後における児童の居場所の確保が求められている。 (事業の効果) 子育て環境の充実が図られる。</p>	鴨川市	
	(高齢者・障害者福祉)	<p>総合相談体制の充実 福祉総合相談センターの設置及び運営 (事業の必要性) 対象者を限定しない福祉相談窓口の設置が求められている。</p>	鴨川市	

<p>(事業の効果) 総合相談体制の充実が図られる。</p>	
<p>地域包括支援センターサブセンター事業 地域包括支援センターサブセンターの設置及び運営 (事業の必要性) 地域住民に身近な場所での相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果) 地域づくりや高齢者等への支援の充実が図られる。</p>	鴨川市
<p>生活困窮者自立支援事業 包括的相談業務の実施 (事業の必要性) 対象者を限定しない福祉相談窓口の設置が求められている。 (事業の効果) 総合相談体制の充実が図られる。</p>	鴨川市
<p>地域自立生活支援事業（配食サービス事業） 食生活の自立に向けた食事の支援 (事業の必要性) 高齢者などが住み慣れた地域で自立した生活が送れる環境づくりが求められている。 (事業の効果) 食生活の自立など在宅生活の充実が図られる。</p>	鴨川市
<p>緊急通報体制等整備事業 緊急通報システムの整備 (事業の必要性) 緊急時の不安を解消するため、定期的な安否確認の手段の確保が求められている。 (事業の効果) 安心して暮らすことのできる生活環境の充実が図られる。</p>	鴨川市
<p>高齢者孤立防止事業</p>	鴨川市

		<p>高齢者世帯等への訪問による安否確認 (事業の必要性)</p> <p>適切な福祉サービスとの連携や孤独感の解消が求められている。 (事業の効果)</p> <p>安心して暮らすことのできる生活環境の充実が図られる。</p>		
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	<p>外国語教育推進事業 外国語指導助手（ALT）の配置 (事業の必要性)</p> <p>外国語教育の効果的な推進が求められている。 (事業の効果)</p> <p>外国語教育や国際化に対応した人材育成などの充実が図られる。</p>	鴨川市	教育の振興に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		<p>地域学校協働本部運営事業 学校運営協議会推進事業 学校運営協議会の設置 地域学校協働活動推進員の配置 学校支援ボランティアの登録 (事業の必要性)</p> <p>地域全体で子どもたちの成長を支えていく必要がある。 (事業の効果)</p> <p>地域と一体となった学校づくりの充実が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>生徒通学費補助事業 安房東中学校生徒の保護者へ通学費の補助 (事業の必要性)</p> <p>遠距離通学生徒の保護者への支援が求められている。 (事業の効果)</p> <p>保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p>	鴨川市	
		<p>小学校教育コンピュータ管理事業 タブレットPCのリース、保守管理 外 (事業の必要性)</p>	鴨川市	

<p>I C Tを活用した学習活動の充実が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>タブレットP Cを活用した学習活動の充実が図られる。</p>	
<p>中学校教育コンピュータ管理事業</p> <p>タブレットP Cのリース、保守管理 外</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>I C Tを活用した学習活動の充実が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>タブレットP Cを活用した学習活動の充実が図られる。</p>	鴨川市
<p>小学校教育振興事業</p> <p>特別支援教育支援員の配置</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>保護者等の多様なニーズへの適切な対応が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市
<p>中学校教育振興事業</p> <p>特別支援教育支援員の配置</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>保護者等の多様なニーズへの適切な対応が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市
<p>児童援助奨励事業</p> <p>就学援助費の支給</p> <p>特別支援教育就学奨励費の支給</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>就学困難と認められる児童の保護者等に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果)</p> <p>保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p>	鴨川市
<p>生徒援助奨励事業</p> <p>就学援助費の支給</p> <p>特別支援教育就学奨励費の支給</p>	鴨川市

	<p>(事業の必要性) 就学困難と認められる生徒の保護者等に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果) 保護者の経済的負担の軽減が図られる。</p>	
	<p>小学校管理運営事業 園児、児童送迎用バスの運行</p> <p>(事業の必要性) 遠隔地から通園・通学する園児・児童に対する支援が求められている。</p> <p>(事業の効果) 安全かつ確実な登下校の確保が図られる。</p>	鴨川市
(生涯学習・スポーツ)	<p>図書・AV資料購入事業 天津小湊公民館図書館分室の図書資料購入</p> <p>(事業の必要性) 豊富な図書資料の収集や提供体制の確保が求められている。</p> <p>(事業の効果) 読書環境の充実が図られる。</p>	鴨川市
	<p>放課後子ども教室運営事業 放課後子ども教室(土曜スクール)の運営支援</p> <p>(事業の必要性) 土曜日等において小学生が安心して活動できる場の確保が求められている。</p> <p>(事業の効果) 学習環境の充実が図られる。</p>	鴨川市
(基金積立)	<p>基金積立 教育の振興に係る事業の財源としての基金積立</p> <p>(事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、教育の振興に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。</p> <p>(事業の効果)</p>	鴨川市

		教育の振興が図られる。		
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	集会施設等整備支援事業 施設整備に対する支援 (事業の必要性) 地域の活動拠点である集会施設の整備についての支援が求められている。 (事業の効果) 地域コミュニティの維持・強化が図られる。	鴨川市	地域コミュニティの活性化に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		コミュニティ施設維持管理事業 芝町コミュニティセンター及び四方木ふれあい館の修繕 (事業の必要性) 自治組織等が行う活性化に向けた取組への支援が求められている。 (事業の効果) 地域コミュニティの維持・強化が図られる。	鴨川市	
		(基金積立) 基金積立 集落の整備に係る事業の財源としての基金積立 (事業の必要性) 基金の計画的な運用を図ることにより、集落の整備に係る事業の適切な財源を確保する必要がある。 (事業の効果) 集落の整備が図られる。	鴨川市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財保護事業 清澄の大スギの保存整備に対する支援 (事業の必要性) 文化財の適正な保護に対する支援が求められている。 (事業の効果) 地域文化の振興が図られる。	清澄寺、 鴨川市	文化財保護に資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
		鯛の浦タイ生息地保存活用事業 鯛の浦タイ生息地の適切な管理 (事業の必要性) 鯛の浦タイ生息地に対する支援が求められている。	小湊妙の 浦遊覧船 協業組合、 鴨川市	

		(事業効果) 地域文化の振興が図られる。		
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	住宅用設備等脱炭素化促進事業 住宅用省エネルギー設備等の設置に対する支援 (事業の必要性) 地球温暖化防止対策の一環として家庭における省エネルギー設備等の設置支援が求められている。 (事業の効果) 再生可能エネルギーの利用の推進が図られる。	鴨川市	省エネルギーに資する事業であり、効果は将来に及ぶ。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	市民活動支援事業 地域の自主的な活動を推進するため、活動費の一部を支援する。 (事業の必要性) 市民団体の活動に対する支援が求められている。 (事業の効果) 協働によるまちづくりの推進が図られる。	鴨川市	地域や団体の自主的な活動を支援するものであり、効果は将来に及ぶ。

議案第 16 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 256,705 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,586,455 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		4,590,392	△ 5,000	4,585,392
	1 市民税	1,929,200	△ 14,500	1,914,700
	6 入湯税	67,000	9,500	76,500
11 地方交付税		4,907,240	290,268	5,197,508
	1 地方交付税	4,907,240	290,268	5,197,508
13 分担金及び負担金		36,003	△ 361	35,642
	1 分担金	12,325	△ 313	12,012
	2 負担金	23,678	△ 48	23,630
14 使用料及び手数料		723,761	△ 1,125	722,636
	1 使用料	448,015	△ 1,031	446,984
	2 手数料	220,726	△ 94	220,632
15 国庫支出金		2,602,021	△ 134,712	2,467,309
	1 国庫負担金	1,419,132	4,564	1,423,696
	2 国庫補助金	1,163,234	△ 139,276	1,023,958
16 県支出金		1,196,953	△ 16,775	1,180,178
	1 県負担金	617,756	1,205	618,961
	2 県補助金	428,714	△ 19,347	409,367
	3 委託金	150,483	1,367	151,850

17 財産収入		14,477	3,968	18,445
	1 財産運用収入	13,430	989	14,419
	2 財産売却収入	1,047	2,979	4,026
18 寄附金		707,844	2,530	710,374
	1 寄附金	707,844	2,530	710,374
19 繰入金		1,243,568	△ 421,417	822,151
	2 基金繰入金	1,146,809	△ 421,417	725,392
21 諸収入		430,348	26,919	457,267
	2 市預金利子	1,193	1,908	3,101
	3 貸付金元利収入	83,481	1,440	84,921
	4 雑入	312,313	23,571	335,884
22 市債		1,244,750	△ 1,000	1,243,750
	1 市債	1,244,750	△ 1,000	1,243,750
歳 入 合 計		19,843,160	△ 256,705	19,586,455

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		184,084	△ 7,846	176,238
	1 議会費	184,084	△ 7,846	176,238
2 総務費		3,848,054	△ 181,043	3,667,011
	1 総務管理費	3,354,416	△ 174,227	3,180,189
	3 戸籍住民基本台帳費	142,738	△ 4,180	138,558
	4 選挙費	69,106	△ 2,092	67,014
	5 統計調査費	38,284	△ 544	37,740
3 民生費		6,743,150	△ 37,601	6,705,549
	1 社会福祉費	3,546,317	△ 20,028	3,526,289
	2 児童福祉費	2,552,532	△ 17,573	2,534,959
4 衛生費		2,084,902	△ 35,818	2,049,084
	1 保健衛生費	372,634	△ 9,597	363,037
	2 清掃費	1,469,423	△ 26,221	1,443,202
6 農林水産業費		683,276	△ 6,490	676,786
	1 農業費	490,623	△ 6,977	483,646
	2 林業費	68,057	△ 8,265	59,792
	3 水産業費	124,596	8,752	133,348
7 商工費		422,934	48,310	471,244

	1 商工費	422,934		48,310	471,244
8 土木費		672,035	△	13,813	658,222
	1 土木管理費	144,805	△	270	144,535
	2 道路橋梁費	404,074	△	8,276	395,798
	4 都市計画費	51,589	△	910	50,679
	5 住宅費	33,893	△	4,357	29,536
9 消防費		939,374	△	1,181	938,193
	1 消防費	939,374	△	1,181	938,193
10 教育費		1,643,125	△	11,811	1,631,314
	1 教育総務費	197,939	△	137	197,802
	2 小学校費	259,132	△	4,554	254,578
	3 中学校費	134,671	△	4,769	129,902
	5 社会教育費	355,285	△	3,410	351,875
	6 保健体育費	696,098		1,059	697,157
11 災害復旧費		14,000	△	3,418	10,582
	1 農林水産施設災害復旧費	14,000	△	3,418	10,582
12 公債費		2,595,691	△	5,994	2,589,697
	1 公債費	2,595,691	△	5,994	2,589,697
歳 出 合 計		19,843,160	△	256,705	19,586,455

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事業	2,441
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	2,178
		証明書等コンビニ交付事業	1,078
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興事業（物価高騰対策）	10,500
		農業生産基盤の整備及び維持管理事業	8,137
	3 水産業費	水産業振興事業（物価高騰対策）	11,878
		漁港施設維持管理事業	40,000
7 商工費	1 商工費	観光誘客事業（物価高騰対策）	50,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路台帳整備事業	3,595
		狭隘道路整備事業	844

8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業（長寿命化事業）	9,000
		市道整備事業	13,910
	3 河川費	河川維持補修事業	8,300
	4 都市計画費	下水道維持管理事業	4,915
10 教育費	5 社会教育費	旧江見小学校跡地活用事業	47,308

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
児童育成支援拠点事業委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	10,698
千葉県水道用水供給事業市町村負担金	自 令和7年度 至 令和17年度	125,020
旧吉尾小学校屋内運動場除却事業	自 令和7年度 至 令和8年度	8,910
青少年研修センター除却事業	自 令和7年度 至 令和8年度	5,135

変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
文書管理システム使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	34,025	自 令和7年度 至 令和12年度	32,700
学習支援ソフトウェア使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	12,360	自 令和7年度 至 令和10年度	3,150
情報機器、情報ネットワークシステム 等に係る使用料及び賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	40,260	自 令和7年度 至 令和8年度	40,302

第4表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設現年発生単独災害復旧事業	1,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
計	1,700			

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気自動車等導入事業	14,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の 都合により、据置期 間及び償還期限の短 縮、繰上償還並びに 低利債への借換えを することができる。	13,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
漁港整備事業	36,700				35,500			
幹線市道整備事業	24,700				23,400			
小学校施設改修事業	15,100				15,700			
計	91,000				88,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	4,590,392	△ 5,000	4,585,392
11 地方交付税	4,907,240	290,268	5,197,508
13 分担金及び負担金	36,003	△ 361	35,642
14 使用料及び手数料	723,761	△ 1,125	722,636
15 国庫支出金	2,602,021	△ 134,712	2,467,309
16 県支出金	1,196,953	△ 16,775	1,180,178
17 財産収入	14,477	3,968	18,445
18 寄附金	707,844	2,530	710,374
19 繰入金	1,243,568	△ 421,417	822,151
21 諸収入	430,348	26,919	457,267
22 市債	1,244,750	△ 1,000	1,243,750
歳入合計	19,843,160	△ 256,705	19,586,455

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	184,084	△ 7,846	176,238				△ 7,846
2 総務費	3,848,054	△ 181,043	3,667,011	△ 190,223	△ 800	2,041	7,939
3 民生費	6,743,150	△ 37,601	6,705,549	5,302		△ 48	△ 42,855
4 衛生費	2,084,902	△ 35,818	2,049,084	△ 14,015		△ 173,634	151,831
6 農林水産業費	683,276	△ 6,490	676,786	3,639	△ 1,200	△ 8,722	△ 207
7 商工費	422,934	48,310	471,244	47,500		△ 32	842
8 土木費	672,035	△ 13,813	658,222	△ 608	400	△ 1,565	△ 12,040
9 消防費	939,374	△ 1,181	938,193				△ 1,181
10 教育費	1,643,125	△ 11,811	1,631,314	△ 1,714	600	△ 9,815	△ 882
11 災害復旧費	14,000	△ 3,418	10,582	△ 1,368			△ 2,050
12 公債費	2,595,691	△ 5,994	2,589,697				△ 5,994
歳 出 合 計	19,843,160	△ 256,705	19,586,455	△ 151,487	△ 1,000	△ 191,775	87,557

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 法人	200,100	△14,500	185,600	1 現年度課税分	△14,500	現年度課税分 △14,500 法人税割 △9,300 均等割 △5,200
計	1,929,200	△14,500	1,914,700			

(款) 1 市税

(項) 6 入湯税

1 入湯税	67,000	9,500	76,500	1 現年度課税分	9,500	現年度課税分 9,500
計	67,000	9,500	76,500			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	4,907,240	290,268	5,197,508	1 地方交付税	290,268	普通交付税 290,268
計	4,907,240	290,268	5,197,508			

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

1 農林水産業 費分担金	12,325	△313	12,012	3 水産業費分担 金	△313	市営漁港整備事業分担金 △313
計	12,325	△313	12,012			

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

2 民生費負担 金	22,835	△48	22,787	1 社会福祉費負 担金	△48	健康福祉推進計画策定事業負担金 △48
計	23,678	△48	23,630			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

6 土木使用料	27,067	△350	26,717	2 都市計画使用 料	△350	魚見塚一戦場公園施設使用料 △350
7 教育使用料	22,727	△681	22,046	4 保健体育使用 料	△681	陸上競技場使用料 △323 サッカー場使用料 △358
計	448,015	△1,031	446,984			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

2 衛生手数料	204,450	△94	204,356	1 保健衛生手数料	△219	犬の登録手数料	△123
						狂犬病予防注射済票交付手数料	△96
				2 清掃手数料	125	し尿汲取料及び浄化槽清掃料	1,972
						浄化槽汚泥処理手数料	△1,847
計	220,726	△94	220,632				

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,419,019	4,564	1,423,583	1 社会福祉費負担金	3,779	特別障害者手当等給付費負担金	△1,487
						身体障害者補装具給付費負担金	362
						国民健康保険基盤安定事業負担金	4,827
						未就学児均等割保険税負担金	33
						産前産後保険税負担金	44
				2 児童福祉費負担金	785	母子生活支援施設措置費負担金	785
計	1,419,132	4,564	1,423,696				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	706,538	△123,174	583,364	1 総務管理費補助金	△123,174	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,256
						外国人受入環境整備交付金	△682
						地域公共交通確保維持改善事業費補助金	△1,263
						デジタル基盤改革支援補助金	△193,244
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	68,759
2 民生費国庫補助金	349,637	△2,641	346,996	1 社会福祉費補助金	△709	障害者総合支援事業費補助金	△709
				2 児童福祉費補助金	△1,932	子ども・子育て支援交付金	106
						保育対策総合支援事業費補助金	79
						妊婦のための支援給付交付金	△1,400
						妊婦のための支援給付費補助金	△1,131
						物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金	414
3 衛生費国庫補助金	25,742	△11,488	14,254	1 清掃費補助金	△11,388	循環型社会形成推進交付金	△11,388
				2 保健衛生費補助金	△100	出産・子育て応援交付金	△100

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 土木費国庫補助金	60,482	△259	60,223	4 土木管理費補助金	△259	社会資本整備総合交付金 286 防災・安全社会資本整備交付金 △545
6 教育費国庫補助金	20,835	△1,714	19,121	1 小学校費補助金	△1,174	特別支援教育就学奨励費補助金 △640 学校施設環境改善交付金 △534
				2 中学校費補助金	△540	特別支援教育就学奨励費補助金 △540
計	1,163,234	△139,276	1,023,958			

(款)16 県支出金

(項)1 県負担金

1 民生費県負担金	617,700	1,205	618,905	1 社会福祉費負担金	813	国民健康保険基盤安定事業負担金 △660 身体障害者補装具給付費負担金 181 身体障害者更生医療給付費負担金 1,194 障害者療養介護医療給付費負担金 60 未就学児均等割保険税負担金 16 産前産後保険税負担金 22
				2 児童福祉費負担金	392	母子生活支援施設措置費負担金 392
計	617,756	1,205	618,961			

(款)16 県支出金

(項)2 県補助金

2 民生費県補助金	132,913	2,118	135,031	1 社会福祉費補助金	2,203	在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当 77 重度心身障害者(児)医療給付改善事業費補助金 549 障害者グループホーム運営費等補助金 1,577
				2 児童福祉費補助金	△85	千葉県子ども・子育て支援補助金 106 千葉県妊婦のための支援給付費補助金 △191
3 衛生費県補助金	38,113	△2,209	35,904	1 保健衛生費補助金	△1,447	子ども医療対策事業補助金 318 千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 △1,740 千葉県出産・子育て応援交付金 △25
				2 清掃費補助金	△762	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業補助金 △762

4 農林水産業 費県補助金	237,031	△18,988	218,043	1 農業費補助金	△14,438	飼料用米等拡大支援事業補助金 農業次世代人材投資事業交付金 産地パワーアップ事業補助金 県産飼料自給体制整備事業補助金	△1,443 △1,500 △11,145 △350
				2 林業費補助金	△2,986	県単林道災害復旧事業補助金 サンブスギ林総合対策事業補助金	△1,368 △1,618
				3 水産業費補助金	△1,564	水産物供給基盤機能保全事業補助金	△1,564
7 土木費県補助金	330	△268	62	1 住宅費補助金	△268	住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金	△268
計	428,714	△19,347	409,367				

(款)16 県支出金

(項)3 委託金

1 総務費委託金	139,359	1,367	140,726	1 総務管理費委託金	△181	事務処理特例市町村交付金 県収入証紙売捌委託金 地域人権啓発活動活性化事業委託金	△138 △10 △33
				5 統計調査費委託金	1,548	国勢調査委託金 教育統計調査（学校基本調査）委託金 農林業センサス委託金 経済センサス準備委託金	1,568 △1 △9 △10
計	150,483	1,367	151,850				

(款)17 財産収入

(項)1 財産運用収入

1 財産貸付収入	11,187	408	11,595	1 土地建物貸付収入	408	土地貸付料（滞納分） 建物貸付料 建物貸付料（滞納分） 魅力体験広場土地貸付料	28 209 203 △32
						2 利子及び配当金	581
計	13,430	989	14,419				

(款)17 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 物品売払収入	0	2,979	2,979	1 物品売払収入	2,979	物品売払収入 2,979
計	1,047	2,979	4,026			

(款)18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 総務費寄附金	651,000	1,730	652,730	1 総務費寄附金	1,730	公益活動支援寄附金 330 企業版ふるさと納税寄附金 1,400
9 教育費寄附金	1,103	800	1,903	1 教育費寄附金	800	教育費寄附金 800
計	707,844	2,530	710,374			

(款)19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	273,720	△206,528	67,192	1 財政調整基金繰入金	△206,528	財政調整基金繰入金 △206,528
21 教育振興基金繰入金	11,184	△6,480	4,704	1 教育振興基金繰入金	△6,480	教育振興基金繰入金 △6,480
26 地域振興基金繰入金	200,000	△200,000	0	1 地域振興基金繰入金	△200,000	地域振興基金繰入金 △200,000
28 森林環境譲与税基金繰入金	8,409	△8,409	0	1 森林環境譲与税基金繰入金	△8,409	森林環境譲与税基金繰入金 △8,409
計	1,146,809	△421,417	725,392			

(款)21 諸収入

(項) 2 市預金利子

1 市預金利子	1,193	1,908	3,101	1 預金利子	1,908	預金利子 1,908
計	1,193	1,908	3,101			

(款)21 諸収入

(項)3 貸付金元利収入

4 看護師等修学資金貸付金元利収入	1,800	1,440	3,240	1 看護師等修学資金貸付金元利収入	1,440	看護師等修学資金貸付金償還金元金収入	1,440
計	83,481	1,440	84,921				

(款)21 諸収入

(項)4 雑入

4 過年度収入	28,100	△142	27,958	1 過年度収入	△142	障害者自立支援給付費国庫負担金過年度収入	△142
5 雑入	284,211	23,713	307,924	2 雑入	23,713	損害保険災害共済金	150
						損害保険返戻金	73
						自動車重量税還付金	7
						介護給付・訓練給付費返還金	1,737
						スポーツ振興くじ助成金	20,000
						タブレット端末月額利用料負担金	△20
						鴨川市移住就業支援金返還金	1,400
						総合運動施設ネーミングライツ料	366
計	312,313	23,571	335,884				

(款)22 市債

(項)1 市債

1 総務債	49,500	△800	48,700	1 総務管理債	△800	電気自動車等導入事業債	△800
4 農林水産業債	84,000	△1,200	82,800	3 水産業債	△1,200	漁港整備事業債	△1,200
6 土木債	193,400	△1,300	192,100	1 道路橋梁債	△1,300	幹線市道整備事業債	△1,300
8 教育債	115,500	600	116,100	1 小学校債	600	小学校施設改修事業債	600
9 災害復旧債	0	1,700	1,700	2 公共土木施設災害復旧債	1,700	現年発生単独災害復旧事業債	1,700
計	1,244,750	△1,000	1,243,750				

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	184,084	△7,846	176,238				△7,846	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金, 補助及び交付金	●議員人件費 △6,984 1 報酬 △4,032 ・議員 △4,032 3 職員手当等 △1,854 ・議員期末手当 △1,854 4 共済費 △1,098 ・議員共済組合負担金 △1,098 ●議会事務局事務費 △2 18 負担金, 補助及び交付金 △2 ・諸会議出席負担金 △2 ●議会運営事業 △860 10 需用費 △342 ・印刷製本費 △342 12 委託料 △132 ・議員研修委託料 △132 13 使用料及び賃借料 △30 ・有料道路通行料 △30 18 負担金, 補助及び交付金 △356 ・諸会議出席負担金 △36 ・政務活動費交付金 △320	
計	184,084	△7,846	176,238				△7,846			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	488,044	△2,498	485,546	△33			△2,465	1 報酬 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金, 補助及び交付金	●秘書事務費 △20 18 負担金, 補助及び交付金 △20 ・市長副市長研修会負担金 △20 ●行政管理事務費 △2,310 12 委託料 △2,310 ・文書管理システム既存データ移出業務委託料 △2,310 ●人権啓発活動活性化事業 △34
---------	---------	--------	---------	-----	--	--	--------	--	--

										10 需用費	△33	
										・消耗品費	△33	
										11 役務費	△1	
										・郵便料	△1	
										●男女共同参画計画推進事業	△18	
										1 報酬	△15	
										・男女共同参画推進審議会委員報酬	△15	
										8 旅費	△2	
										・費用弁償	△2	
										10 需用費	△1	
										・消耗品費	△1	
										●表彰事業	△116	
										7 報償費	△97	
										・記念品	△97	
										10 需用費	△12	
										・消耗品費	△6	
										・印刷製本費	△6	
										11 役務費	△7	
										・郵便料	△7	
2 人事管理費	522,020	△3,997	518,023				△3,997	4 共済費	△3,634	●総務一般管理費	△3,737	
								12 委託料	△188	4 共済費	△3,634	
								18 負担金, 補助及び交付金	△175	・職員共済組合追加費用	△3,419	
										・恩給組合条例前年度給付額	△66	
										・公務災害補償掛金	△149	
										18 負担金, 補助及び交付金	△103	
										・千葉県市町村職員互助会負担金	△99	
										・千葉県市町村職員共済組合特定健康診査負担金	△4	
										●職員健康管理事業	△119	
										12 委託料	△119	
										・職員健康診断委託料	△119	
										●職員研修事業	△141	
										12 委託料	△69	
										・職員研修委託料	△69	

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									18 負担金, 補助及び交付金 ・ 研修負担金	△72 △72	
3 広報広聴費	9,417	△98	9,319				△98	10 需用費 11 役務費	△18 △80	● 広報誌発行业 10 需用費 ・ 印刷製本費 11 役務費 ・ 荷物送料 ・ 折込料	△98 △18 △18 △80 △42 △38
5 会計管理費	9,177	△445	8,732	△10			△435	11 役務費	△445	● 会計管理事務費 11 役務費 ・ 口座振込手数料	△445 △445 △445
6 財産管理費	522,809	30,411	553,220		△800	581	30,630	1 報酬 3 職員手当等 8 旅費 10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費 17 備品購入費 24 積立金	△284 △159 △48 550 △798 △268 △53 △1,531 33,002	● 基金積立金(財調・減債) 24 積立金 ・ 財政調整基金積立金 ・ 減債基金積立金 ● 庁舎等維持管理費 1 報酬 ・ 会計年度任用職員報酬 3 職員手当等 ・ 会計年度任用職員期末手当 ・ 会計年度任用職員勤勉手当 8 旅費 ・ 費用弁償 10 需用費 ・ 光熱水費 12 委託料 ・ 空調設備保守委託料 ・ 貯水槽清掃委託料 ・ 建築物定期検査委託料 ● 公用車費 14 工事請負費 ・ 充電設備設置工事 17 備品購入費	33,002 33,002 581 32,421 △634 △284 △284 △159 △88 △71 △48 △48 550 550 △693 △539 △44 △110 △1,584 △53 △53 △1,531

										<ul style="list-style-type: none"> ・自動車購入費 △1,531 ●財産管理事業 △373 12 委託料 △105 <ul style="list-style-type: none"> ・電気保安業務保守委託料 △23 ・浄化槽保守管理委託料 △55 ・廃棄物等処分委託料 △27 13 使用料及び賃借料 △268 <ul style="list-style-type: none"> ・土地借上料 △268
7 企画費	1,146,505	12,969	1,159,474	△1,263		1,150	13,082	1 報酬 △482	●ふるさと納税推進事業 △710	
								3 職員手当等 △221		1 報酬 △472
								8 旅費 △33		・会計年度任用職員報酬 △472
								18 負担金, 補助及び交付金 12,655		3 職員手当等 △221
								22 償還金, 利子及び割引料 1,050	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員期末手当 △120 ・会計年度任用職員勤勉手当 △101 8 旅費 △17 <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償 △17 ●移住定住支援事業 1,050 22 償還金, 利子及び割引料 1,050 <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金等返還金 1,050 ●民間路線バス維持確保事業 12,655 18 負担金, 補助及び交付金 12,655 <ul style="list-style-type: none"> ・生活路線バス維持費補助金 12,655 ●小湊さとうみ学校管理運営事業 △26 1 報酬 △10 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者選定委員会委員報酬 △10 8 旅費 △16 <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償 △16 	
8 支所及び出張所費	69,255	△11	69,244				△11	12 委託料 △11	●天津小湊支所維持管理費 △11	
									12 委託料 △11 <ul style="list-style-type: none"> ・警備業務委託料 △5 ・浄化槽清掃委託料 △6 	
10 電子計算費	513,912	△210,700	303,212	△183,980		△20	△26,700	3 職員手当等 △13	●情報管理事務費 △13	
								11 役務費 92		3 職員手当等 △13
								12 委託料 △151,089		・会計年度任用職員期末手当 △7

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							13 使用料及び賃借料	△59,690	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員勤勉手当 △6 ●基幹系システム維持管理事業 △1,771 12 委託料 △108 ・中間サーバ接続業務委託料 △108 13 使用料及び賃借料 △1,663 ・ライセンス使用料 △64 ・住民基本台帳ネットワーク機器リース料 △1,599 ●情報系システム維持管理事業 △147 11 役務費 43 ・会議等ペーパーレス化事業通信回線使用料 43 13 使用料及び賃借料 △190 ・イントラネットサーバ機器リース料 △190 ●地域情報化推進事業 49 11 役務費 49 ・インターネット接続料 49 ●システム標準化事業 △208,818 12 委託料 △150,981 ・システム標準化業務委託料△148,869 ・ガバメントクラウド運用管理補助業務委託料 △2,112 13 使用料及び賃借料 △57,837 ・ガバメントクラウド利用料 △52,762 ・基幹系業務機器リース料 △2,581 ・標準準拠システムミドルウェアリース料 △2,494 	
12 コミュニティ振興費	41,980	324	42,304			330	△6	12 委託料 △6	● コミュニティ事業（支所分） △6	
								24 積立金 330	<ul style="list-style-type: none"> 12 委託料 △6 ・浄化槽保守管理委託料 △6 ●基金積立金（公益活動支援） 330 24 積立金 330 	

										・公益活動支援基金積立金	330
13 諸費	6,185	△182	6,003	△682			500	8 旅費	△163	●国際化推進事業	△135
								18 負担金, 補助 及び交付金	△19	8 旅費	△135
										・特別旅費	△135
										●国内姉妹都市等交流事業	△47
										8 旅費	△28
										・普通旅費	△28
										18 負担金, 補助及び交付金	△19
										・都市間交流推進連絡協議会 負担金	△19
計	3,354,416	△174,227	3,180,189	△185,968	△800	2,041	10,500				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	142,738	△4,180	138,558	△3,975			△205	12 委託料	△4,180	●戸籍住民基本台帳事務費	660
										12 委託料	660
										・住民基本台帳システム改修 業務委託料	330
										・戸籍電算システム改修業務 委託料	1,848
										・システム標準化業務委託料 (戸籍)	△1,518
										●証明書等コンビニ交付事業	△3,190
										12 委託料	△3,190
										・証明書等コンビニ交付シス テム改修業務委託料(標準 化対応)	△4,268
										・証明書等コンビニ交付シス テム改修業務委託料	1,078
										●窓口業務デジタル化推進事業	△1,650
										12 委託料	△1,650
										・異動受付支援システム改修 業務委託料(標準化対応)	△1,650
計	142,738	△4,180	138,558	△3,975			△205				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	12,442	△2,092	10,350	△1,828			△264	12 委託料 13 使用料及び賃借料	△1,828 △264	●選挙管理委員会事務費 12 委託料 ・システム標準化業務委託料 (選挙) 13 使用料及び賃借料 ・選挙システム使用料	△2,092 △1,828 △1,828 △264 △264
計	69,106	△2,092	67,014	△1,828			△264				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	18,179	△212	17,967				△212	3 職員手当等	△43	●統計調査事務費	△212
								8 旅費	△61	3 職員手当等	△43
								12 委託料	△10	・会計年度任用職員勤勉手当	△43
								18 負担金, 補助及び交付金	△98	8 旅費	△61
										・費用弁償	△61
12 委託料	△10	12 委託料	△10								
		・会計年度任用職員健康診断委託料	△10								
		18 負担金, 補助及び交付金	△98								
		・市統計調査員会補助金	△98								
2 基幹統計調査費	20,079	△332	19,747	1,548			△1,880	7 報償費	△158	●基幹統計調査費	△332
								8 旅費	△6	7 報償費	△158
								10 需用費	△7	・報償金	△109
								11 役務費	△102	・謝礼品	△49
								12 委託料	△50	8 旅費	△6
										・費用弁償	△6
13 使用料及び賃借料	△9	10 需用費	△7								
		・消耗品費	△7								
		11 役務費	△102								
		・郵便料	△102								
		12 委託料	△50								
		・国勢調査実地調査業務委託料	△50								
		13 使用料及び賃借料	△9								

										・統計調査業務支援システム 使用料	△9
計	38,284	△544	37,740	1,548			△2,092				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	758,574	△4,787	753,787	4,021		△48	△8,760	10 需用費	△935	●特別会計繰出金（国保）	△3,522
								12 委託料	△330	27 繰出金	△3,522
								27 繰出金	△3,522	・国民健康保険特別会計繰出金	△3,522
2 老人福祉費	1,606,486	△22,241	1,584,245				△22,241	18 負担金，補助及び交付金	△460	●特別会計繰出金（介護）	△620
								19 扶助費	△9,240	27 繰出金	△620
								27 繰出金	△12,541	・介護保険特別会計繰出金	△620
3 障害者福祉費	1,181,257	7,000	1,188,257	1,804			5,196	11 役務費	64	●特別会計繰出金（後期医療）	△11,921
								12 委託料	△1,247	27 繰出金	△11,921
								18 負担金，補助及び交付金	3,022	・後期高齢者医療特別会計繰出金	△11,921
								19 扶助費	5,150	●老人福祉施設措置事業	△9,240
								22 償還金，利子及び割引料	11	19 扶助費	△9,240
								●介護人材確保対策事業	△460	18 負担金，補助及び交付金	△460
								●障害者福祉扶助事業	△727	・留学生受入施設支援補助金	△460
								19 扶助費	△727	・特別障害者手当	△1,983
										・重度心身障害者（児）医療給付費	1,100
										・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当	156

3 民生費

1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									●自立支援給付事業 7,727 11 役務費 64 ・審査支払手数料 64 12 委託料 △1,247 ・障害者福祉システム改修委託料 △1,247 18 負担金, 補助及び交付金 3,022 ・障害者グループホーム運営費補助金 3,022 19 扶助費 5,877 ・身体障害者更生医療給付費 4,777 ・身体障害者補装具給付費 725 ・障害者グループホーム等入居者家賃扶助費 134 ・障害者療養介護医療給付費 241 22 償還金, 利子及び割引料 11 ・国県支出金等返還金 11	
計	3,546,317	△20,028	3,526,289	5,825		△48	△25,805			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	400,607	4,737	405,344	810			3,927	3 職員手当等	352	●児童福祉総務事務費	248
								4 共済費	62	17 備品購入費	248
								17 備品購入費	248	・管理用備品費	90
								19 扶助費	4,075	・タブレット端末購入費	158
										●子ども医療費給付事業	4,075
										19 扶助費	4,075
										・子ども医療給付費	4,075
										●物価高対応子育て応援手当支給事業	414
										3 職員手当等	352
										・会計年度任用職員期末手当	191
										・会計年度任用職員勤勉手当	161
										4 共済費	62

										・会計年度任用職員社会保険料 62
2 児童手当費	457,137	44	457,181				44	22 償還金, 利子及び割引料	44	●児童手当費 22 償還金, 利子及び割引料 ・国県支出金等返還金
3 母子福祉費	126,236	1,570	127,806	1,177			393	12 委託料	1,570	●母子生活支援施設措置事業 12 委託料 ・母子生活支援施設措置委託料
5 認定こども園費	723,245	△25,837	697,408				△25,837	1 報酬	△10,115	●認定こども園事務費 1 報酬 ・会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	△3,427	3 職員手当等 ・会計年度任用職員期末手当 ・会計年度任用職員勤勉手当
								10 需用費	△12,295	●認定こども園運営事業 10 需用費 ・賄材料費
6 子ども・子育て支援事業費	845,307	1,913	847,220	△2,510			4,423	10 需用費	199	●放課後児童健全育成事業 10 需用費 ・光熱水費
								12 委託料	△1,122	12 委託料 ・システム改修委託料
								18 負担金, 補助及び交付金	318	18 負担金, 補助及び交付金 ・放課後児童健全育成事業補助金
								19 扶助費	△1,400	19 扶助費 ・妊婦支援給付金
								22 償還金, 利子及び割引料	3,918	●地域子ども・子育て支援事業事務費 22 償還金, 利子及び割引料 ・国県支出金等返還金
計	2,552,532	△17,573	2,534,959	△523			△17,050			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健衛生総務費	175,352	△7,875	167,477	△125		△5,259	△2,491	12 委託料	△2,685	●母子保健事業	△2,509
								18 負担金, 補助及び交付金	△150	12 委託料	△2,509
										・妊婦乳児健康診査委託料	△2,426
								20 貸付金	△5,040	・健康診査料支払事務取扱委託料	△83
									●母子歯科口腔保健事業	△176	
									12 委託料	△176	
									・幼児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布委託料	△176	
									●看護師等確保対策事業	△5,040	
									20 貸付金	△5,040	
									・看護師等修学資金貸付金	△5,040	
									●出産・子育て応援事業	△150	
									18 負担金, 補助及び交付金	△150	
									・出産・子育て応援給付金	△150	
3 環境衛生費	81,241	△1,722	79,519	△1,740			18	12 委託料	18	●環境衛生事務費	18
								18 負担金, 補助及び交付金	△1,740	12 委託料	18
										・調停申立等委託料	18
									●住宅用設備等脱炭素化促進事業	△1,740	
									18 負担金, 補助及び交付金	△1,740	
									・住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	△1,740	
計	372,634	△9,597	363,037	△1,865		△5,259	△2,473				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	53,505	△2,043	51,462	△1,524			△519	18 負担金, 補助及び交付金	△2,043	●家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業	△2,286
										18 負担金, 補助及び交付金	△2,286
										・家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金	△2,286
										●広域廃棄物処理事業	243
										18 負担金, 補助及び交付金	243

										・広域廃棄物処理施設整備事業負担金	243
2 塵芥処理費	1,082,635	8,039	1,090,674			△148,500	156,539	10 需用費	123	●清掃センター事務費	16
								12 委託料	7,858	13 使用料及び賃借料	16
								13 使用料及び賃借料	16	・複写機使用料	16
								18 負担金, 補助及び交付金	42	●天津小湊最終処分場維持管理費	123
										10 需用費	123
										・光熱水費	123
										●焼却残渣等運搬処理事業	725
										12 委託料	683
										・焼却残渣等運搬処理委託料	683
										18 負担金, 補助及び交付金	42
										・一般廃棄物搬入に係る環境保全負担金	42
										●クリーンステーション鴨川運営・維持管理事業	7,175
										12 委託料	7,175
										・クリーンステーション鴨川運営・維持管理委託料	7,175
3 し尿処理費	333,283	△32,217	301,066	△10,626		△19,875	△1,716	3 職員手当等	△106	●職員人件費(衛生センター)	△106
								8 旅費	△33	3 職員手当等	△106
								12 委託料	△32,028	・特殊勤務手当	△106
								18 負担金, 補助及び交付金	△50	●し尿処理事務費	△743
										8 旅費	△33
										・普通旅費	△33
										12 委託料	△660
										・し尿収集収納システム既存データ移出業務委託料	△660
										18 負担金, 補助及び交付金	△50
										・廃棄物と環境を考える協議会負担金	△50
										●し尿処理施設維持管理費	508
										12 委託料	508
										・し尿処理汚泥運搬業務委託料	183

4 衛生費

2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理汚泥処分業務委託料 325 ●衛生センター更新事業 △31,876 12 委託料 △31,876 <ul style="list-style-type: none"> ・測量委託料 △8,362 ・地質調査委託料 △3,989 ・生活環境影響調査委託料 △19,525 	
計	1,469,423	△26,221	1,443,202	△12,150		△168,375	154,304			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	272,005	△6,627	265,378	△4,113			△2,514	7 報償費 △1,164 10 需用費 10 12 委託料 △1,875 18 負担金, 補助及び交付金 △3,598	<ul style="list-style-type: none"> ●有害鳥獣対策事業 △3,039 7 報償費 △1,164 <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊報償金 △1,164 12 委託料 △1,875 <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊支援委託料 △1,875 ●農業振興事業 △1,500 18 負担金, 補助及び交付金 △1,500 <ul style="list-style-type: none"> ・農業次世代人材投資事業交付金 △1,500 ●飼料用米等拡大支援事業 △1,443 18 負担金, 補助及び交付金 △1,443 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米等拡大支援事業補助金 △1,443 ●担い手支援事業 △11,145 18 負担金, 補助及び交付金 △11,145 <ul style="list-style-type: none"> ・産地パワーアップ事業補助金 △11,145 ●農業振興事業(物価高騰対策) 10 需用費 10 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 10 18 負担金, 補助及び交付金 10,490
---------	---------	--------	---------	--------	--	--	--------	---	---

										・農業用燃料等価格高騰重点支援金 10,490
4 畜産業費	24,474	△350	24,124	△350				18 負担金, 補助及び交付金	△350	●畜産振興事業 18 負担金, 補助及び交付金 ・県産飼料自給体制整備事業補助金 △350
計	490,623	△6,977	483,646	△4,463					△2,514	

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	68,057	△8,265	59,792	△1,618		△8,409	1,762	12 委託料	△15,484	●林業振興事業 12 委託料 ・ナラ枯れ被害対策事業委託料 △3,000
								18 負担金, 補助及び交付金	△1,900	
								24 積立金	9,119	●森林整備事業 12 委託料 ・森林経営管理事業委託料 ・景観林機能保全業務委託料 ・森林境界保全図作成委託料 18 負担金, 補助及び交付金 ・サンブスギ林総合対策事業補助金 ●基金積立金 (森林環境) 24 積立金 ・森林環境譲与税基金積立金
計	68,057	△8,265	59,792	△1,618		△8,409	1,762			△3,000 △12,484 △1,375 △3,431 △7,678 △1,900 △1,900 9,119 9,119

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

2 水産業振興費	7,578	11,878	19,456	11,284			594	10 需用費	10	●水産業振興事業 (物価高騰対策) 10 需用費 ・消耗品費 18 負担金, 補助及び交付金 ・漁業用燃油価格高騰重点支援金
								18 負担金, 補助及び交付金	11,868	11,878 10 10 11,868 11,868
3 漁港管理費	89,392	△3,126	86,266	△1,564	△1,200	△313	△49	14 工事請負費	△3,126	●漁港施設維持管理事業 14 工事請負費
										△3,126 △3,126

6 農林水産業費

3 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									・漁港整備工事	△3,126
計	124,596	8,752	133,348	9,720	△1,200	△313	545			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

3 観光費	156,999	48,310	205,309	47,500		△32	842	1 報酬	△659	●海水浴場運営事業	△659
								14 工事請負費	△1,031	1 報酬	△659
								18 負担金, 補助及び交付金	50,000	・会計年度任用職員報酬	△659
										●観光街路灯維持管理事業	△1,031
										14 工事請負費	△1,031
										・街路灯撤去工事	△1,031
										●観光誘客事業(物価高騰対策)	50,000
										18 負担金, 補助及び交付金	50,000
										・鴨川観光誘客事業補助金	50,000
計	422,934	48,310	471,244	47,500		△32	842				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	144,805	△270	144,535	△81			△189	1 報酬	△163	●土木総務事務費	△270
								3 職員手当等	△65	1 報酬	△163
								8 旅費	△40	・会計年度任用職員報酬	△163
								12 委託料	△2	3 職員手当等	△65
										・会計年度任用職員期末手当	△35
										・会計年度任用職員勤勉手当	△30
										8 旅費	△40
										・費用弁償	△40
										12 委託料	△2
										・会計年度任用職員健康診断委託料	△2
計	144,805	△270	144,535	△81			△189				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁維持費	273,050	△7,628	265,422		1,700	△1,215	△8,113	1 報酬	△1,127	●道路橋梁維持補修事業(支所分)	△1,368
								3 職員手当等	△200		

								8 旅費	△41	1 報酬	△1,127
								12 委託料	△6,260	・会計年度任用職員報酬	△1,127
										3 職員手当等	△200
										・会計年度任用職員期末手当	△109
										・会計年度任用職員勤勉手当	△91
										8 旅費	△41
										・費用弁償	△41
										●道路メンテナンス事業	△6,260
										12 委託料	△6,260
										・橋梁点検委託料	△6,260
3 道路橋梁新設改良費	113,600	△648	112,952	1,435	△1,300		△783	12 委託料	△177	●市道整備事業	△648
								16 公有財産購入費	△471	12 委託料	△177
										・登記委託料	△177
										16 公有財産購入費	△471
										・市道用地	△471
計	404,074	△8,276	395,798	1,435	400	△1,215	△8,896				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

4 公園費	29,210	△910	28,300			△350	△560	12 委託料	△910	●公園維持管理事業	△910
										12 委託料	△910
										・浄化槽清掃委託料	△13
										・公園遊具点検業務委託料	△48
										・市立公園樹木等管理委託料	△849
計	51,589	△910	50,679			△350	△560				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理費	33,893	△4,357	29,536	△1,962			△2,395	12 委託料	△145	●市営住宅維持管理事業	△1,471
								14 工事請負費	△1,326	12 委託料	△145
								18 負担金, 補助及び交付金	△2,886	・浄化槽保守管理委託料	△132
										・浄化槽清掃委託料	△13
										14 工事請負費	△1,326
										・市営住宅補修工事	△1,326
										●住宅・建築物耐震改修等事業	△1,586
										18 負担金, 補助及び交付金	△1,586
										・耐震診断補助金	△177
										・耐震改修等補助金	△1,409

8 土木費

5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									●地域住宅支援事業 $\Delta 1,300$ 18 負担金, 補助及び交付金 $\Delta 1,300$ ・住宅取得奨励補助金 $\Delta 1,300$	
計	33,893	$\Delta 4,357$	29,536	$\Delta 1,962$			$\Delta 2,395$			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	798,309	$\Delta 1,181$	797,128				$\Delta 1,181$	18 負担金, 補助及び交付金	$\Delta 1,181$	●安房郡市広域市町村圏事務組合費(常備消防費) $\Delta 1,181$ 18 負担金, 補助及び交付金 $\Delta 1,181$ ・安房郡市広域市町村圏事務組合負担金 $\Delta 1,181$
計	939,374	$\Delta 1,181$	938,193				$\Delta 1,181$			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

1 教育委員会費	1,790	$\Delta 10$	1,780				$\Delta 10$	18 負担金, 補助及び交付金	$\Delta 10$	●教育委員会運営事業 $\Delta 10$ 18 負担金, 補助及び交付金 $\Delta 10$ ・研修負担金 $\Delta 10$
2 事務局費	196,149	$\Delta 127$	196,022			100	$\Delta 227$	1 報酬 $\Delta 60$ 3 職員手当等 $\Delta 26$ 8 旅費 $\Delta 10$ 12 委託料 $\Delta 66$ 18 負担金, 補助及び交付金 $\Delta 65$ 24 積立金 100		●教育委員会事務局事務費 $\Delta 123$ 3 職員手当等 $\Delta 26$ ・会計年度任用職員期末手当 $\Delta 14$ ・会計年度任用職員勤勉手当 $\Delta 12$ 12 委託料 $\Delta 66$ ・特殊建築物等定期点検委託料 $\Delta 66$ 18 負担金, 補助及び交付金 $\Delta 31$ ・都市教育長協議会負担金(千葉県・関東地区) $\Delta 31$ ●教育振興事業 $\Delta 34$ 18 負担金, 補助及び交付金 $\Delta 34$ ・日本スポーツ振興センター共済掛金 $\Delta 34$ ●基金積立金(教育振興) 100 24 積立金 100

										<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基金積立金 100 ●学習支援員等派遣事業 $\Delta 70$ 1 報酬 $\Delta 60$ ・会計年度任用職員報酬 $\Delta 60$ 8 旅費 $\Delta 10$ ・費用弁償 $\Delta 10$
計	197,939	$\Delta 137$	197,802			100	$\Delta 237$			

(款)10 教育費

(項)2 小学校費

1 学校管理費	172,449	$\Delta 709$	171,740	$\Delta 534$	600		$\Delta 775$	1 報酬	$\Delta 438$	●小学校管理運営事業 $\Delta 631$
								3 職員手当等	$\Delta 193$	1 報酬 $\Delta 438$
								12 委託料	$\Delta 78$	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 $\Delta 438$ 3 職員手当等 $\Delta 193$ ・会計年度任用職員期末手当 $\Delta 105$ ・会計年度任用職員勤勉手当 $\Delta 88$ ●小学校施設維持管理事業 $\Delta 56$ 12 委託料 $\Delta 56$ ・浄化槽清掃委託料 $\Delta 56$ ●小学校施設改修事業 $\Delta 22$ 12 委託料 $\Delta 22$ ・監理委託料 $\Delta 22$
2 教育振興費	86,683	$\Delta 3,845$	82,838	$\Delta 640$			$\Delta 3,205$	1 報酬	$\Delta 885$	●小学校教育振興事業 $\Delta 1,230$
								3 職員手当等	$\Delta 89$	1 報酬 $\Delta 885$
								8 旅費	$\Delta 46$	・会計年度任用職員報酬 $\Delta 885$
								12 委託料	$\Delta 55$	3 職員手当等 $\Delta 89$
								13 使用料及び賃借料	$\Delta 19$	・会計年度任用職員期末手当 $\Delta 48$
								17 備品購入費	$\Delta 136$	・会計年度任用職員勤勉手当 $\Delta 41$
								19 扶助費	$\Delta 2,615$	<ul style="list-style-type: none"> 8 旅費 $\Delta 46$ ・費用弁償 $\Delta 46$ 12 委託料 $\Delta 55$ ・会計年度任用職員健康診断委託料 $\Delta 31$ ・学力調査委託料 $\Delta 24$ 13 使用料及び賃借料 $\Delta 19$ ・著作権使用料 $\Delta 19$ 17 備品購入費 $\Delta 136$

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・教材用備品費 △136 ●児童援助奨励事業 △2,615 19 扶助費 △2,615 ・要保護及び準要保護児童援助費 △1,491 ・特別支援教育就学奨励費 △1,124 	
計	259,132	△4,554	254,578	△1,174	600		△3,980			

(款)10 教育費

(項)3 中学校費

1 学校管理費	84,324	△1,808	82,516				△1,808	3 職員手当等	△10	●中学校管理運営事業	△1,755		
								12 委託料	△1,798	3 職員手当等	△10	・会計年度任用職員期末手当	△10
2 教育振興費	50,347	△2,961	47,386	△540			△2,421	●中学校施設維持管理事業	△20	12 委託料	△20		
								12 委託料	△20	・浄化槽清掃委託料	△20	●中学校施設改修事業	△33
								12 委託料	△33	・鴨川中学校空調設備更新工事設計委託料	△33	12 委託料	△33
								1 報酬	△252	●中学校教育振興事業	△1,252	1 報酬	△252
								3 職員手当等	△307	・会計年度任用職員報酬	△252	3 職員手当等	△307
								8 旅費	△72	・会計年度任用職員期末手当	△167	・会計年度任用職員勤勉手当	△140
								12 委託料	△38	8 旅費	△72	・費用弁償	△72
13 使用料及び賃借料	△561	12 委託料	△38	・学力調査委託料	△38								
17 備品購入費	△22	13 使用料及び賃借料	△561	・著作権使用料	△14								
19 扶助費	△1,709												

										<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援教材使用料 △547 17 備品購入費 △22 <ul style="list-style-type: none"> ・教材用備品費 △22 ●生徒援助奨励事業 △1,709 19 扶助費 △1,709 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護及び準要保護生徒援助費 △799 ・特別支援教育就学奨励費 △910
計	134,671	△4,769	129,902	△540			△4,229			

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	88,664	△559	88,105				△559	1 報酬	△200	●社会教育委員会運営事業 △30	△30
								3 職員手当等	△107	1 報酬	△30
								7 報償費	△30	・社会教育委員報酬	△30
								8 旅費	△173	●社会教育指導員活用事業 △344	△344
								10 需用費	31	1 報酬	△152
								11 役務費	△51	・会計年度任用職員報酬	△152
								12 委託料	△16	3 職員手当等	△107
								18 負担金, 補助及び交付金	△13	・会計年度任用職員期末手当	△58
										・会計年度任用職員勤勉手当	△49
										8 旅費	△69
		・費用弁償	△69								
		12 委託料	△16								
		・会計年度任用職員健康診断委託料	△16								
		●家庭教育指導員活用事業 △61	△61								
		8 旅費	△61								
		・費用弁償	△61								
		●社会教育団体補助事業 △13	△13								
		18 負担金, 補助及び交付金	△13								
		・市子ども会育成連盟活動補助金	△13								
		●生涯学習団体支援事業 △30	△30								
		7 報償費	△30								
		・講師謝礼	△30								
		●移動教室バス事業 △30	△30								

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									1 報酬 △18 ・会計年度任用職員報酬 △18 8 旅費 △43 ・費用弁償 △43 10 需用費 31 ・修繕料 31 ●放課後子ども教室運営事業 △51 11 役務費 △51 ・ボランティア保険料 △51	
2 公民館費	183,197	△1,817	181,380			△31,500	29,683	1 報酬 △1,473 8 旅費 △396 10 需用費 131 12 委託料 △68 18 負担金, 補助 及び交付金 △11	●公民館事務費 △1,897 1 報酬 △1,473 ・会計年度任用職員報酬 △1,473 8 旅費 △396 ・費用弁償 △396 10 需用費 25 ・消耗品費 25 12 委託料 △42 ・会計年度任用職員健康診断 委託料 △42 18 負担金, 補助及び交付金 △11 ・千葉県公民館研究大会負担 金 △11 ●公民館維持管理費 80 10 需用費 106 ・光熱水費 106 12 委託料 △26 ・浄化槽清掃委託料 △26	
3 図書館費	48,958	△730	48,228				△730	1 報酬 △171 3 職員手当等 △193 7 報償費 △147 8 旅費 △94 10 需用費 77 11 役務費 3	●図書館事務費 △660 1 報酬 △171 ・会計年度任用職員報酬 △171 3 職員手当等 △193 ・会計年度任用職員期末手当 △105 ・会計年度任用職員勤勉手当 △88	

								13 使用料及び賃借料	△205	8 旅費 ・費用弁償 11 役務費 ・インターネット接続料 13 使用料及び賃借料 ・図書館管理システム機器等リース料 ●図書館維持管理費 10 需用費 ・光熱水費 ●図書館学習等事業 7 報償費 ・ブックスタート事業記念品	△94 △94 3 3 △205 △205 77 77 77 △147 △147 △147
4 文化財保護費	1,950	△60	1,890				△60	1 報酬 8 旅費	△45 △15	●文化財保護事業 1 報酬 ・文化財保護審議会委員報酬 8 旅費 ・費用弁償	△60 △45 △45 △15 △15
5 青少年研修施設費	2,115	△21	2,094				△21	1 報酬 10 需用費	△42 21	●青少年研修センター維持管理費 1 報酬 ・会計年度任用職員報酬 ●わんぱくハウス維持管理費 10 需用費 ・光熱水費	△42 △42 △42 21 21 21
6 郷土資料館費	27,463	△27	27,436				△27	3 職員手当等 8 旅費 10 需用費	△40 △14 27	●郷土資料館等事務費 3 職員手当等 ・会計年度任用職員期末手当 ・会計年度任用職員勤勉手当 8 旅費 ・費用弁償 ●資料館維持管理費 10 需用費 ・光熱水費	△54 △40 △22 △18 △14 △14 27 27 27
8 市史編さん費	2,641	△196	2,445				△196	1 報酬 3 職員手当等	△156 △40	●市史編さん委員活用事業 1 報酬	△196 △156

10 教育費

5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 △156 3 職員手当等 △40 ・会計年度任用職員期末手当 △22 ・会計年度任用職員勤勉手当 △18 	
計	355,285	△3,410	351,875			△31,500	28,090			

(款)10 教育費

(項)6 保健体育費

1 保健体育総務費	90,513	330	90,843			330		24 積立金	330	<ul style="list-style-type: none"> ●基金積立金（スポーツ振興） 330 24 積立金 330 ・スポーツ振興基金積立金 330
2 体育施設費	332,835	883	333,718			21,255	△20,372	10 需用費	883	<ul style="list-style-type: none"> ●総合運動施設維持管理費 883 10 需用費 883 ・光熱水費 883
3 学校給食費	272,750	△154	272,596				△154	3 職員手当等	△325	●給食センター事務費 △325
								10 需用費	225	3 職員手当等 △325
								12 委託料	△36	・会計年度任用職員期末手当 △176
								17 備品購入費	△18	・会計年度任用職員勤勉手当 △149
									<ul style="list-style-type: none"> ●給食センター維持管理費 171 10 需用費 225 ・光熱水費 225 12 委託料 △36 ・厨房機器等保守点検委託料 △36 17 備品購入費 △18 ・給食用備品費 △18 	
計	696,098	1,059	697,157			21,585	△20,526			

(款)11 災害復旧費

(項)1 農林水産施設災害復旧費

1 林業施設災害復旧費	14,000	△3,418	10,582	△1,368			△2,050	14 工事請負費	△3,418	<ul style="list-style-type: none"> ●県単林道災害復旧事業 △3,418 14 工事請負費 △3,418 ・林道災害復旧工事 △3,418
計	14,000	△3,418	10,582	△1,368			△2,050			

(款)12 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	2,518,274	△3,847	2,514,427				△3,847	22 償還金, 利子 及び割引料	△3,847	●市債元金償還金 22 償還金, 利子及び割引料 ・長期債元金	△3,847 △3,847 △3,847
2 利子	77,390	△2,147	75,243				△2,147	22 償還金, 利子 及び割引料	△2,147	●市債利子償還金 22 償還金, 利子及び割引料 ・長期債利子	△2,147 △2,147 △2,147
計	2,595,691	△5,994	2,589,697				△5,994				

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
				年間支給率 (月分)						
補正後	長等	3		22,484	10,630 4.55	220	33,334	6,617	39,951	
	議員	17	69,624		32,028 4.60		101,652	18,892	120,544	
	その他の 特別職	1,459	66,922				66,922		66,922	
	計	1,479	136,546	22,484	42,658	220	201,908	25,509	227,417	
補正前	長等	3		22,484	10,630 4.55	220	33,334	6,617	39,951	
	議員	18	73,656		33,882 4.60		107,538	19,990	127,528	
	その他の 特別職	1,463	67,022				67,022		67,022	
	計	1,484	140,678	22,484	44,512	220	207,894	26,607	234,501	
比較	長等	0		0	0 0.00	0	0	0	0	
	議員	△ 1	△ 4,032		△ 1,854 0.00		△ 5,886	△ 1,098	△ 6,984	
	その他の 特別職	△ 4	△ 100				△ 100		△ 100	
	計	△ 5	△ 4,132	0	△ 1,854	0	△ 5,986	△ 1,098	△ 7,084	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	360 (395)	368,435	1,490,003	912,615	2,771,053	572,666	3,343,719	
補正前	360 (395)	384,902	1,490,003	917,827	2,792,732	576,238	3,368,970	
比較	0 (0)	△ 16,467	0	△ 5,212	△ 21,679	△ 3,572	△ 25,251	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		34,127	24,492	4,206	108,192	5,062	818	12,100	387,511	319,436	16,671	0	0
補正前		34,127	24,492	4,312	108,192	5,062	818	12,100	390,262	321,791	16,671	0	0	917,827
比較		0	0	△ 106	0	0	0	0	△ 2,751	△ 2,355	0	0	0	△ 5,212

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (383)	368,435	0	109,484	477,919	103,417	581,336	
補正前	0 (383)	384,902	0	114,590	499,492	103,355	602,847	
比較	0 (0)	△ 16,467	0	△ 5,106	△ 21,573	62	△ 21,511	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	0	59,509	49,975	0	0	0	109,484
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	62,260	52,330	0	0	0	114,590
	比較	0	0	0	0	0	0	0	△ 2,751	△ 2,355	0	0	0	△ 5,106

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
報酬	△ 16,467	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 16,467	支出見込額の精査による減	
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	△ 5,212	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 5,212	支出見込額の精査による減 特殊勤務手当 △106 会計年度任用職員期末手当、勤勉手当 △5,458 物価高対応子育て応援手当支給事業に係る増 会計年度任用職員期末手当、勤勉手当 352	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
令和 8年2月1日 現在	平均給料月額(円)	337,105	316,375	324,961		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	379,166	359,776	353,943		313,442	360,314
	平均年齢月数(歳)	45.3	57.2	43.7		49.4	39.3
令和 8年1月1日 現在	平均給料月額(円)	337,968	316,375	325,286		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	386,113	365,955	366,267		312,072	363,727
	平均年齢月数(歳)	45.2	57.1	43.6		49.3	39.2

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
鴨川市	高校卒	(円) 194,500	(円) 183,500 ~ 207,400	短大卒 (円) 221,300	(円) 短大卒 212,100	(円) 旧中5卒 214,800	
	大学卒	220,000		240,500		227,400	257,100
国	高校卒	200,300	198,200	短大卒 250,100		短大卒 220,700	旧中5卒 221,700
	大学卒	232,000		275,700		239,800	269,100

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一)適用職員		医療職給料表 (二)適用職員		医療職給料表 (三)適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 8年2月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	8.1										
	6級	30	12.7										
	5級	59	25.0						2	66.7	1	9.1	
	4級	46	19.5								1	9.1	
	3級	36 (3)	15.2 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	8.1	(4)	(100.0)	63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	22	9.3										
	計	236 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)
令和 8年1月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	8.1										
	6級	30	12.7										
	5級	59	25.0						2	66.7	1	9.1	
	4級	46	19.5								1	9.1	
	3級	36 (3)	15.2 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	8.1	(4)	(100.0)	63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	22	9.3										
	計	236 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	354	242	29	69		3	11
昇給に係る職員数 (B) (人)	258	176	11	59		1	11
号給数別内訳	1号給 (人)	3	3				
	2号給 (人)	5	5				
	3号給 (人)	7	7				
	4号給 (人)	243	161	11	59	1	11
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	72.9	72.7	37.9	85.5		33.3	100.0

備考 令和7年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
補正前	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
国の制度	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和8年2月1日現在)	0.27
支給対象職員の比率 (%) (令和8年2月1日現在)	8.71
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 17 号

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度鴨川市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		634,900	11,500	646,400
	1 国民健康保険税	634,900	11,500	646,400
10 繰入金		251,778	△ 11,500	240,278
	1 他会計繰入金	242,322	△ 3,522	238,800
	2 基金繰入金	9,456	△ 7,978	1,478
歳入合計		3,755,156	0	3,755,156

歳入補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	634,900	11,500	646,400
10 繰入金	251,778	△ 11,500	240,278
歳入合計	3,755,156	0	3,755,156

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保 険税	634,900	11,500	646,400	1 医療給付費分 現年課税分	7,500	現年課税分 7,500
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	2,500	現年課税分 2,500
				3 介護納付金分 現年課税分	1,500	現年課税分 1,500
計	634,900	11,500	646,400			

(款) 10 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰 入金	242,322	△3,522	238,800	1 保険基盤安定 繰入金（保険 税軽減分）	△4,098	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） △4,098
				2 保険基盤安定 繰入金（保険 者支援分）	9,654	保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 9,654
				5 財政安定化支 援事業繰入金	△9,233	財政安定化支援事業繰入金 △9,233
				6 未就学児均等 割保険税繰入 金	67	未就学児均等割保険税繰入金 67
				7 産前産後保険 税繰入金	88	産前産後保険税繰入金 88
計	242,322	△3,522	238,800			

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基 金繰入金	9,456	△7,978	1,478	1 財政調整基金 繰入金	△7,978	財政調整基金繰入金 △7,978
計	9,456	△7,978	1,478			

議案第 18 号

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度鴨川市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 620 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,075,825 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		838,756	△ 620	838,136
	1 一般会計繰入金	770,027	△ 620	769,407
歳入	合計	5,076,445	△ 620	5,075,825

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		121,604	△ 620	120,984
	1 総務管理費	80,734	△ 120	80,614
	2 徴収費	4,154	△ 500	3,654
歳 出 合 計		5,076,445	△ 620	5,075,825

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	838,756	△ 620	838,136
歳入合計	5,076,445	△ 620	5,075,825

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	121,604	△ 620	120,984				△ 620
歳 出 合 計	5,076,445	△ 620	5,075,825				△ 620

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般 会計繰入金	166,858	△620	166,238	2 事務費繰入金	△620	事務費繰入金（介護保険事業分） △620
計	770,027	△620	769,407			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	80,734	△120	80,614				△120	10 需用費	△120	●一般事務管理費（介護保険） △120 10 需用費 △120 ・印刷製本費 △120
計	80,734	△120	80,614				△120			

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

1 賦課徴収費	4,154	△500	3,654				△500	10 需用費	△500	●賦課徴収費 △500 10 需用費 △500 ・印刷製本費 △500
計	4,154	△500	3,654				△500			

議案第 19 号

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度鴨川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,078 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 689,223 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		516,999	30,000	546,999
	1 後期高齢者医療保険料	516,999	30,000	546,999
3 繰入金		144,600	△ 11,921	132,679
	1 一般会計繰入金	144,600	△ 11,921	132,679
5 諸収入		4,200	164	4,364
	1 延滞金、加算金及び過料	1	164	165
7 国庫支出金		2,430	△ 1,165	1,265
	2 国庫補助金	2,430	△ 1,165	1,265
歳入合計		672,145	17,078	689,223

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,679	△ 1,165	9,514
	2 徴収費	9,973	△ 1,165	8,808
2 後期高齢者医療広域連合納付金		656,293	18,243	674,536
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	656,293	18,243	674,536
歳 出 合 計		672,145	17,078	689,223

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	516,999	30,000	546,999
3 繰入金	144,600	△ 11,921	132,679
5 諸収入	4,200	164	4,364
7 国庫支出金	2,430	△ 1,165	1,265
歳入合計	672,145	17,078	689,223

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,679	△ 1,165	9,514	△ 1,165			
2 後期高齢者医療広域連合納付金	656,293	18,243	674,536				18,243
歳 出 合 計	672,145	17,078	689,223	△ 1,165			18,243

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保 険料	278,850	6,000	284,850	1 現年度分	6,000	現年度分 6,000
2 普通徴収保 険料	238,149	24,000	262,149	1 現年度分	24,000	現年度分 24,000
計	516,999	30,000	546,999			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 保険基盤安 定繰入金	136,751	△11,921	124,830	1 保険基盤安定 繰入金	△11,921	保険基盤安定繰入金 △11,921
計	144,600	△11,921	132,679			

(款) 5 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	1	164	165	1 延滞金	164	延滞金 164
計	1	164	165			

(款) 7 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 子ども・子 育て支援事 業費補助金	2,430	△1,165	1,265	1 子ども・子育 て支援事業費 補助金	△1,165	子ども・子育て支援事業費補助金 △1,165
計	2,430	△1,165	1,265			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 徴収費	9,973	△1,165	8,808	△1,165				12 委託料	△1,165	●徴収事務費 12 委託料 ・システム改修委託料	△1,165 △1,165 △1,165
計	9,973	△1,165	8,808	△1,165							

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	656,293	18,243	674,536				18,243	18 負担金, 補助 及び交付金	18,243	●後期高齢者医療広域連合納付 金 18 負担金, 補助及び交付金 ・保険基盤安定拠出金 ・後期高齢者医療保険料等負 担金	18,243 18,243 △11,921 30,164
計	656,293	18,243	674,536				18,243				

令和7年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度鴨川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（4） 主要な建設改良事業

建設改良事業費「442,149千円」を「534,944千円」に。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支	出	
第1款	事業費	1,503,694 千円	28,678 千円	1,532,372 千円
第3項	特別損失	2,601 千円	28,678 千円	31,279 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額429,106千円は、過年度分損益勘定留保資金296,014千円、減債積立金92,090千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,002千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収	入	
第1款	資本的収入	312,293 千円	64,619 千円	376,912 千円
第1項	企業債	312,292 千円	36,500 千円	348,792 千円
第3項	国県補助金	0 千円	28,119 千円	28,119 千円
		支	出	
第1款	資本的支出	713,223 千円	92,795 千円	806,018 千円
第1項	建設改良事業費	442,149 千円	92,795 千円	534,944 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	312,292	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	348,792	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ

令和8年2月20日提出

鴨川市長 佐々木 久之

1) 令和7年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業費			1,503,694	28,678	1,532,372		
	3 特別損失		2,601	28,678	31,279		
		2 その他特別損失	2,600	28,678	31,278	その他特別損失	28,678

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的收入			312,293	64,619	376,912		
	1 企業債		312,292	36,500	348,792		
		1 企業債		312,292	36,500	348,792	企業債
	3 国県補助金		0	28,119	28,119		
		1 国庫補助金		0	28,119	28,119	国庫補助金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的支出			713,223	92,795	806,018		
	1 建設改良事業費		442,149	92,795	534,944		
		3 配水設備費		249,245	92,795	342,040	委託料

2) 令和7年度鴨川市水道事業会計補正(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	3,317	△ 28,678	△ 25,361
減価償却費	528,404	0	528,404
引当金の増減額(△は減少)	804	0	804
長期前受金戻入額	△ 127,545	0	△ 127,545
固定資産除却損	420	0	420
未収金の増減額(△は増加)	△ 3,633	0	△ 3,633
未払金の増減額(△は減少)	△ 326,315	0	△ 326,315
たな卸資産の増減額(△は増加)	812	0	812
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>76,264</u>	<u>△ 28,678</u>	<u>47,586</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 410,490	△ 84,359	△ 494,849
有価証券の取得による支出	0	0	0
国庫補助金等による収入	0	28,119	28,119
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 410,490</u>	<u>△ 56,240</u>	<u>△ 466,730</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	312,292	36,500	348,792
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 261,074	0	△ 261,074
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>51,218</u>	<u>36,500</u>	<u>87,718</u>
資金減少額	△ 283,008	△ 48,418	△ 331,426
資金期首残高	1,149,526	0	1,149,526
資金期末残高	<u>866,518</u>	<u>△ 48,418</u>	<u>818,100</u>

(資料 1)

令和 8 年 第 1 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

— 議 案 説 明 資 料 1 —

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第3号	鴨川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	4
議案第4号	鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	8
議案第5号	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	9
議案第6号	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	49
議案第7号	鴨川市ふるさぽーと基金条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 企画政策課	52
議案第8号	鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課	54
議案第9号	鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 スポーツ振興課	57
議案第10号	鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 スポーツ振興課	60
議案第11号	鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	教育委員会 生涯学習課	63
議案第12号	鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局	64
議案第13号	事業契約の変更契約の締結について（第2期君津地域広域廃棄物処理事業）	市民福祉部 環境課	67
議案第14号	財産の無償譲渡について	市民福祉部 健康推進課	69
議案第15号	鴨川市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	企画総務部 企画政策課	72
議案第16号	令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第8号）	企画総務部 財政課	84
議案第17号	令和7年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課	93
議案第18号	令和7年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 健康推進課	94
議案第19号	令和7年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課	96
議案第20号	令和7年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）	水道課	98
議案第21号	令和8年度鴨川市一般会計予算	企画総務部 財政課	資料3
議案第22号	令和8年度鴨川市国民健康保険特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	100
議案第23号	令和8年度鴨川市介護保険特別会計予算	市民福祉部 健康推進課	105

議案第24号	令和8年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	111
議案第25号	令和8年度鴨川市病院事業会計予算	国保病院	114
議案第26号	鴨川市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	117
議案第27号	鴨川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	118
議案第28号	鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	119
議案第29号	鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第30号	鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	

議案第3号

鴨川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年6月16日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により行政手続法（平成5年法律第88号）の一部が改正され、令和8年5月21日から施行されることに伴い、鴨川市行政手続条例（平成17年鴨川市条例第7号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞（聴聞の審理の結果、聴聞を続行する必要がある場合に行われる聴聞を含む。以下同じ。）（※）及び弁明の機会の付与（※）の通知について、公示事項（聴聞にあつては氏名、期日、場所等をいい、弁明の機会の付与にあつては氏名、弁明書の提出先及び提出期限等をいう。以下同じ。）をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。（現行は、市の掲示場への掲示による方法）
- (2) その他条文の整備を行う。
 - (※) 「聴聞」及び「弁明の機会の付与」とは、市長等が不利益処分をしようとする場合に当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して意見陳述の機会を付与する手続をいい、「聴聞」は名宛人となるべき者に及ぼす影響が大きい不利益処分（許認可の取消し等）を対象に口頭審理の方法で行われ、「弁明の機会の付与」は聴聞の対象とならない不利益処分を対象に書面審理の方法で行われる。

3 施行期日

令和8年5月21日

鴨川市行政手続条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を規則で定める掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代理人)</p> <p>第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者 (同条第 3 項後段の規定により当</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨 (以下この項において「公示事項」という。) を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を規則で定める掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者 (同条第 4 項後段の規定により当</p>

該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）
は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは、「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）
は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第4号

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

特別職の職員で常勤のものゝ給与の支給額の減額の特例の終期を変更するため、鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例(令和7年鴨川市条例第20号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

特別職の職員で常勤のものゝ給与の支給額の減額の特例の終期を変更し、令和9年3月31日(現行令和8年3月31日)とする。

3 施行期日

公布の日

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
附 則	附 則
1 略 (失効)	1 略 (失効)
2 この条例は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

一般職の職員の給与について、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改定等を行うため、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 43 号）、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号）及び鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鴨川市条例第 5 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の改正【第 1 条】

ア 給料表の改定

全ての給料表の給料月額について、若年層に重点を置き、引上げ改定（行政職給料表平均改定率 3.16 パーセント）を行う。

イ 通勤手当の改定

通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員に係る通勤手当について、片道の使用距離の区分の上限を 100 キロメートル以上（現行 60 キロメートル以上）とし、60 キロメートル以上の部分について 2 キロメートル刻みに新たな距離区分を設けることとし、現行の「4 キロメートル以上 6 キロメートル未満」から「60 キロメートル以上」までの距離区分に応じた月額について引上げ改定を行う。

ウ 特殊勤務手当の改正

夜間看護手当の名称を夜間看護・介護手当とし、看護師、准看護師又は介護福祉士（現行看護師又は准看護師）が正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に看護又は介護（現行看護）の業務に従事したときに手当を支給することとする。

エ 宿日直手当の改定

勤務 1 回に係る支給額の限度について、鴨川市立国保病院の職員以外の職員の宿日直勤務を 4,700 円（現行 4,400 円）、鴨川市立国保病院の医師の宿日直勤務を 22,500 円（現行 22,000 円）とし、勤務時間が午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで割り振られている日に退庁時から引き続き行われる場合は、それぞれ 7,050 円（現行 6,600 円）、33,750 円（現行 33,000 円）とする。

オ 初任給調整手当の改定

支給月額の限度について、医師及び歯科医師を 310,800 円（現行 310,000 円）、医師及び歯科医師以外の医療職を 52,100 円（現行 51,600 円）とする。

カ 令和 8 年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

- a 期末手当の支給率を 100 分の 126.25（現行 100 分の 125）とする。
- b 勤勉手当の支給率を 100 分の 106.25（現行 100 分の 105）とする。

支給月	区分	現行	令和 8 年度以後
6 月	期末手当	100 分の 125	100 分の 126.25
	勤勉手当	100 分の 105	100 分の 106.25
12 月	期末手当	100 分の 125	100 分の 126.25
	勤勉手当	100 分の 105	100 分の 106.25
計		100 分の 460	100 分の 465

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

- a 期末手当の支給率を 100 分の 71.25（現行 100 分の 70）とする。
- b 勤勉手当の支給率を 100 分の 51.25（現行 100 分の 50）とする。

支給月	区分	現行	令和 8 年度以後
6 月	期末手当	100 分の 70	100 分の 71.25
	勤勉手当	100 分の 50	100 分の 51.25
12 月	期末手当	100 分の 70	100 分の 71.25
	勤勉手当	100 分の 50	100 分の 51.25
計		100 分の 240	100 分の 245

キ その他条文の整備を行う。

(2) 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正【第 2 条】

ア 特定任期付職員の給料表の改定

給料表の給料月額について、引上げ改定を行う。

イ 特定任期付職員の令和8年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定

(ア) 期末手当の支給率を100分の96.25(現行100分の95)とする。

(イ) 勤勉手当の支給率を100分の88.75(現行100分の87.5)とする。

支給月	区分	現行	令和8年度以後
6月	期末手当	100分の95	100分の96.25
	勤勉手当	100分の87.5	100分の88.75
12月	期末手当	100分の95	100分の96.25
	勤勉手当	100分の87.5	100分の88.75
計		100分の365	100分の370

(3) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の改正【第3条】

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置として、一般職の職員(会計年度任用職員を除く。)に支給する地域手当の月額について、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の2(本文100分の4)を乗じて得た額とする。

3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、上記2の(1)ア、(2)ア及び(3)については公布の日とし、上記2の(1)ア及び(2)アについては令和8年1月1日から適用する。

【第1条】鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(宿日直手当) 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,400</u> 円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給	(宿日直手当) 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,700</u> 円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給

する。ただし、勤務時間が午前8時30分から午後0時30分まで割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 鴨川市立国保病院に勤務し、宿日直勤務を命ぜられた職員については、前項の規定にかかわらず、次に定める範囲内において規則で定める額とする。

(1) 医師 勤務1回につき 22,000円 (勤務時間が午前8時30分から午後0時30分まで割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては 33,000円)

(2)・(3) 略

3 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 310,000円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による

する。ただし、勤務時間が午前8時30分から午後0時30分まで割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、7,050円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 鴨川市立国保病院に勤務し、宿日直勤務を命ぜられた職員については、前項の規定にかかわらず、次に定める範囲内において規則で定める額とする。

(1) 医師 勤務1回につき 22,500円 (勤務時間が午前8時30分から午後0時30分まで割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては 33,750円)

(2)・(3) 略

3 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 310,800円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による

<p>欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。) で規則で定めるもの 月額 <u>51,600 円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、 基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、 同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 22 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給 する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分 ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退 職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。 次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算し た額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。) で規則で定めるもの 月額 <u>52,100 円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 126.25</u> を乗じて得た額 に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、 同項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 22 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給 する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分 ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退 職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。 次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算し た額に <u>100 分の 106.25</u> を乗じて得た額の総額</p>
---	---

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の50 を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25 を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		

18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>				18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>	<u>334,100</u>	<u>360,500</u>	<u>395,000</u>	<u>447,400</u>
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>				19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>	<u>335,700</u>	<u>362,100</u>	<u>396,700</u>	<u>448,700</u>
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>				20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>398,300</u>	<u>449,900</u>
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>				21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>	<u>338,700</u>	<u>364,800</u>	<u>400,000</u>	<u>451,100</u>
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>				22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>	<u>340,400</u>	<u>366,300</u>	<u>401,400</u>	<u>451,900</u>
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>				23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>	<u>342,100</u>	<u>367,800</u>	<u>402,800</u>	<u>452,700</u>
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>				24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>	<u>343,700</u>	<u>369,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,500</u>
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>				25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>405,600</u>	<u>454,100</u>
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>				26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>406,800</u>	<u>454,700</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>				27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>408,000</u>	<u>455,300</u>
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>				28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>409,000</u>	<u>455,900</u>
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>				29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>410,100</u>	<u>456,600</u>
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>				30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	<u>457,400</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>				31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>457,800</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>				32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>				33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>				34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>				35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>				36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>				37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>				38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>				39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>				40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>				41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>				42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>				43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>				44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>

45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>				45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>		
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>					46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>			
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>					47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>			
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>					48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>			
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>					49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>			
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>					50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>			
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>					51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>			
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>					52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>			
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>					53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>			
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>					54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>			
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>					55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>			
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>					56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>			
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>					57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>			
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>					58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>			
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>					59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>			
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>					60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>			
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>					61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>			
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>					62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>			
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>					63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>			
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>					64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>			
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>					65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>			
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>					66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>			
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>					67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>			
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>					68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>			
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>					69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>			
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>					70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>			

71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>				71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>		
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>				72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>		
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>				73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>		
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>					74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>			
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>					75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>			
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>					76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>			
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>					77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>			
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>					78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>			
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>					79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>			
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>					80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>			
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>					81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>			
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>					82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>			
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>					83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>			
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>					84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>			
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>					85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>			
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>	<u>386,600</u>						86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>	<u>397,000</u>				
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>	<u>387,000</u>						87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>	<u>397,400</u>				
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>	<u>387,400</u>						88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>	<u>397,800</u>				
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>	<u>387,700</u>						89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>	<u>398,100</u>				
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>							90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>					
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>							91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>					
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>							92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>					
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>							93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>					
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>							94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>					
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>							95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>					
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>							96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>					

97	<u>300,300</u>	<u>349,800</u>								97	<u>308,900</u>	<u>359,400</u>						
98	<u>300,600</u>	<u>350,200</u>								98	<u>309,200</u>	<u>359,800</u>						
99	<u>301,000</u>	<u>350,600</u>								99	<u>309,500</u>	<u>360,200</u>						
100	<u>301,400</u>	<u>351,000</u>								100	<u>309,900</u>	<u>360,600</u>						
101	<u>301,600</u>	<u>351,500</u>								101	<u>310,100</u>	<u>361,100</u>						
102	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>								102	<u>310,400</u>	<u>361,500</u>						
103	<u>302,200</u>	<u>352,300</u>								103	<u>310,700</u>	<u>361,900</u>						
104	<u>302,500</u>	<u>352,700</u>								104	<u>311,000</u>	<u>362,300</u>						
105	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>								105	<u>311,200</u>	<u>362,800</u>						
106	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>								106	<u>311,500</u>	<u>363,200</u>						
107	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>								107	<u>311,800</u>	<u>363,500</u>						
108	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>								108	<u>312,100</u>	<u>363,800</u>						
109	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>								109	<u>312,300</u>	<u>364,200</u>						
110	<u>304,200</u>									110	<u>312,600</u>							
111	<u>304,600</u>									111	<u>313,000</u>							
112	<u>304,900</u>									112	<u>313,300</u>							
113	<u>305,100</u>									113	<u>313,500</u>							
114	<u>305,300</u>									114	<u>313,700</u>							
115	<u>305,600</u>									115	<u>314,000</u>							
116	<u>306,000</u>									116	<u>314,400</u>							
117	<u>306,200</u>									117	<u>314,600</u>							
118	<u>306,400</u>									118	<u>314,800</u>							
119	<u>306,700</u>									119	<u>315,100</u>							
120	<u>307,000</u>									120	<u>315,400</u>							
121	<u>307,400</u>									121	<u>315,700</u>							
122	<u>307,600</u>									122	<u>315,900</u>							
123	<u>307,900</u>									123	<u>316,200</u>							

	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		194,500	230,000	261,600	292,100	306,400	330,200	371,000	411,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	193,700	221,300	348,700
	2	196,000	223,700	350,200
	3	198,300	226,100	351,700
	4	200,600	228,500	353,200
	5	202,800	230,900	354,600
	6	205,100	233,300	356,000
	7	207,400	235,700	357,400
	8	209,700	238,100	358,800
	9	211,900	240,500	360,200
	10	214,300	242,100	361,500
11	216,500	243,700	362,800	

	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		206,700	242,000	272,600	303,100	317,700	341,800	383,400	424,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	206,700	234,600	361,900
	2	209,100	237,000	363,400
	3	211,400	239,400	364,900
	4	213,800	241,900	366,300
	5	216,000	244,300	367,700
	6	218,400	246,700	369,000
	7	220,700	249,100	370,300
	8	223,100	251,600	371,700
	9	225,300	254,000	373,100
	10	227,700	255,600	374,400
11	229,900	257,200	375,700	

	12	<u>218,700</u>	<u>245,300</u>	<u>364,100</u>			12	<u>232,100</u>	<u>258,800</u>	<u>376,900</u>	
	13	<u>220,900</u>	<u>246,900</u>	<u>365,300</u>			13	<u>234,300</u>	<u>260,400</u>	<u>378,100</u>	
	14	<u>223,200</u>	<u>248,400</u>	<u>366,600</u>			14	<u>236,600</u>	<u>261,800</u>	<u>379,400</u>	
	15	<u>225,400</u>	<u>249,800</u>	<u>367,800</u>			15	<u>238,800</u>	<u>263,200</u>	<u>380,600</u>	
	16	<u>227,600</u>	<u>251,200</u>	<u>369,000</u>			16	<u>241,000</u>	<u>264,600</u>	<u>381,800</u>	
	17	<u>229,900</u>	<u>252,600</u>	<u>370,200</u>			17	<u>243,300</u>	<u>266,000</u>	<u>382,800</u>	
	18	<u>232,000</u>	<u>253,800</u>	<u>371,400</u>			18	<u>245,400</u>	<u>267,200</u>	<u>384,000</u>	
	19	<u>234,100</u>	<u>255,000</u>	<u>372,600</u>			19	<u>247,500</u>	<u>268,400</u>	<u>385,200</u>	
	20	<u>236,200</u>	<u>256,200</u>	<u>373,700</u>			20	<u>249,600</u>	<u>269,600</u>	<u>386,300</u>	
	21	<u>238,300</u>	<u>257,600</u>	<u>374,800</u>			21	<u>251,700</u>	<u>270,900</u>	<u>387,300</u>	
	22	<u>240,200</u>	<u>258,800</u>	<u>376,000</u>			22	<u>253,600</u>	<u>272,000</u>	<u>388,500</u>	
	23	<u>241,900</u>	<u>260,100</u>	<u>377,200</u>			23	<u>255,300</u>	<u>273,100</u>	<u>389,700</u>	
	24	<u>243,500</u>	<u>261,400</u>	<u>378,300</u>			24	<u>256,900</u>	<u>274,300</u>	<u>390,800</u>	
	25	<u>245,200</u>	<u>262,700</u>	<u>379,400</u>			25	<u>258,600</u>	<u>275,600</u>	<u>391,800</u>	
	26	<u>246,400</u>	<u>264,500</u>	<u>380,600</u>			26	<u>259,800</u>	<u>277,200</u>	<u>393,000</u>	
	27	<u>247,700</u>	<u>266,300</u>	<u>381,800</u>			27	<u>261,100</u>	<u>278,900</u>	<u>394,100</u>	
	28	<u>249,000</u>	<u>268,100</u>	<u>382,900</u>			28	<u>262,300</u>	<u>280,600</u>	<u>395,200</u>	
	29	<u>250,200</u>	<u>269,800</u>	<u>384,000</u>			29	<u>263,500</u>	<u>282,300</u>	<u>396,300</u>	
	30	<u>251,200</u>	<u>272,000</u>	<u>385,200</u>			30	<u>264,500</u>	<u>284,300</u>	<u>397,500</u>	
	31	<u>252,300</u>	<u>274,200</u>	<u>386,400</u>			31	<u>265,600</u>	<u>286,500</u>	<u>398,700</u>	
	32	<u>253,400</u>	<u>276,400</u>	<u>387,500</u>			32	<u>266,700</u>	<u>288,700</u>	<u>399,800</u>	
	33	<u>254,600</u>	<u>278,600</u>	<u>388,600</u>			33	<u>267,900</u>	<u>290,900</u>	<u>400,800</u>	
	34	<u>255,900</u>	<u>280,800</u>	<u>389,800</u>			34	<u>269,000</u>	<u>293,100</u>	<u>401,900</u>	
	35	<u>257,100</u>	<u>283,000</u>	<u>391,000</u>			35	<u>270,100</u>	<u>295,300</u>	<u>403,100</u>	
	36	<u>258,300</u>	<u>285,100</u>	<u>392,200</u>			36	<u>271,100</u>	<u>297,400</u>	<u>404,300</u>	

	37	<u>259,400</u>	<u>287,100</u>	<u>393,400</u>			37	<u>272,200</u>	<u>299,400</u>	<u>405,500</u>
	38	<u>260,600</u>	<u>289,000</u>	<u>394,700</u>			38	<u>273,100</u>	<u>301,300</u>	<u>406,800</u>
	39	<u>261,800</u>	<u>290,900</u>	<u>395,900</u>			39	<u>274,100</u>	<u>303,200</u>	<u>407,900</u>
	40	<u>263,000</u>	<u>292,700</u>	<u>397,100</u>			40	<u>275,200</u>	<u>305,000</u>	<u>409,100</u>
	41	<u>264,300</u>	<u>294,400</u>	<u>398,300</u>			41	<u>276,500</u>	<u>306,700</u>	<u>410,200</u>
	42	<u>265,500</u>	<u>296,300</u>	<u>399,600</u>			42	<u>277,400</u>	<u>308,600</u>	<u>411,500</u>
	43	<u>266,700</u>	<u>298,100</u>	<u>400,600</u>			43	<u>278,400</u>	<u>310,400</u>	<u>412,500</u>
	44	<u>267,900</u>	<u>299,800</u>	<u>401,700</u>			44	<u>279,500</u>	<u>312,100</u>	<u>413,600</u>
	45	<u>269,200</u>	<u>301,400</u>	<u>402,900</u>			45	<u>280,800</u>	<u>313,700</u>	<u>414,800</u>
	46	<u>270,400</u>	<u>303,200</u>	<u>404,100</u>			46	<u>282,000</u>	<u>315,500</u>	<u>416,000</u>
	47	<u>271,700</u>	<u>304,900</u>	<u>405,300</u>			47	<u>283,400</u>	<u>317,200</u>	<u>417,200</u>
	48	<u>272,900</u>	<u>306,500</u>	<u>406,500</u>			48	<u>284,600</u>	<u>318,800</u>	<u>418,400</u>
	49	<u>274,100</u>	<u>308,000</u>	<u>407,600</u>			49	<u>285,700</u>	<u>320,300</u>	<u>419,500</u>
	50	<u>275,000</u>	<u>309,700</u>	<u>408,600</u>			50	<u>286,600</u>	<u>322,000</u>	<u>420,500</u>
	51	<u>275,900</u>	<u>311,500</u>	<u>409,900</u>			51	<u>287,500</u>	<u>323,800</u>	<u>421,800</u>
	52	<u>276,900</u>	<u>313,200</u>	<u>411,100</u>			52	<u>288,500</u>	<u>325,500</u>	<u>423,000</u>
	53	<u>277,500</u>	<u>314,400</u>	<u>412,300</u>			53	<u>289,000</u>	<u>326,700</u>	<u>424,200</u>
	54	<u>278,400</u>	<u>316,300</u>	<u>413,400</u>			54	<u>289,900</u>	<u>328,600</u>	<u>425,300</u>
	55	<u>279,100</u>	<u>318,100</u>	<u>414,500</u>			55	<u>290,600</u>	<u>330,400</u>	<u>426,400</u>
	56	<u>280,100</u>	<u>319,800</u>	<u>415,600</u>			56	<u>291,600</u>	<u>332,100</u>	<u>427,500</u>
	57	<u>280,700</u>	<u>321,400</u>	<u>416,600</u>			57	<u>292,200</u>	<u>333,600</u>	<u>428,500</u>
	58	<u>281,600</u>	<u>323,300</u>	<u>417,800</u>			58	<u>293,100</u>	<u>335,500</u>	<u>429,700</u>
	59	<u>282,600</u>	<u>325,000</u>	<u>419,000</u>			59	<u>293,900</u>	<u>337,200</u>	<u>430,900</u>
	60	<u>283,600</u>	<u>326,700</u>	<u>420,200</u>			60	<u>294,900</u>	<u>338,900</u>	<u>432,100</u>

	61	<u>284,100</u>	<u>328,400</u>	<u>420,800</u>			61	<u>295,400</u>	<u>340,600</u>	<u>432,700</u>
	62	<u>285,100</u>	<u>330,200</u>	<u>421,600</u>			62	<u>296,400</u>	<u>342,300</u>	<u>433,500</u>
	63	<u>286,100</u>	<u>332,000</u>	<u>422,300</u>			63	<u>297,400</u>	<u>344,000</u>	<u>434,200</u>
	64	<u>286,900</u>	<u>333,700</u>	<u>422,800</u>			64	<u>298,100</u>	<u>345,700</u>	<u>434,700</u>
	65	<u>287,400</u>	<u>335,400</u>	<u>423,100</u>			65	<u>298,600</u>	<u>347,400</u>	<u>435,000</u>
	66	<u>288,100</u>	<u>336,700</u>	<u>423,400</u>			66	<u>299,300</u>	<u>348,700</u>	<u>435,300</u>
	67	<u>288,900</u>	<u>338,000</u>	<u>423,800</u>			67	<u>300,100</u>	<u>350,000</u>	<u>435,700</u>
	68	<u>289,700</u>	<u>339,300</u>	<u>424,200</u>			68	<u>300,800</u>	<u>351,300</u>	<u>436,100</u>
	69	<u>290,500</u>	<u>340,800</u>	<u>424,500</u>			69	<u>301,600</u>	<u>352,800</u>	<u>436,400</u>
	70	<u>291,300</u>	<u>342,300</u>	<u>424,900</u>			70	<u>302,400</u>	<u>354,300</u>	<u>436,800</u>
	71	<u>292,000</u>	<u>343,800</u>	<u>425,200</u>			71	<u>303,000</u>	<u>355,800</u>	<u>437,100</u>
	72	<u>292,700</u>	<u>345,300</u>	<u>425,500</u>			72	<u>303,600</u>	<u>357,300</u>	<u>437,400</u>
	73	<u>293,500</u>	<u>346,700</u>	<u>425,800</u>			73	<u>304,400</u>	<u>358,600</u>	<u>437,700</u>
	74	<u>294,300</u>	<u>348,200</u>	<u>426,200</u>			74	<u>305,100</u>	<u>360,100</u>	<u>438,000</u>
	75	<u>294,900</u>	<u>349,700</u>	<u>426,500</u>			75	<u>305,600</u>	<u>361,600</u>	<u>438,300</u>
	76	<u>295,600</u>	<u>351,200</u>	<u>426,800</u>			76	<u>306,300</u>	<u>363,000</u>	<u>438,600</u>
	77	<u>296,100</u>	<u>352,600</u>	<u>427,100</u>			77	<u>306,800</u>	<u>364,400</u>	<u>438,800</u>
	78	<u>296,900</u>	<u>354,100</u>	<u>427,400</u>			78	<u>307,500</u>	<u>365,900</u>	<u>439,100</u>
	79	<u>297,600</u>	<u>355,600</u>	<u>427,700</u>			79	<u>308,200</u>	<u>367,400</u>	<u>439,400</u>
	80	<u>298,200</u>	<u>357,100</u>	<u>427,900</u>			80	<u>308,700</u>	<u>368,900</u>	<u>439,600</u>
	81	<u>298,800</u>	<u>358,500</u>	<u>428,100</u>			81	<u>309,300</u>	<u>370,200</u>	<u>439,800</u>
	82	<u>299,600</u>	<u>359,800</u>	<u>428,400</u>			82	<u>310,000</u>	<u>371,500</u>	<u>440,100</u>
	83	<u>300,200</u>	<u>361,100</u>	<u>428,700</u>			83	<u>310,600</u>	<u>372,800</u>	<u>440,400</u>
	84	<u>300,800</u>	<u>362,300</u>	<u>428,900</u>			84	<u>311,200</u>	<u>374,000</u>	<u>440,600</u>
	85	<u>301,400</u>	<u>363,500</u>	<u>429,100</u>			85	<u>311,700</u>	<u>375,200</u>	<u>440,800</u>

	86	<u>302,100</u>	<u>364,700</u>	<u>429,400</u>			86	<u>312,300</u>	<u>376,400</u>	<u>441,100</u>
	87	<u>302,700</u>	<u>365,900</u>	<u>429,700</u>			87	<u>312,900</u>	<u>377,500</u>	<u>441,400</u>
	88	<u>303,200</u>	<u>367,000</u>	<u>429,900</u>			88	<u>313,400</u>	<u>378,600</u>	<u>441,600</u>
	89	<u>303,700</u>	<u>368,100</u>	<u>430,100</u>			89	<u>313,800</u>	<u>379,600</u>	<u>441,800</u>
	90	<u>304,300</u>	<u>369,200</u>				90	<u>314,300</u>	<u>380,700</u>	
	91	<u>304,800</u>	<u>370,300</u>				91	<u>314,800</u>	<u>381,800</u>	
	92	<u>305,200</u>	<u>371,400</u>				92	<u>315,200</u>	<u>382,900</u>	
	93	<u>305,600</u>	<u>372,500</u>				93	<u>315,600</u>	<u>384,000</u>	
	94	<u>306,200</u>	<u>373,700</u>				94	<u>316,100</u>	<u>385,100</u>	
	95	<u>306,700</u>	<u>374,800</u>				95	<u>316,500</u>	<u>386,100</u>	
	96	<u>307,200</u>	<u>375,900</u>				96	<u>317,000</u>	<u>387,200</u>	
	97	<u>307,500</u>	<u>376,900</u>				97	<u>317,300</u>	<u>388,200</u>	
	98	<u>308,100</u>	<u>377,900</u>				98	<u>317,900</u>	<u>389,200</u>	
	99	<u>308,600</u>	<u>378,800</u>				99	<u>318,400</u>	<u>390,100</u>	
	100	<u>309,000</u>	<u>379,700</u>				100	<u>318,800</u>	<u>391,000</u>	
	101	<u>309,400</u>	<u>380,500</u>				101	<u>319,100</u>	<u>391,800</u>	
	102	<u>309,900</u>	<u>381,500</u>				102	<u>319,500</u>	<u>392,800</u>	
	103	<u>310,400</u>	<u>382,400</u>				103	<u>319,900</u>	<u>393,600</u>	
	104	<u>310,900</u>	<u>383,300</u>				104	<u>320,400</u>	<u>394,500</u>	
	105	<u>311,300</u>	<u>384,100</u>				105	<u>320,800</u>	<u>395,300</u>	
	106	<u>311,700</u>	<u>385,000</u>				106	<u>321,100</u>	<u>396,200</u>	
	107	<u>312,100</u>	<u>385,900</u>				107	<u>321,400</u>	<u>397,100</u>	
	108	<u>312,400</u>	<u>386,800</u>				108	<u>321,700</u>	<u>398,000</u>	
	109	<u>312,600</u>	<u>387,600</u>				109	<u>321,900</u>	<u>398,800</u>	
	110	<u>312,900</u>	<u>388,600</u>				110	<u>322,200</u>	<u>399,800</u>	

	111	<u>313,200</u>	<u>389,500</u>				111	<u>322,500</u>	<u>400,700</u>		
	112	<u>313,500</u>	<u>390,400</u>				112	<u>322,800</u>	<u>401,600</u>		
	113	<u>313,700</u>	<u>391,000</u>				113	<u>323,000</u>	<u>402,200</u>		
	114	<u>313,900</u>	<u>391,900</u>				114	<u>323,200</u>	<u>403,100</u>		
	115	<u>314,200</u>	<u>392,800</u>				115	<u>323,500</u>	<u>404,000</u>		
	116	<u>314,500</u>	<u>393,700</u>				116	<u>323,800</u>	<u>404,900</u>		
	117	<u>314,700</u>	<u>394,500</u>				117	<u>324,000</u>	<u>405,700</u>		
	118	<u>314,900</u>	<u>395,200</u>				118	<u>324,200</u>	<u>406,400</u>		
	119	<u>315,100</u>	<u>396,000</u>				119	<u>324,400</u>	<u>407,200</u>		
	120	<u>315,400</u>	<u>396,800</u>				120	<u>324,700</u>	<u>408,000</u>		
	121	<u>315,700</u>	<u>397,400</u>				121	<u>325,000</u>	<u>408,600</u>		
	122	<u>315,900</u>	<u>398,100</u>				122	<u>325,200</u>	<u>409,300</u>		
	123	<u>316,200</u>	<u>398,800</u>				123	<u>325,500</u>	<u>410,000</u>		
	124	<u>316,500</u>	<u>399,400</u>				124	<u>325,800</u>	<u>410,600</u>		
	125	<u>316,700</u>	<u>400,000</u>				125	<u>326,000</u>	<u>411,200</u>		
	126	<u>316,900</u>	<u>400,700</u>				126	<u>326,200</u>	<u>411,900</u>		
	127	<u>317,100</u>	<u>401,200</u>				127	<u>326,400</u>	<u>412,400</u>		
	128	<u>317,400</u>	<u>401,800</u>				128	<u>326,700</u>	<u>413,000</u>		
	129	<u>317,700</u>	<u>402,400</u>				129	<u>327,000</u>	<u>413,600</u>		
	130	<u>317,900</u>	<u>403,000</u>				130	<u>327,200</u>	<u>414,200</u>		
	131	<u>318,100</u>	<u>403,500</u>				131	<u>327,400</u>	<u>414,700</u>		
	132	<u>318,400</u>	<u>404,000</u>				132	<u>327,700</u>	<u>415,200</u>		
	133	<u>318,600</u>	<u>404,300</u>				133	<u>327,900</u>	<u>415,500</u>		
	134		<u>404,600</u>				134		<u>415,800</u>		
	135		<u>404,900</u>				135		<u>416,000</u>		

	136	<u>405,200</u>			136	<u>416,300</u>
	137	<u>405,500</u>			137	<u>416,600</u>
	138	<u>405,800</u>			138	<u>416,900</u>
	139	<u>406,100</u>			139	<u>417,200</u>
	140	<u>406,400</u>			140	<u>417,500</u>
	141	<u>406,700</u>			141	<u>417,800</u>
	142	<u>407,000</u>			142	<u>418,100</u>
	143	<u>407,300</u>			143	<u>418,400</u>
	144	<u>407,600</u>			144	<u>418,700</u>
	145	<u>407,800</u>			145	<u>418,900</u>
	146	<u>408,100</u>			146	<u>419,200</u>
	147	<u>408,400</u>			147	<u>419,500</u>
	148	<u>408,600</u>			148	<u>419,700</u>
	149	<u>408,800</u>			149	<u>419,900</u>
	150	<u>409,100</u>			150	<u>420,200</u>
	151	<u>409,400</u>			151	<u>420,500</u>
	152	<u>409,600</u>			152	<u>420,700</u>
	153	<u>409,800</u>			153	<u>420,900</u>
	154	<u>410,100</u>			154	<u>421,200</u>
	155	<u>410,400</u>			155	<u>421,500</u>
	156	<u>410,600</u>			156	<u>421,700</u>
	157	<u>410,800</u>			157	<u>421,900</u>
	158	<u>411,100</u>			158	<u>422,200</u>
	159	<u>411,400</u>			159	<u>422,500</u>
	160	<u>411,600</u>			160	<u>422,700</u>

	161		411,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		232,000	279,200	330,000
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
		234,100	252,600	331,700

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	390,100	455,100	549,800
	2	392,800	457,100	555,900
	3	395,400	459,000	561,200
	4	397,900	460,900	566,100
	5	400,300	462,300	570,500
	6	403,000	464,100	574,800
	7	405,600	465,900	578,400
	8	408,100	467,700	581,400
	9	410,500	469,500	583,900
	10	412,700	471,300	586,200
11	414,800	473,100		

	161		422,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		240,800	289,100	341,600
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
		247,500	266,000	344,900

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	405,600	470,300	566,200
	2	408,300	472,300	572,300
	3	410,900	474,200	577,400
	4	413,300	476,100	582,100
	5	415,600	477,500	586,400
	6	418,300	479,200	590,700
	7	420,900	481,000	594,100
	8	423,300	482,800	597,000
	9	425,600	484,600	599,500
	10	427,800	486,300	601,800
11	429,800	488,100		

	12	<u>416,900</u>	<u>474,900</u>				12	<u>431,900</u>	<u>489,900</u>		
	13	<u>419,000</u>	<u>476,700</u>				13	<u>434,000</u>	<u>491,700</u>		
	14	<u>420,500</u>	<u>478,500</u>				14	<u>435,500</u>	<u>493,400</u>		
	15	<u>422,000</u>	<u>480,300</u>				15	<u>437,000</u>	<u>495,200</u>		
	16	<u>423,500</u>	<u>482,100</u>				16	<u>438,500</u>	<u>497,000</u>		
	17	<u>424,900</u>	<u>483,900</u>				17	<u>439,900</u>	<u>498,800</u>		
	18	<u>426,400</u>	<u>485,800</u>				18	<u>441,300</u>	<u>500,700</u>		
	19	<u>427,900</u>	<u>487,700</u>				19	<u>442,800</u>	<u>502,600</u>		
	20	<u>429,300</u>	<u>489,600</u>				20	<u>444,200</u>	<u>504,500</u>		
	21	<u>430,700</u>	<u>491,500</u>				21	<u>445,500</u>	<u>506,400</u>		
	22	<u>432,200</u>	<u>493,200</u>				22	<u>447,000</u>	<u>508,100</u>		
	23	<u>433,700</u>	<u>495,000</u>				23	<u>448,400</u>	<u>509,900</u>		
	24	<u>435,100</u>	<u>496,800</u>				24	<u>449,800</u>	<u>511,700</u>		
	25	<u>436,500</u>	<u>498,400</u>				25	<u>451,100</u>	<u>513,300</u>		
	26	<u>438,000</u>	<u>500,200</u>				26	<u>452,600</u>	<u>515,100</u>		
	27	<u>439,500</u>	<u>502,000</u>				27	<u>454,000</u>	<u>516,900</u>		
	28	<u>440,900</u>	<u>503,600</u>				28	<u>455,400</u>	<u>518,400</u>		
	29	<u>442,300</u>	<u>505,000</u>				29	<u>456,800</u>	<u>519,800</u>		
	30	<u>443,700</u>	<u>506,700</u>				30	<u>458,200</u>	<u>521,500</u>		
	31	<u>445,100</u>	<u>508,500</u>				31	<u>459,500</u>	<u>523,300</u>		
	32	<u>446,500</u>	<u>510,200</u>				32	<u>460,900</u>	<u>525,000</u>		
	33	<u>447,900</u>	<u>511,700</u>				33	<u>462,300</u>	<u>526,500</u>		
	34	<u>449,300</u>	<u>513,000</u>				34	<u>463,600</u>	<u>527,800</u>		
	35	<u>450,700</u>	<u>514,300</u>				35	<u>465,000</u>	<u>529,100</u>		
	36	<u>452,100</u>	<u>515,600</u>				36	<u>466,400</u>	<u>530,400</u>		

		37	<u>453,500</u>	<u>516,600</u>				37	<u>467,700</u>	<u>531,400</u>		
		38	<u>454,900</u>	<u>517,900</u>				38	<u>469,100</u>	<u>532,700</u>		
		39	<u>456,300</u>	<u>519,200</u>				39	<u>470,400</u>	<u>534,000</u>		
		40	<u>457,700</u>	<u>520,500</u>				40	<u>471,800</u>	<u>535,300</u>		
		41	<u>459,100</u>	<u>521,500</u>				41	<u>473,200</u>	<u>536,300</u>		
		42	<u>460,800</u>	<u>522,300</u>				42	<u>474,900</u>	<u>537,100</u>		
		43	<u>462,400</u>	<u>523,100</u>				43	<u>476,500</u>	<u>537,900</u>		
		44	<u>464,000</u>	<u>523,900</u>				44	<u>478,000</u>	<u>538,700</u>		
		45	<u>465,600</u>	<u>524,800</u>				45	<u>479,600</u>	<u>539,600</u>		
		46	<u>466,800</u>	<u>525,600</u>				46	<u>480,800</u>	<u>540,400</u>		
		47	<u>468,000</u>	<u>526,400</u>				47	<u>481,900</u>	<u>541,200</u>		
		48	<u>469,100</u>	<u>527,100</u>				48	<u>483,000</u>	<u>541,900</u>		
		49	<u>470,100</u>	<u>527,900</u>				49	<u>484,000</u>	<u>542,700</u>		
		50	<u>471,100</u>	<u>528,700</u>				50	<u>484,900</u>	<u>543,500</u>		
		51	<u>472,000</u>	<u>529,400</u>				51	<u>485,800</u>	<u>544,200</u>		
		52	<u>472,800</u>	<u>530,300</u>				52	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>		
		53	<u>473,500</u>	<u>531,200</u>				53	<u>487,300</u>	<u>546,000</u>		
		54	<u>474,200</u>	<u>532,000</u>				54	<u>488,000</u>	<u>546,800</u>		
		55	<u>474,900</u>	<u>532,900</u>				55	<u>488,700</u>	<u>547,700</u>		
		56	<u>475,500</u>	<u>533,800</u>				56	<u>489,300</u>	<u>548,600</u>		
		57	<u>476,200</u>	<u>534,600</u>				57	<u>489,900</u>	<u>549,400</u>		
		58	<u>476,900</u>	<u>535,500</u>				58	<u>490,600</u>	<u>550,200</u>		
		59	<u>477,500</u>	<u>536,400</u>				59	<u>491,200</u>	<u>551,000</u>		
		60	<u>478,100</u>	<u>537,100</u>				60	<u>491,800</u>	<u>551,700</u>		

	61	<u>478,400</u>	<u>537,900</u>				61	<u>492,100</u>	<u>552,500</u>		
	62	<u>479,000</u>	<u>538,800</u>				62	<u>492,700</u>	<u>553,400</u>		
	63	<u>479,700</u>	<u>539,700</u>				63	<u>493,300</u>	<u>554,300</u>		
	64	<u>480,400</u>	<u>540,600</u>				64	<u>494,000</u>	<u>555,200</u>		
	65	<u>480,800</u>	<u>541,400</u>				65	<u>494,400</u>	<u>556,000</u>		
	66	<u>481,400</u>	<u>542,300</u>				66	<u>495,000</u>	<u>556,900</u>		
	67	<u>482,100</u>	<u>543,200</u>				67	<u>495,700</u>	<u>557,800</u>		
	68	<u>482,800</u>	<u>544,100</u>				68	<u>496,400</u>	<u>558,700</u>		
	69	<u>483,200</u>	<u>544,900</u>				69	<u>496,800</u>	<u>559,500</u>		
	70	<u>483,800</u>	<u>545,800</u>				70	<u>497,400</u>	<u>560,400</u>		
	71	<u>484,400</u>	<u>546,700</u>				71	<u>498,000</u>	<u>561,300</u>		
	72	<u>484,900</u>	<u>547,600</u>				72	<u>498,500</u>	<u>562,200</u>		
	73	<u>485,400</u>	<u>548,400</u>				73	<u>499,000</u>	<u>563,000</u>		
	74	<u>485,900</u>					74	<u>499,500</u>			
	75	<u>486,400</u>					75	<u>500,000</u>			
	76	<u>486,900</u>					76	<u>500,500</u>			
	77	<u>487,300</u>					77	<u>500,900</u>			
	78	<u>487,800</u>					78	<u>501,400</u>			
	79	<u>488,200</u>					79	<u>501,800</u>			
	80	<u>488,700</u>					80	<u>502,200</u>			
	81	<u>489,200</u>					81	<u>502,700</u>			
	82	<u>489,800</u>					82	<u>503,300</u>			
	83	<u>490,400</u>					83	<u>503,800</u>			
	84	<u>490,800</u>					84	<u>504,200</u>			
	85	<u>491,300</u>					85	<u>504,700</u>			

	86	<u>491,900</u>		
	87	<u>492,500</u>		
	88	<u>493,000</u>		
	89	<u>493,500</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>344,400</u>	円 <u>399,500</u>	円 <u>473,300</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>372,500</u>	円 <u>410,000</u>	円 <u>506,800</u>

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外		円	円	円	円	円
	1	<u>188,600</u>	<u>227,400</u>	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>315,000</u>
	2	<u>190,700</u>	<u>228,700</u>	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>316,400</u>
	3	<u>192,800</u>	<u>230,000</u>	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>317,800</u>
	4	<u>194,900</u>	<u>231,300</u>	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>
	5	<u>196,900</u>	<u>232,500</u>	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>
	6	<u>198,900</u>	<u>233,600</u>	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>
	7	<u>200,900</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>
8	<u>202,700</u>	<u>235,600</u>	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>	

	86	<u>505,300</u>		
	87	<u>505,900</u>		
	88	<u>506,400</u>		
	89	<u>506,900</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>356,500</u>	円 <u>412,800</u>	円 <u>488,500</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>387,800</u>	円 <u>425,200</u>	円 <u>523,200</u>

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外		円	円	円	円	円
	1	<u>201,000</u>	<u>239,800</u>	<u>274,400</u>	<u>293,300</u>	<u>326,300</u>
	2	<u>203,100</u>	<u>241,100</u>	<u>275,200</u>	<u>294,100</u>	<u>327,700</u>
	3	<u>205,200</u>	<u>242,400</u>	<u>275,900</u>	<u>294,800</u>	<u>329,100</u>
	4	<u>207,300</u>	<u>243,700</u>	<u>276,700</u>	<u>295,500</u>	<u>330,500</u>
	5	<u>209,300</u>	<u>244,900</u>	<u>277,500</u>	<u>296,200</u>	<u>331,900</u>
	6	<u>211,300</u>	<u>246,000</u>	<u>278,300</u>	<u>296,900</u>	<u>333,500</u>
	7	<u>213,300</u>	<u>247,000</u>	<u>279,100</u>	<u>297,600</u>	<u>335,000</u>
8	<u>215,100</u>	<u>247,900</u>	<u>279,800</u>	<u>298,300</u>	<u>336,500</u>	

の職員	9	<u>204,500</u>	<u>236,700</u>	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>	の職員	9	<u>216,900</u>	<u>249,000</u>	<u>280,500</u>	<u>299,100</u>	<u>337,900</u>
	10	<u>206,400</u>	<u>237,900</u>	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>		10	<u>218,800</u>	<u>250,100</u>	<u>281,300</u>	<u>299,800</u>	<u>339,500</u>
	11	<u>208,300</u>	<u>239,200</u>	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>		11	<u>220,700</u>	<u>251,200</u>	<u>282,100</u>	<u>300,600</u>	<u>341,000</u>
	12	<u>210,400</u>	<u>240,500</u>	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>331,300</u>		12	<u>222,800</u>	<u>252,400</u>	<u>282,900</u>	<u>301,200</u>	<u>342,500</u>
	13	<u>212,100</u>	<u>241,800</u>	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>		13	<u>224,500</u>	<u>253,600</u>	<u>283,700</u>	<u>301,800</u>	<u>343,900</u>
	14	<u>214,100</u>	<u>243,100</u>	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>334,400</u>		14	<u>226,500</u>	<u>254,800</u>	<u>284,500</u>	<u>302,900</u>	<u>345,500</u>
	15	<u>216,300</u>	<u>244,400</u>	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>335,900</u>		15	<u>228,700</u>	<u>256,000</u>	<u>285,200</u>	<u>304,000</u>	<u>347,000</u>
	16	<u>218,400</u>	<u>245,600</u>	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>337,400</u>		16	<u>230,800</u>	<u>257,100</u>	<u>286,000</u>	<u>305,200</u>	<u>348,500</u>
	17	<u>220,500</u>	<u>246,800</u>	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>338,900</u>		17	<u>232,900</u>	<u>258,100</u>	<u>286,800</u>	<u>306,300</u>	<u>350,000</u>
	18	<u>221,600</u>	<u>248,000</u>	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>340,500</u>		18	<u>234,000</u>	<u>259,100</u>	<u>287,600</u>	<u>307,500</u>	<u>351,600</u>
	19	<u>222,700</u>	<u>249,200</u>	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>342,100</u>		19	<u>235,000</u>	<u>260,200</u>	<u>288,400</u>	<u>308,600</u>	<u>353,200</u>
	20	<u>223,800</u>	<u>250,400</u>	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>343,600</u>		20	<u>236,100</u>	<u>261,200</u>	<u>289,100</u>	<u>309,800</u>	<u>354,700</u>
	21	<u>224,900</u>	<u>251,500</u>	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>344,900</u>		21	<u>237,200</u>	<u>262,300</u>	<u>289,900</u>	<u>311,000</u>	<u>356,000</u>
	22	<u>225,800</u>	<u>252,400</u>	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>346,400</u>		22	<u>238,000</u>	<u>263,200</u>	<u>290,800</u>	<u>312,200</u>	<u>357,500</u>
	23	<u>226,700</u>	<u>253,200</u>	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>347,900</u>		23	<u>238,900</u>	<u>264,000</u>	<u>291,700</u>	<u>313,400</u>	<u>359,000</u>
	24	<u>227,600</u>	<u>254,000</u>	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>349,400</u>		24	<u>239,700</u>	<u>264,800</u>	<u>292,400</u>	<u>314,500</u>	<u>360,500</u>
	25	<u>228,500</u>	<u>254,800</u>	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>350,900</u>		25	<u>240,600</u>	<u>265,600</u>	<u>293,100</u>	<u>315,700</u>	<u>361,900</u>
	26	<u>229,400</u>	<u>255,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>352,400</u>		26	<u>241,500</u>	<u>266,400</u>	<u>294,000</u>	<u>316,900</u>	<u>363,400</u>
	27	<u>230,300</u>	<u>256,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>353,900</u>		27	<u>242,400</u>	<u>267,200</u>	<u>294,900</u>	<u>318,000</u>	<u>364,900</u>
	28	<u>231,200</u>	<u>257,200</u>	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>355,300</u>		28	<u>243,300</u>	<u>268,000</u>	<u>295,600</u>	<u>319,200</u>	<u>366,300</u>
	29	<u>232,100</u>	<u>258,000</u>	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>356,700</u>		29	<u>244,100</u>	<u>268,700</u>	<u>296,400</u>	<u>320,400</u>	<u>367,700</u>
	30	<u>233,000</u>	<u>258,800</u>	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>358,300</u>		30	<u>244,900</u>	<u>269,500</u>	<u>297,400</u>	<u>321,600</u>	<u>369,300</u>
	31	<u>233,900</u>	<u>259,600</u>	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>359,800</u>		31	<u>245,600</u>	<u>270,300</u>	<u>298,300</u>	<u>322,800</u>	<u>370,700</u>
	32	<u>234,800</u>	<u>260,400</u>	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>361,300</u>		32	<u>246,400</u>	<u>271,100</u>	<u>299,300</u>	<u>324,000</u>	<u>372,200</u>
	33	<u>235,600</u>	<u>261,200</u>	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>362,500</u>		33	<u>247,100</u>	<u>271,900</u>	<u>300,300</u>	<u>325,100</u>	<u>373,400</u>

34	<u>236,400</u>	<u>262,000</u>	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>363,600</u>	34	<u>247,700</u>	<u>272,700</u>	<u>301,400</u>	<u>326,200</u>	<u>374,500</u>
35	<u>237,200</u>	<u>262,700</u>	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>364,800</u>	35	<u>248,400</u>	<u>273,300</u>	<u>302,400</u>	<u>327,400</u>	<u>375,700</u>
36	<u>238,000</u>	<u>263,500</u>	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>365,900</u>	36	<u>249,100</u>	<u>274,100</u>	<u>303,300</u>	<u>328,600</u>	<u>376,800</u>
37	<u>238,800</u>	<u>264,400</u>	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>366,900</u>	37	<u>249,800</u>	<u>275,000</u>	<u>304,300</u>	<u>329,800</u>	<u>377,800</u>
38	<u>239,600</u>	<u>265,200</u>	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>367,700</u>	38	<u>250,400</u>	<u>275,800</u>	<u>305,300</u>	<u>331,000</u>	<u>378,600</u>
39	<u>240,400</u>	<u>266,000</u>	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>368,700</u>	39	<u>251,000</u>	<u>276,600</u>	<u>306,300</u>	<u>332,300</u>	<u>379,500</u>
40	<u>241,200</u>	<u>266,800</u>	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>369,800</u>	40	<u>251,600</u>	<u>277,300</u>	<u>307,300</u>	<u>333,500</u>	<u>380,600</u>
41	<u>241,800</u>	<u>267,600</u>	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>370,800</u>	41	<u>252,200</u>	<u>278,000</u>	<u>308,200</u>	<u>334,400</u>	<u>381,600</u>
42	<u>242,400</u>	<u>268,400</u>	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>371,800</u>	42	<u>252,800</u>	<u>278,800</u>	<u>309,400</u>	<u>335,600</u>	<u>382,600</u>
43	<u>243,000</u>	<u>269,200</u>	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>372,800</u>	43	<u>253,400</u>	<u>279,600</u>	<u>310,500</u>	<u>336,800</u>	<u>383,600</u>
44	<u>243,500</u>	<u>270,000</u>	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>373,700</u>	44	<u>253,900</u>	<u>280,300</u>	<u>311,600</u>	<u>338,000</u>	<u>384,500</u>
45	<u>244,000</u>	<u>270,700</u>	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>374,500</u>	45	<u>254,300</u>	<u>281,000</u>	<u>312,600</u>	<u>338,900</u>	<u>385,300</u>
46	<u>244,600</u>	<u>271,500</u>	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>375,300</u>	46	<u>254,900</u>	<u>281,800</u>	<u>313,700</u>	<u>339,900</u>	<u>386,100</u>
47	<u>245,100</u>	<u>272,300</u>	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>376,200</u>	47	<u>255,300</u>	<u>282,600</u>	<u>314,800</u>	<u>340,900</u>	<u>387,000</u>
48	<u>245,500</u>	<u>273,100</u>	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>377,000</u>	48	<u>255,700</u>	<u>283,300</u>	<u>315,800</u>	<u>341,800</u>	<u>387,800</u>
49	<u>245,900</u>	<u>273,800</u>	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>377,500</u>	49	<u>256,100</u>	<u>284,000</u>	<u>316,900</u>	<u>342,700</u>	<u>388,300</u>
50	<u>246,400</u>	<u>274,600</u>	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>378,300</u>	50	<u>256,600</u>	<u>284,700</u>	<u>317,900</u>	<u>343,600</u>	<u>389,100</u>
51	<u>246,900</u>	<u>275,300</u>	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>379,100</u>	51	<u>257,100</u>	<u>285,300</u>	<u>319,000</u>	<u>344,600</u>	<u>389,900</u>
52	<u>247,400</u>	<u>276,000</u>	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>379,900</u>	52	<u>257,600</u>	<u>286,000</u>	<u>320,100</u>	<u>345,500</u>	<u>390,700</u>
53	<u>247,700</u>	<u>276,700</u>	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>380,300</u>	53	<u>257,900</u>	<u>286,700</u>	<u>321,100</u>	<u>346,000</u>	<u>391,100</u>
54	<u>248,000</u>	<u>277,400</u>	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>	54	<u>258,200</u>	<u>287,300</u>	<u>322,100</u>	<u>346,900</u>	<u>391,800</u>
55	<u>248,300</u>	<u>278,100</u>	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>381,700</u>	55	<u>258,500</u>	<u>288,000</u>	<u>323,100</u>	<u>347,600</u>	<u>392,500</u>
56	<u>248,600</u>	<u>278,800</u>	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>382,300</u>	56	<u>258,800</u>	<u>288,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,500</u>	<u>393,100</u>
57	<u>248,900</u>	<u>279,500</u>	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>382,700</u>	57	<u>259,100</u>	<u>289,300</u>	<u>325,000</u>	<u>349,200</u>	<u>393,500</u>
58	<u>249,200</u>	<u>280,200</u>	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>383,200</u>	58	<u>259,400</u>	<u>290,000</u>	<u>326,000</u>	<u>349,500</u>	<u>394,000</u>

59	<u>249,500</u>	<u>280,900</u>	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>383,800</u>	59	<u>259,700</u>	<u>290,700</u>	<u>327,000</u>	<u>349,900</u>	<u>394,600</u>
60	<u>249,800</u>	<u>281,500</u>	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>384,400</u>	60	<u>260,000</u>	<u>291,300</u>	<u>327,900</u>	<u>350,500</u>	<u>395,200</u>
61	<u>250,100</u>	<u>282,100</u>	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>384,800</u>	61	<u>260,300</u>	<u>291,800</u>	<u>328,800</u>	<u>351,100</u>	<u>395,600</u>
62	<u>250,400</u>	<u>282,800</u>	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>385,300</u>	62	<u>260,600</u>	<u>292,400</u>	<u>329,500</u>	<u>351,800</u>	<u>396,100</u>
63	<u>250,700</u>	<u>283,500</u>	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>385,800</u>	63	<u>260,900</u>	<u>293,100</u>	<u>330,200</u>	<u>352,500</u>	<u>396,600</u>
64	<u>251,000</u>	<u>284,100</u>	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>386,300</u>	64	<u>261,200</u>	<u>293,700</u>	<u>330,800</u>	<u>353,100</u>	<u>397,100</u>
65	<u>251,300</u>	<u>284,700</u>	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>386,900</u>	65	<u>261,500</u>	<u>294,200</u>	<u>331,400</u>	<u>353,800</u>	<u>397,700</u>
66	<u>251,600</u>	<u>285,400</u>	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,400</u>	66	<u>261,800</u>	<u>294,800</u>	<u>332,100</u>	<u>354,300</u>	<u>398,200</u>
67	<u>251,900</u>	<u>286,100</u>	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>388,000</u>	67	<u>262,100</u>	<u>295,500</u>	<u>332,700</u>	<u>354,900</u>	<u>398,800</u>
68	<u>252,200</u>	<u>286,700</u>	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>388,600</u>	68	<u>262,400</u>	<u>296,100</u>	<u>333,300</u>	<u>355,500</u>	<u>399,400</u>
69	<u>252,500</u>	<u>287,300</u>	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>389,100</u>	69	<u>262,700</u>	<u>296,700</u>	<u>333,900</u>	<u>355,800</u>	<u>399,900</u>
70	<u>252,800</u>	<u>288,000</u>	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>389,600</u>	70	<u>263,000</u>	<u>297,300</u>	<u>334,100</u>	<u>356,300</u>	<u>400,400</u>
71	<u>253,100</u>	<u>288,700</u>	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>390,100</u>	71	<u>263,300</u>	<u>297,900</u>	<u>334,500</u>	<u>356,700</u>	<u>400,800</u>
72	<u>253,300</u>	<u>289,300</u>	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>390,600</u>	72	<u>263,500</u>	<u>298,500</u>	<u>335,000</u>	<u>357,200</u>	<u>401,200</u>
73	<u>253,500</u>	<u>289,900</u>	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>390,900</u>	73	<u>263,700</u>	<u>299,100</u>	<u>335,600</u>	<u>357,700</u>	<u>401,500</u>
74	<u>253,800</u>	<u>290,400</u>	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>391,400</u>	74	<u>264,000</u>	<u>299,600</u>	<u>336,100</u>	<u>358,200</u>	<u>402,000</u>
75	<u>254,100</u>	<u>290,800</u>	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>391,800</u>	75	<u>264,300</u>	<u>300,000</u>	<u>336,600</u>	<u>358,700</u>	<u>402,400</u>
76	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>392,200</u>	76	<u>264,500</u>	<u>300,400</u>	<u>337,000</u>	<u>359,100</u>	<u>402,800</u>
77	<u>254,500</u>	<u>291,600</u>	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>392,600</u>	77	<u>264,700</u>	<u>300,700</u>	<u>337,600</u>	<u>359,400</u>	<u>403,200</u>
78	<u>254,800</u>	<u>291,900</u>	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>		78	<u>265,000</u>	<u>301,000</u>	<u>338,100</u>	<u>359,700</u>	
79	<u>255,100</u>	<u>292,200</u>	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>		79	<u>265,300</u>	<u>301,200</u>	<u>338,500</u>	<u>359,900</u>	
80	<u>255,300</u>	<u>292,500</u>	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>		80	<u>265,500</u>	<u>301,500</u>	<u>339,000</u>	<u>360,200</u>	
81	<u>255,500</u>	<u>292,800</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>		81	<u>265,700</u>	<u>301,800</u>	<u>339,500</u>	<u>360,700</u>	
82	<u>255,800</u>	<u>293,100</u>	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>		82	<u>266,000</u>	<u>302,000</u>	<u>339,800</u>	<u>361,000</u>	
83	<u>256,100</u>	<u>293,400</u>	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>		83	<u>266,300</u>	<u>302,300</u>	<u>340,000</u>	<u>361,300</u>	

84	<u>256,300</u>	<u>293,700</u>	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>			84	<u>266,500</u>	<u>302,600</u>	<u>340,300</u>	<u>361,600</u>
85	<u>256,500</u>	<u>293,900</u>	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>			85	<u>266,700</u>	<u>302,800</u>	<u>340,700</u>	<u>362,000</u>
86		<u>294,100</u>	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>			86		<u>303,000</u>	<u>341,100</u>	<u>362,300</u>
87		<u>294,300</u>	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>			87		<u>303,200</u>	<u>341,400</u>	<u>362,600</u>
88		<u>294,500</u>	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>			88		<u>303,400</u>	<u>341,700</u>	<u>362,900</u>
89		<u>294,900</u>	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>			89		<u>303,800</u>	<u>342,000</u>	<u>363,300</u>
90		<u>295,100</u>	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>			90		<u>304,000</u>	<u>342,200</u>	<u>363,600</u>
91		<u>295,300</u>	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>			91		<u>304,200</u>	<u>342,600</u>	<u>363,800</u>
92		<u>295,500</u>	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>			92		<u>304,400</u>	<u>342,900</u>	<u>364,100</u>
93		<u>295,900</u>	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>			93		<u>304,800</u>	<u>343,100</u>	<u>364,400</u>
94		<u>296,100</u>	<u>334,000</u>				94		<u>305,000</u>	<u>343,400</u>	
95		<u>296,300</u>	<u>334,300</u>				95		<u>305,200</u>	<u>343,700</u>	
96		<u>296,600</u>	<u>334,600</u>				96		<u>305,500</u>	<u>343,900</u>	
97		<u>296,900</u>	<u>334,800</u>				97		<u>305,800</u>	<u>344,100</u>	
98		<u>297,100</u>	<u>335,100</u>				98		<u>306,000</u>	<u>344,400</u>	
99		<u>297,300</u>	<u>335,400</u>				99		<u>306,200</u>	<u>344,700</u>	
100		<u>297,600</u>	<u>335,600</u>				100		<u>306,500</u>	<u>344,900</u>	
101		<u>297,900</u>	<u>335,800</u>				101		<u>306,800</u>	<u>345,100</u>	
102		<u>298,100</u>	<u>336,000</u>				102		<u>307,000</u>	<u>345,300</u>	
103		<u>298,300</u>	<u>336,400</u>				103		<u>307,200</u>	<u>345,700</u>	
104		<u>298,600</u>	<u>336,600</u>				104		<u>307,500</u>	<u>345,900</u>	
105		<u>298,900</u>	<u>336,800</u>				105		<u>307,800</u>	<u>346,100</u>	
106			<u>337,200</u>				106			<u>346,400</u>	
107			<u>337,600</u>				107			<u>346,800</u>	
108			<u>338,000</u>				108			<u>347,200</u>	

	109			<u>338,200</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>193,000</u>	円 <u>219,600</u>	円 <u>248,100</u>	円 <u>261,700</u>	円 <u>287,300</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>216,300</u>	円 <u>232,500</u>	円 <u>255,500</u>	円 <u>269,000</u>	円 <u>299,200</u>

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外		円	円	円	円	円
	1	<u>207,700</u>	<u>240,600</u>	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>319,300</u>
	2	<u>209,600</u>	<u>242,800</u>	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>320,300</u>
	3	<u>211,400</u>	<u>245,000</u>	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>
	4	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>322,300</u>
	5	<u>214,800</u>	<u>249,400</u>	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>323,300</u>
	6	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>324,500</u>
	7	<u>218,500</u>	<u>251,300</u>	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>325,700</u>
8	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>326,900</u>	

	109			<u>347,400</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>201,300</u>	円 <u>227,900</u>	円 <u>257,300</u>	円 <u>271,300</u>	円 <u>297,800</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>228,700</u>	円 <u>244,900</u>	円 <u>266,900</u>	円 <u>280,500</u>	円 <u>310,500</u>

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外		円	円	円	円	円
	1	<u>221,700</u>	<u>254,700</u>	<u>293,900</u>	<u>307,300</u>	<u>330,800</u>
	2	<u>223,600</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>307,800</u>	<u>331,800</u>
	3	<u>225,400</u>	<u>259,000</u>	<u>294,900</u>	<u>308,300</u>	<u>332,800</u>
	4	<u>227,100</u>	<u>261,200</u>	<u>295,400</u>	<u>308,800</u>	<u>333,700</u>
	5	<u>228,800</u>	<u>263,400</u>	<u>295,800</u>	<u>309,300</u>	<u>334,700</u>
	6	<u>230,700</u>	<u>264,400</u>	<u>296,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,900</u>
	7	<u>232,500</u>	<u>265,200</u>	<u>296,800</u>	<u>310,400</u>	<u>337,100</u>
8	<u>234,200</u>	<u>266,100</u>	<u>297,200</u>	<u>310,800</u>	<u>338,300</u>	

の職員	9	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>328,000</u>	の職員	9	<u>235,900</u>	<u>266,900</u>	<u>297,600</u>	<u>311,300</u>	<u>339,200</u>
	10	<u>223,900</u>	<u>254,300</u>	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>329,200</u>		10	<u>237,800</u>	<u>268,000</u>	<u>298,100</u>	<u>311,800</u>	<u>340,400</u>
	11	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>330,300</u>		11	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>298,600</u>	<u>312,400</u>	<u>341,500</u>
	12	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>331,400</u>		12	<u>241,600</u>	<u>270,000</u>	<u>299,100</u>	<u>312,900</u>	<u>342,600</u>
	13	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>332,500</u>		13	<u>243,400</u>	<u>270,800</u>	<u>299,500</u>	<u>313,300</u>	<u>343,600</u>
	14	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>333,700</u>		14	<u>245,400</u>	<u>271,500</u>	<u>300,000</u>	<u>313,900</u>	<u>344,700</u>
	15	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>334,800</u>		15	<u>247,400</u>	<u>272,200</u>	<u>300,400</u>	<u>314,600</u>	<u>345,800</u>
	16	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>335,900</u>		16	<u>249,400</u>	<u>273,000</u>	<u>300,900</u>	<u>315,200</u>	<u>346,900</u>
	17	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>337,000</u>		17	<u>251,400</u>	<u>274,100</u>	<u>301,400</u>	<u>315,800</u>	<u>348,000</u>
	18	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>		18	<u>253,400</u>	<u>275,000</u>	<u>301,800</u>	<u>316,700</u>	<u>349,100</u>
	19	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>339,300</u>		19	<u>255,500</u>	<u>275,900</u>	<u>302,300</u>	<u>317,500</u>	<u>350,200</u>
	20	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>340,400</u>		20	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>302,700</u>	<u>318,400</u>	<u>351,300</u>
	21	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>341,500</u>		21	<u>259,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>319,200</u>	<u>352,400</u>
	22	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>342,700</u>		22	<u>260,600</u>	<u>278,800</u>	<u>303,600</u>	<u>320,100</u>	<u>353,600</u>
	23	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>343,800</u>		23	<u>261,700</u>	<u>279,700</u>	<u>304,100</u>	<u>321,000</u>	<u>354,700</u>
	24	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>344,900</u>		24	<u>262,800</u>	<u>280,700</u>	<u>304,500</u>	<u>321,800</u>	<u>355,800</u>
	25	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>346,000</u>		25	<u>263,900</u>	<u>281,500</u>	<u>305,000</u>	<u>322,600</u>	<u>356,800</u>
	26	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>347,300</u>		26	<u>264,700</u>	<u>282,400</u>	<u>305,600</u>	<u>323,400</u>	<u>358,100</u>
	27	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>348,600</u>		27	<u>265,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,300</u>	<u>324,300</u>	<u>359,400</u>
	28	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>349,900</u>		28	<u>266,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,000</u>	<u>325,200</u>	<u>360,700</u>
	29	<u>253,700</u>	<u>273,400</u>	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>351,100</u>		29	<u>267,200</u>	<u>285,200</u>	<u>307,700</u>	<u>325,900</u>	<u>361,900</u>
	30	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>352,600</u>		30	<u>267,900</u>	<u>285,900</u>	<u>308,400</u>	<u>327,000</u>	<u>363,400</u>
	31	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>354,100</u>		31	<u>268,600</u>	<u>286,600</u>	<u>309,100</u>	<u>328,100</u>	<u>364,900</u>
	32	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>355,600</u>		32	<u>269,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,900</u>	<u>329,100</u>	<u>366,400</u>
	33	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>356,800</u>		33	<u>270,100</u>	<u>287,900</u>	<u>310,600</u>	<u>330,200</u>	<u>367,600</u>

34	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>	34	<u>270,700</u>	<u>288,500</u>	<u>311,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,100</u>
35	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,700</u>	35	<u>271,300</u>	<u>289,000</u>	<u>312,100</u>	<u>332,300</u>	<u>370,500</u>
36	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>361,100</u>	36	<u>271,800</u>	<u>289,400</u>	<u>312,800</u>	<u>333,400</u>	<u>371,900</u>
37	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>362,500</u>	37	<u>272,400</u>	<u>289,800</u>	<u>313,500</u>	<u>334,500</u>	<u>373,300</u>
38	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>363,500</u>	38	<u>273,100</u>	<u>290,400</u>	<u>314,300</u>	<u>335,600</u>	<u>374,300</u>
39	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>364,900</u>	39	<u>273,800</u>	<u>290,900</u>	<u>315,100</u>	<u>336,700</u>	<u>375,700</u>
40	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>366,200</u>	40	<u>274,500</u>	<u>291,300</u>	<u>315,900</u>	<u>337,800</u>	<u>377,000</u>
41	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>367,500</u>	41	<u>275,200</u>	<u>291,700</u>	<u>316,500</u>	<u>338,600</u>	<u>378,300</u>
42	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>368,900</u>	42	<u>275,800</u>	<u>292,200</u>	<u>317,400</u>	<u>339,700</u>	<u>379,700</u>
43	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>370,200</u>	43	<u>276,500</u>	<u>292,600</u>	<u>318,400</u>	<u>340,800</u>	<u>381,000</u>
44	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>371,500</u>	44	<u>277,100</u>	<u>293,100</u>	<u>319,300</u>	<u>341,800</u>	<u>382,300</u>
45	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>373,000</u>	45	<u>277,900</u>	<u>293,600</u>	<u>320,100</u>	<u>342,700</u>	<u>383,800</u>
46	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>374,200</u>	46	<u>278,600</u>	<u>294,000</u>	<u>321,100</u>	<u>343,600</u>	<u>385,000</u>
47	<u>267,800</u>	<u>283,300</u>	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,300</u>	47	<u>279,300</u>	<u>294,500</u>	<u>322,100</u>	<u>344,600</u>	<u>386,100</u>
48	<u>268,400</u>	<u>283,800</u>	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>376,500</u>	48	<u>279,900</u>	<u>294,900</u>	<u>323,000</u>	<u>345,600</u>	<u>387,300</u>
49	<u>269,000</u>	<u>284,300</u>	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>377,600</u>	49	<u>280,400</u>	<u>295,400</u>	<u>323,900</u>	<u>346,800</u>	<u>388,400</u>
50	<u>269,500</u>	<u>284,800</u>	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>378,500</u>	50	<u>280,900</u>	<u>295,800</u>	<u>324,800</u>	<u>348,100</u>	<u>389,300</u>
51	<u>270,000</u>	<u>285,300</u>	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>379,500</u>	51	<u>281,300</u>	<u>296,300</u>	<u>325,800</u>	<u>349,300</u>	<u>390,300</u>
52	<u>270,400</u>	<u>285,800</u>	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>380,400</u>	52	<u>281,700</u>	<u>296,800</u>	<u>326,800</u>	<u>350,500</u>	<u>391,200</u>
53	<u>270,800</u>	<u>286,300</u>	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>381,000</u>	53	<u>282,000</u>	<u>297,200</u>	<u>327,600</u>	<u>351,400</u>	<u>391,800</u>
54	<u>271,300</u>	<u>286,800</u>	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>381,800</u>	54	<u>282,500</u>	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>352,600</u>	<u>392,600</u>
55	<u>271,800</u>	<u>287,300</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>382,600</u>	55	<u>282,900</u>	<u>298,100</u>	<u>329,500</u>	<u>353,700</u>	<u>393,400</u>
56	<u>272,200</u>	<u>287,800</u>	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>383,400</u>	56	<u>283,300</u>	<u>298,500</u>	<u>330,400</u>	<u>355,000</u>	<u>394,200</u>
57	<u>272,600</u>	<u>288,300</u>	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>384,100</u>	57	<u>283,700</u>	<u>299,000</u>	<u>331,300</u>	<u>356,000</u>	<u>394,900</u>
58	<u>273,000</u>	<u>289,100</u>	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>384,800</u>	58	<u>284,100</u>	<u>299,700</u>	<u>332,200</u>	<u>356,900</u>	<u>395,600</u>

59	<u>273,400</u>	<u>289,900</u>	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>385,500</u>	59	<u>284,400</u>	<u>300,400</u>	<u>333,200</u>	<u>358,000</u>	<u>396,300</u>
60	<u>273,800</u>	<u>290,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>386,100</u>	60	<u>284,700</u>	<u>301,100</u>	<u>334,100</u>	<u>359,200</u>	<u>396,900</u>
61	<u>274,200</u>	<u>291,300</u>	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>386,700</u>	61	<u>285,100</u>	<u>301,800</u>	<u>335,000</u>	<u>360,300</u>	<u>397,500</u>
62	<u>274,600</u>	<u>292,200</u>	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>387,300</u>	62	<u>285,500</u>	<u>302,700</u>	<u>336,100</u>	<u>361,500</u>	<u>398,100</u>
63	<u>275,000</u>	<u>293,100</u>	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>388,000</u>	63	<u>285,900</u>	<u>303,600</u>	<u>337,300</u>	<u>362,700</u>	<u>398,800</u>
64	<u>275,400</u>	<u>293,900</u>	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>388,600</u>	64	<u>286,200</u>	<u>304,300</u>	<u>338,500</u>	<u>363,700</u>	<u>399,400</u>
65	<u>275,800</u>	<u>294,700</u>	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>389,300</u>	65	<u>286,500</u>	<u>305,000</u>	<u>339,200</u>	<u>364,700</u>	<u>400,100</u>
66	<u>276,200</u>	<u>295,600</u>	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>389,800</u>	66	<u>286,900</u>	<u>305,900</u>	<u>340,300</u>	<u>365,700</u>	<u>400,600</u>
67	<u>276,600</u>	<u>296,400</u>	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>390,400</u>	67	<u>287,300</u>	<u>306,700</u>	<u>341,400</u>	<u>366,800</u>	<u>401,200</u>
68	<u>277,000</u>	<u>297,200</u>	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>390,900</u>	68	<u>287,600</u>	<u>307,500</u>	<u>342,300</u>	<u>367,900</u>	<u>401,700</u>
69	<u>277,400</u>	<u>298,000</u>	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>391,300</u>	69	<u>288,000</u>	<u>308,200</u>	<u>343,400</u>	<u>368,700</u>	<u>402,100</u>
70	<u>277,900</u>	<u>298,900</u>	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>391,900</u>	70	<u>288,500</u>	<u>309,100</u>	<u>344,100</u>	<u>369,800</u>	<u>402,700</u>
71	<u>278,400</u>	<u>299,800</u>	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>392,400</u>	71	<u>288,900</u>	<u>310,000</u>	<u>345,200</u>	<u>370,900</u>	<u>403,100</u>
72	<u>278,800</u>	<u>300,700</u>	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>392,700</u>	72	<u>289,200</u>	<u>310,800</u>	<u>346,300</u>	<u>371,900</u>	<u>403,400</u>
73	<u>279,200</u>	<u>301,600</u>	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>393,000</u>	73	<u>289,600</u>	<u>311,700</u>	<u>347,400</u>	<u>372,600</u>	<u>403,700</u>
74	<u>279,800</u>	<u>302,500</u>	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>393,500</u>	74	<u>290,100</u>	<u>312,500</u>	<u>348,600</u>	<u>373,400</u>	<u>404,200</u>
75	<u>280,400</u>	<u>303,400</u>	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>393,900</u>	75	<u>290,600</u>	<u>313,400</u>	<u>349,700</u>	<u>374,200</u>	<u>404,600</u>
76	<u>280,900</u>	<u>304,300</u>	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>394,200</u>	76	<u>291,100</u>	<u>314,300</u>	<u>350,800</u>	<u>374,900</u>	<u>404,900</u>
77	<u>281,400</u>	<u>305,100</u>	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>394,500</u>	77	<u>291,600</u>	<u>315,100</u>	<u>351,900</u>	<u>375,500</u>	<u>405,200</u>
78	<u>282,000</u>	<u>306,100</u>	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>395,000</u>	78	<u>292,100</u>	<u>316,000</u>	<u>353,000</u>	<u>376,000</u>	<u>405,700</u>
79	<u>282,600</u>	<u>307,100</u>	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>395,500</u>	79	<u>292,700</u>	<u>317,000</u>	<u>354,000</u>	<u>376,500</u>	<u>406,200</u>
80	<u>283,100</u>	<u>308,000</u>	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>395,900</u>	80	<u>293,100</u>	<u>317,900</u>	<u>355,100</u>	<u>377,000</u>	<u>406,600</u>
81	<u>283,600</u>	<u>308,500</u>	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>396,200</u>	81	<u>293,600</u>	<u>318,400</u>	<u>356,000</u>	<u>377,600</u>	<u>406,900</u>
82	<u>284,100</u>	<u>309,400</u>	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>396,600</u>	82	<u>294,000</u>	<u>319,200</u>	<u>357,000</u>	<u>378,100</u>	<u>407,300</u>
83	<u>284,600</u>	<u>310,300</u>	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>397,100</u>	83	<u>294,500</u>	<u>320,100</u>	<u>357,900</u>	<u>378,600</u>	<u>407,800</u>

84	<u>285,100</u>	<u>311,100</u>	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>397,500</u>	84	<u>295,000</u>	<u>320,900</u>	<u>358,900</u>	<u>379,100</u>	<u>408,200</u>
85	<u>285,600</u>	<u>311,900</u>	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>397,900</u>	85	<u>295,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,800</u>	<u>379,500</u>	<u>408,600</u>
86	<u>286,100</u>	<u>312,900</u>	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>		86	<u>295,800</u>	<u>322,600</u>	<u>360,600</u>	<u>379,900</u>	
87	<u>286,600</u>	<u>313,900</u>	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>		87	<u>296,300</u>	<u>323,600</u>	<u>361,400</u>	<u>380,500</u>	
88	<u>287,100</u>	<u>314,900</u>	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>		88	<u>296,800</u>	<u>324,600</u>	<u>362,200</u>	<u>381,000</u>	
89	<u>287,600</u>	<u>315,800</u>	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>		89	<u>297,200</u>	<u>325,500</u>	<u>362,800</u>	<u>381,300</u>	
90	<u>288,100</u>	<u>316,900</u>	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>		90	<u>297,700</u>	<u>326,500</u>	<u>363,400</u>	<u>381,800</u>	
91	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>		91	<u>298,200</u>	<u>327,500</u>	<u>364,000</u>	<u>382,100</u>	
92	<u>289,100</u>	<u>318,900</u>	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>		92	<u>298,700</u>	<u>328,500</u>	<u>364,600</u>	<u>382,400</u>	
93	<u>289,600</u>	<u>319,700</u>	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>		93	<u>299,200</u>	<u>329,300</u>	<u>365,000</u>	<u>383,000</u>	
94	<u>290,200</u>	<u>320,400</u>	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>		94	<u>299,600</u>	<u>330,000</u>	<u>365,400</u>	<u>383,500</u>	
95	<u>290,800</u>	<u>321,100</u>	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>		95	<u>300,100</u>	<u>330,700</u>	<u>365,900</u>	<u>384,000</u>	
96	<u>291,400</u>	<u>321,700</u>	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>		96	<u>300,700</u>	<u>331,300</u>	<u>366,300</u>	<u>384,500</u>	
97	<u>292,000</u>	<u>322,200</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>		97	<u>301,300</u>	<u>331,800</u>	<u>366,800</u>	<u>385,100</u>	
98	<u>292,500</u>	<u>322,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>		98	<u>301,800</u>	<u>332,100</u>	<u>367,200</u>	<u>385,600</u>	
99	<u>293,000</u>	<u>323,100</u>	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>		99	<u>302,300</u>	<u>332,600</u>	<u>367,700</u>	<u>386,100</u>	
100	<u>293,500</u>	<u>323,700</u>	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>		100	<u>302,800</u>	<u>333,200</u>	<u>368,100</u>	<u>386,500</u>	
101	<u>294,000</u>	<u>324,100</u>	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>		101	<u>303,200</u>	<u>333,600</u>	<u>368,400</u>	<u>387,100</u>	
102	<u>294,500</u>	<u>324,700</u>	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>		102	<u>303,700</u>	<u>334,100</u>	<u>368,900</u>	<u>387,600</u>	
103	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>		103	<u>304,100</u>	<u>334,700</u>	<u>369,200</u>	<u>388,100</u>	
104	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>		104	<u>304,500</u>	<u>335,200</u>	<u>369,500</u>	<u>388,600</u>	
105	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>		105	<u>304,900</u>	<u>335,600</u>	<u>369,900</u>	<u>389,200</u>	
106	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>		106	<u>305,300</u>	<u>336,100</u>	<u>370,400</u>	<u>389,600</u>	
107	<u>296,800</u>	<u>327,200</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>		107	<u>305,700</u>	<u>336,600</u>	<u>370,900</u>	<u>390,100</u>	
108	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>		108	<u>306,000</u>	<u>337,100</u>	<u>371,400</u>	<u>390,600</u>	

	109	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>				109	<u>306,200</u>	<u>337,500</u>	<u>371,900</u>	<u>391,200</u>
	110	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>362,600</u>					110	<u>306,500</u>	<u>337,800</u>	<u>372,400</u>	
	111	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>363,100</u>					111	<u>306,700</u>	<u>338,100</u>	<u>372,900</u>	
	112	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>363,500</u>					112	<u>307,000</u>	<u>338,400</u>	<u>373,300</u>	
	113	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>363,900</u>					113	<u>307,300</u>	<u>338,700</u>	<u>373,700</u>	
	114	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>						114	<u>307,500</u>	<u>339,100</u>		
	115	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>						115	<u>307,800</u>	<u>339,400</u>		
	116	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>						116	<u>308,000</u>	<u>339,700</u>		
	117	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>						117	<u>308,300</u>	<u>339,900</u>		
	118	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>						118	<u>308,500</u>	<u>340,200</u>		
	119	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>						119	<u>308,800</u>	<u>340,500</u>		
	120	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>						120	<u>309,100</u>	<u>340,700</u>		
	121	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>						121	<u>309,400</u>	<u>340,900</u>		
	122	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>						122	<u>309,700</u>	<u>341,200</u>		
	123	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>						123	<u>310,000</u>	<u>341,500</u>		
	124	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>						124	<u>310,300</u>	<u>341,800</u>		
	125	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>						125	<u>310,500</u>	<u>342,000</u>		
	126	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>						126	<u>310,700</u>	<u>342,300</u>		
	127	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>						127	<u>311,000</u>	<u>342,600</u>		
	128	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>						128	<u>311,400</u>	<u>342,800</u>		
	129	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>						129	<u>311,600</u>	<u>343,000</u>		
	130	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>						130	<u>311,900</u>	<u>343,200</u>		
	131	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>						131	<u>312,200</u>	<u>343,500</u>		
	132	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>						132	<u>312,600</u>	<u>343,700</u>		

133	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>					133	<u>312,800</u>	<u>344,000</u>			
134	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>					134	<u>313,100</u>	<u>344,400</u>			
135	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>					135	<u>313,400</u>	<u>344,800</u>			
136	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>					136	<u>313,700</u>	<u>345,200</u>			
137	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>					137	<u>313,900</u>	<u>345,500</u>			
138	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>					138	<u>314,200</u>	<u>345,900</u>			
139	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>					139	<u>314,500</u>	<u>346,300</u>			
140	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>					140	<u>314,800</u>	<u>346,700</u>			
141	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>					141	<u>315,000</u>	<u>347,000</u>			
142	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>					142	<u>315,300</u>	<u>347,400</u>			
143	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>					143	<u>315,700</u>	<u>347,700</u>			
144	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>					144	<u>316,000</u>	<u>348,100</u>			
145	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>					145	<u>316,200</u>	<u>348,400</u>			
146	<u>307,900</u>						146	<u>316,400</u>				
147	<u>308,200</u>						147	<u>316,700</u>				
148	<u>308,600</u>						148	<u>317,000</u>				
149	<u>308,800</u>						149	<u>317,200</u>				
150	<u>309,000</u>						150	<u>317,400</u>				
151	<u>309,300</u>						151	<u>317,700</u>				
152	<u>309,600</u>						152	<u>318,000</u>				
153	<u>310,000</u>						153	<u>318,400</u>				
154	<u>310,200</u>						154	<u>318,600</u>				
155	<u>310,400</u>						155	<u>318,800</u>				
156	<u>310,700</u>						156	<u>319,100</u>				
157	<u>311,000</u>						157	<u>319,400</u>				

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円 221,900	円 253,100	円 274,700	円 284,800	円 306,900

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5の2（第4条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
8級	部長又は参事の職務

イ～オ 略

別表第5の3（第12条関係）

片道の使用距離	通勤手当の月額
	円
4 km 未満	2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,170
6 km 以上 8 km 未満	5,230
8 km 以上 10km 未満	6,290
10km 以上 12km 未満	7,340

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円 235,900	円 266,900	円 286,800	円 296,900	円 318,400

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5の2（第4条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
8級	参事の職務

イ～オ 略

別表第5の3（第12条関係）

片道の使用距離	通勤手当の月額
	円
4 km 未満	2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,240
6 km 以上 8 km 未満	5,270
8 km 以上 10km 未満	6,300
10km 以上 12km 未満	7,340

12km 以上 14km 未滿	8,570	12km 以上 14km 未滿	8,650
14km 以上 16km 未滿	9,800	14km 以上 16km 未滿	9,980
16km 以上 18km 未滿	11,020	16km 以上 18km 未滿	11,310
18km 以上 20km 未滿	12,240	18km 以上 20km 未滿	12,640
20km 以上 22km 未滿	13,460	20km 以上 22km 未滿	13,960
22km 以上 24km 未滿	14,640	22km 以上 24km 未滿	15,240
24km 以上 26km 未滿	15,820	24km 以上 26km 未滿	16,510
26km 以上 28km 未滿	17,000	26km 以上 28km 未滿	17,780
28km 以上 30km 未滿	18,170	28km 以上 30km 未滿	19,050
30km 以上 32km 未滿	19,340	30km 以上 32km 未滿	20,320
32km 以上 34km 未滿	20,430	32km 以上 34km 未滿	21,520
34km 以上 36km 未滿	21,520	34km 以上 36km 未滿	22,720
36km 以上 38km 未滿	22,610	36km 以上 38km 未滿	23,910
38km 以上 40km 未滿	23,700	38km 以上 40km 未滿	25,100
40km 以上 42km 未滿	24,790	40km 以上 42km 未滿	26,290
42km 以上 44km 未滿	25,710	42km 以上 44km 未滿	27,480
44km 以上 46km 未滿	26,640	44km 以上 46km 未滿	28,670
46km 以上 48km 未滿	27,570	46km 以上 48km 未滿	29,860
48km 以上 50km 未滿	28,500	48km 以上 50km 未滿	31,050
50km 以上 52km 未滿	29,430	50km 以上 52km 未滿	32,230
52km 以上 54km 未滿	30,160	52km 以上 54km 未滿	33,540
54km 以上 56km 未滿	30,890	54km 以上 56km 未滿	34,850
56km 以上 58km 未滿	31,630	56km 以上 58km 未滿	36,160

58km 以上 60km 未満	32,370	58km 以上 60km 未満	37,460
60km 以上	33,100	60km 以上 62km 未満	38,760
		62km 以上 64km 未満	40,530
		64km 以上 66km 未満	42,300
		66km 以上 68km 未満	44,070
		68km 以上 70km 未満	45,840
		70km 以上 72km 未満	47,610
		72km 以上 74km 未満	49,000
		74km 以上 76km 未満	50,390
		76km 以上 78km 未満	51,780
		78km 以上 80km 未満	53,160
		80km 以上 82km 未満	54,540
		82km 以上 84km 未満	55,790
		84km 以上 86km 未満	57,040
		86km 以上 88km 未満	58,290
		88km 以上 90km 未満	59,540
		90km 以上 92km 未満	60,790
		92km 以上 94km 未満	62,080
		94km 以上 96km 未満	63,360
		96km 以上 98km 未満	64,640
		98km 以上 100km 未満	65,920
		100km 以上	67,200
別表第 6 (第 13 条関係)		別表第 6 (第 13 条関係)	

(1) 略				(1) 略			
(2) 病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当				(2) 病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当			
手当の種類	支給の範囲	支給基準	支給金額	手当の種類	支給の範囲	支給基準	支給金額
略				略			
3 夜間看護手当	看護師、准看護師が正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に看護の業務に従事したとき	1 回	6,500 円	3 夜間看護・介護手当	看護師、准看護師又は介護福祉士が正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に看護又は介護の業務に従事したとき	1 回	6,500 円
略				略			

【第 2 条】鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
(特定任期付職員の給与の特例)		(特定任期付職員の給与の特例)	
第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
<u>1</u>	<u>392,000</u>	<u>1</u>	<u>405,000</u>
<u>2</u>	<u>440,000</u>	<u>2</u>	<u>455,000</u>
<u>3</u>	<u>492,000</u>	<u>3</u>	<u>508,000</u>
<u>4</u>	<u>555,000</u>	<u>4</u>	<u>574,000</u>

5	634,000	5	655,000
<p>2・3 略</p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>		<p>2・3 略</p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	

【第3条】 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第1条中鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第2条、第3</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第1条中鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第2条、第3</p>

条第1項、第11条、第17条第1項及び第2項、第21条第4項及び第5項、第22条第2項第1号及び第3項並びに第25条第2項から第4項までの改正規定、第2条の規定並びに第3条中鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の改正規定（「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える部分に限る。）及び同条例第5条の次に1条を加える改正規定 令和8年4月1日

2・3 略

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「（5）
重度心身障害者」とあるのは、
（5） 重度心身障害者
（6） 配偶者（届出をしないが事

と、同条第3項中「1
実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、
前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 略

条第1項、第11条、第17条第1項及び第2項、第21条第4項及び第5項、第22条第2項第1号及び第3項並びに第25条第2項から第4項までの改正規定、第2条の規定並びに第3条中鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の改正規定（「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える部分に限る。）及び同条例第5条の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項の規定 令和8年4月1日

2・3 略

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは、
（5） 重度心身障害者
（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500
を含む。）
円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 略

<p>(新設)</p> <p><u>6・7</u> 略</p>	<p><u>(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)</u></p> <p><u>6</u> 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p><u>7・8</u> 略</p>
---------------------------------	---

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの改正規定、第2条中鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定及び第3条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定（給与条例別表第1から別表第5までの改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定及び第2条の規定（任期付職員条例第7条第1項の表の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第2条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第2条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第2条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第6号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市立国保病院の組織の見直しに伴い、職務の級の基準となる職務を定める級別基準職務表について改正を行うため、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）に係る級別基準職務表の基準となる職務について、変更、追加又は削除を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第5の2（第4条関係）		別表第5の2（第4条関係）	
ア・イ 略		ア・イ 略	
ウ 医療職給料表（一）級別基準職務表		ウ 医療職給料表（一）級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
略		略	
2級	<u>1 院長代理、副院長又は医長の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする医師又は歯科医師の職務</u>	2級	<u>副院長の職務</u>

3級	<u>1 病院長及び医療参事の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする院長代理又は副院長の職務</u>
----	--

エ 医療職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	<u>1 主任管理栄養士又は主任技師の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする薬剤師又は管理栄養士の職務</u> <u>3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務</u>
4級	<u>1 主査の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする主任技師の職務</u>
5級	<u>1 技師長又は係長の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする主査の職務</u>

オ 医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	<u>1 主任保健師、主任看護師又は主任准看護師の職務</u>

3級	<u>病院長及び医療参事の職務</u>
----	---------------------

エ 医療職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	<u>主任管理栄養士又は主任技師の職務</u>
4級	<u>高度の技術、知識又は経験を必要とする主任管理栄養士又は主任技師の職務</u>
5級	<u>1 技師長、係長又は科長の職務</u> <u>2 主査の職務</u>

オ 医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	<u>1 主任保健師、主任看護師、副科長又は主任准看護師の職務</u>

	2 略 3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする <u>准看護師の職務</u>		2 略
4級	1 <u>看護師長</u> 又は主査の職務 2 略	4級	1 <u>科長</u> 又は主査の職務 2 略
5級	1 保健師長又は係長の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする <u>看護師長又は主査の職務</u>	5級	1 保健師長、 <u>看護師長</u> 、 <u>局長</u> 又は係長の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする主査の職務

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号

鴨川市ふるさぽーと基金条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市ふるさぽーと寄附金（以下「寄附金」という。）を活用して実施する事業について第3次鴨川市基本構想に定めるまちづくりの基本方針との整合を図るため、及び鴨川市ふるさぽーと基金の積立額を変更するため、鴨川市ふるさぽーと基金条例（平成21年鴨川市条例第1号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 寄附金を活用して実施する市民福祉の向上及び地域の活性化に資する事業について、次のとおりとする。
 - ア 地域の特色を活かした賑わいと活力あるまちづくりに関する事業
 - イ 魅力あふれる住みやすいまちづくりに関する事業
 - ウ 自然と共生する安心・安全なまちづくりに関する事業
 - エ 夢と学びのまちづくりに関する事業
 - オ 健やかに暮らせる福祉のまちづくりに関する事業
 - カ 健全で効率的な行財政運営を実現するまちづくりに関する事業
- (2) 鴨川市ふるさぽーと基金として積み立てる額について、寄附金の額からふるさと納税制度の運用に要する費用の額を超えない額を控除した額（現行は、寄附金の額）とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

鴨川市ふるさぽーと基金条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第2条 前条に規定する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>快適で暮らしやすい交流拠点のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(2) <u>環境と調和した安心・安全のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(3) <u>活気あふれ人が集う産業のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(4) <u>ともに学び未来を育む教育文化のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(5) <u>一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(6) <u>みんなが主役となる協働・自立のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、寄附金の額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 前条に規定する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>地域の特色を活かした賑わいと活力あるまちづくりに関する事業</u></p> <p>(2) <u>魅力あふれる住みやすいまちづくりに関する事業</u></p> <p>(3) <u>自然と共生する安心・安全なまちづくりに関する事業</u></p> <p>(4) <u>夢と学びのまちづくりに関する事業</u></p> <p>(5) <u>健やかに暮らせる福祉のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(6) <u>健全で効率的な行財政運営を実現するまちづくりに関する事業</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、<u>寄附金の額からふるさと納税制度の運用に要する費用の額を超えない額を控除した額</u>とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

印鑑の登録申請手続の変更を行うため、及び令和 7 年 5 月 28 日に公布された電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）により電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）の一部が改正され、一部が公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、鴨川市印鑑条例（平成 17 年鴨川市条例第 14 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）又はその代理人から印鑑の登録申請があった場合に市長が登録申請者本人に対し当該申請の事実について郵送により行う照会に対する回答書の提出期限について、当該照会の日から 1 月以内（現行 14 日以内）とする。
- (2) 法改正に伴う条文の整備を行う。
- (3) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日。ただし、上記 2 の(2)については、改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

鴨川市印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
(登録申請の確認) 第 4 条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、次の各号のいずれかに <u>該当する場合</u> を除き、本人に対し当該申請の事実について郵送その他適当と認める方法により、文書で照会し回答を求めなければなら	(登録申請の確認) 第 4 条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、 <u>登録申請者が自ら申請した場合であって次の各号のいずれかに該当するとき</u> を除き、本人に対し当該申請の事実について郵送その他適当と認める方法によ

ない。

(1) 登録申請者が自らが申請した場合であって官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で登録申請者本人の写真を貼付したものを提示したとき。

(2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者により、登録申請者が本人に相違ないことを保証する書面の提出があったとき。

2 登録申請者は、前項の規定による照会に対し当該照会の日から 14 日 以内に、市長に回答書を提出し、及び次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1)・(2) 略

3 略

(印鑑登録証明書の申請及び交付)

第 15 条 略

2 略

3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、端末機（本市の電子計算機と電気通信

り、文書で照会し回答を求めなければならない。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で登録申請者本人の写真を貼付したものを提示したとき。

(2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者により 登録申請者が本人に相違ないことを保証する書面の提出があったとき。

2 登録申請者は、前項の規定による照会に対し当該照会の日から 1 月 以内に、市長に回答書を提出し、及び次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1)・(2) 略

3 略

(印鑑登録証明書の申請及び交付)

第 15 条 略

2 略

3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、端末機（本市の電子計算機と電気通信

回線で接続された端末機で自動的に証明書等の交付を行う機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

回線で接続された端末機で自動的に証明書等の交付を行う機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第9号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

本市及び勝浦市が設置する公の施設を各市の市民が相互に市民と同額の使用料で利用することにより各市の市民の利便性の向上及び交流の促進並びに施設の利用の促進を図るため、鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例（平成17年鴨川市条例第93号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

勝浦市に住所を有する者が鴨川市総合運動施設の文化体育館、野球場、ソフトボール場、投手練習場、陸上競技場、サッカー場及び交流棟を利用する場合の使用料の額について、本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。）の使用料の額と同額とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
別表（第8条関係） 1 文化体育館 略 備考 （1）～（5） 略 （6） <u>本市に住所を有しない者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。以下「市外利用者」とい</u>	別表（第8条関係） 1 文化体育館 略 備考 （1）～（5） 略 （6） <u>本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。以下「市民」という。）及</u>

う。)が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。

2 野球場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市外利用者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。

3 ソフトボール場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市外利用者が利用する場合の使用料の額は、上記の額の2倍の額とする。

4 投手練習場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市外利用者が利用する場合の使用料の額は、上記の額の2倍の額とする。

5 陸上競技場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市外利用者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額(個人利用の小中学

び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。

2 野球場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。

3 ソフトボール場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料の額は、上記の額の2倍の額とする。

4 投手練習場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用場合の使用料の額は、上記の額の2倍の額とする。

5 陸上競技場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の

<p>生にあつては、180円)とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>6 サッカー場 略</p> <p>備考</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>市外利用者が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)</u>の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>7 交流棟 略</p> <p>備考</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市外利用者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)</u>の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>8 仮設売店 略</p>	<p>額の2倍の額(個人利用の小中学生にあつては、180円)とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>6 サッカー場 略</p> <p>備考</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)</u>の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>7 交流棟 略</p> <p>備考</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)</u>の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>8 仮設売店 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 10 号

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

本市及び勝浦市が設置する公の施設を各市の市民が相互に市民と同額の使用料で利用することにより各市の市民の利便性の向上及び交流の促進並びに施設の利用の促進を図るため、鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（令和 3 年鴨川市条例第 24 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

勝浦市に住所を有する者が鴨川市小湊さとうみ学校の交流棟、体育館及びフットサルコートを利用する場合の使用料の額について、本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。）の使用料の額と同額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
別表第 1（第 11 条関係） 1 交流棟 略 備考 （1） 略 （2） <u>本市に住所を有しない者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。以下「市外利用者」という。）</u> が利用する場合の使用料の額は、上記の額の 2 倍の額とす	別表第 1（第 11 条関係） 1 交流棟 略 備考 （1） 略 （2） <u>本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。以下「市民」という。）及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料の</u>

<p>る。</p> <p>(3) <u>市外利用者</u>が営利又は宣伝を目的としない利用をする場合の談話室の使用料の額は、<u>市外利用者</u>が営利又は宣伝を目的とする利用をする場合の使用料の額の5分の1の額とする。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2 体育館 略</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>市外利用者</u>が利用する場合の使用料(冷暖房の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 フットサルコート 略</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>市外利用者</u>が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 午前8時30分から午後5時までの間の個人利用(<u>市外利用者以外の者</u>の利用に限る。)は、無料とする。</p> <p>4 附属設備 略</p>	<p>額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(3) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者</u>が営利又は宣伝を目的としない利用をする場合の談話室の使用料の額は、<u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者</u>が営利又は宣伝を目的とする利用をする場合の使用料の額の5分の1の額とする。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2 体育館 略</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者</u>が利用する場合の使用料(冷暖房の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 フットサルコート 略</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者</u>が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 午前8時30分から午後5時までの間の個人利用(<u>市民及び勝浦市に住所を有する者</u>の利用に限る。)は、無料とする。</p> <p>4 附属設備 略</p>
---	---

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市青少年研修センターを廃止するため、鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 88 号）を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市青少年研修センターを廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 12 号

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 7 年 6 月 4 日に公布された公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）が同日から施行されたことに伴い、鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 19 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の算定に用いる単価の限度額について、次のとおり改定する。

(1) 選挙運動用ビラの作成（1 枚当たり）

区分	改正前	改正後	引上げ額
印刷費	7 円 73 銭	8 円 38 銭	65 銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成

区分	改正前	改正後	引上げ額
印刷費	541 円 31 銭	586 円 88 銭	45 円 57 銭

【選挙運動用ポスター 1 枚当たりの作成単価の限度額の算定式】

(印刷費×ポスター掲示場数+企画費) ÷ポスター掲示場数

3 施行期日

公布の日

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者</p>

を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 13 号

事業契約の変更契約の締結について（第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業）

1 提案理由

第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設の設計、建設及び運営のための事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 12 条の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 変更内容

契約金額

変更前 一金 82,645,739,000 円（一金 80,947,202,600 円（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後の額））

変更後 一金 90,147,689,900 円（一金 88,298,450,420 円（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後の額））

(2) 変更理由

事業者から日本国内における賃金水準及び物価水準の変動等に基づくサービス対価の変更の請求がされたことによる建設工事費の増額並びに事業者の資金調達のための追加融資に係る諸費用等の増額のため、契約金額の変更を行うもの。

(3) 事業の概要

ア 執行理由

一般廃棄物及び産業廃棄物を将来にわたり安全かつ安定的に適正処理し、並びに財政負担の縮減及び公共サービスの一層の向上を図るため、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町が共同で設置する第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設について、法に基づき設計及び建設を行い、運営する。

イ 契約の相手方

富津市新富 21 番 3

株式会社上総安房クリーンシステム

代表取締役 高島 豪

ウ 変更概要

(単位 円)

	変更前	変更後	差額
①契約金額	82,645,739,000	90,147,689,900	7,501,950,900
②日本製鉄株式会社負担額	1,698,536,400	1,849,239,480	150,703,080
③差引 (①-②)	80,947,202,600	88,298,450,420	7,351,247,820
④交付金の額	14,085,648,700	15,852,356,000	1,766,707,300
⑤自治体の実質負担額 (③-④)	66,861,553,900	72,446,094,420	5,584,540,520

エ 自治体別実質負担額 (令和9年から令和28年度までの20年間)

(単位 千円)

自治体名	負担割合 (%)	変更前	変更後	差額
木更津市	37.91	25,347,215	27,464,314	2,117,099
君津市	18.87	12,616,775	13,670,578	1,053,803
富津市	11.57	7,735,882	8,382,015	646,133
袖ヶ浦市	15.59	10,423,716	11,294,346	870,630
鴨川市	7.98	5,335,552	5,781,198	445,646
南房総市	6.60	4,412,863	4,781,442	368,579
鋸南町	1.48	989,551	1,072,202	82,651
合計	-	66,861,554	72,446,095	5,584,541

※ 負担割合は、令和9年度の全体の年間計画処理量に対する各自治体の年間計画処理量の割合である。

※ 負担額は負担割合に基づき算出した概算額であり、実際の負担額は事業期間中の各年度の計画処理量に基づき算出する。

議案第 14 号

財産の無償譲渡について

1 提案理由

財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 無償譲渡の目的

令和 8 年 2 月 28 日をもって廃止する鴨川市江見老人憩の家について建物及び工作物等を無償で譲渡することにより、本市の観光振興施策の推進に資することを目的とする。

【無償譲渡の相手方が実施する事業の概要】

ア 内容

源泉の取水設備等を活用して源泉を鴨川温泉旅館業協同組合の組合員に供給するとともに、建物を会議室として活用する。

イ 施設の概要

平家建、床面積 212.41 平方メートル、敷地面積 2,038 平方メートル（全て借地）

ウ 既存施設・設備の活用

源泉の取水設備、源泉の取水設備から建物に附帯する貯留設備までの配管、貯留設備、建物内の会議室、駐車場等

エ 組合員の構成

組合員 39 者（44 施設）、事務員 2 人 ※令和 8 年 1 月 1 日現在

オ 地域活性化への提案

新たな温泉源の確保による鴨川温泉郷としての高付加価値化

(2) 無償譲渡の相手方

鴨川市横渚 1459 番地 5

鴨川温泉旅館業協同組合

代表理事 吉村 敦広

(3) 無償譲渡

ア 財産

(ア) 建物

所在	鴨川市宮字湯ノ谷 477 番地 1、478 番地 1
種類	集会所
構造	木造平家建
床面積 (㎡)	212.41

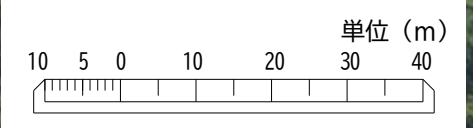
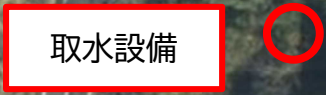
(イ) 工作物等

源泉の取水設備、源泉の取水設備から建物に附帯する貯留設備までの配管、建物に附帯する設備その他土地の上に存在する物

イ 無償譲渡する理由

本件建物（建築後 33 年）は木造建物の法定耐用年数を経過していること及び市が本件建物を撤去する場合に多額の費用が見込まれることから、無償譲渡する。

財産の無償譲渡について
江見老人憩の家 説明図



議案第 15 号

鴨川市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

1 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる旧天津小湊町の区域に係る過疎地域持続的発展計画を定めることについて、同項の規定により議決を求める。

2 概要

（1）策定の趣旨

旧天津小湊町の区域における各種の地域振興事業を過疎対策として推進するための計画を定める。

（2）対象区域

旧天津小湊町の区域

（3）地域の持続的発展の基本方針

固有の資源を最大限に活かし、第 3 次鴨川市基本構想に即した地域振興及び地域の自立を促進する。

（4）地域の持続的発展のための基本目標

人口目標

（5）達成状況の評価に関する事項

検証機関において、基本目標及び分野別目標の達成度を中間年度及び最終年度に検証する。

（6）計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

（7）施策

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

イ 産業の振興

ウ 地域における情報化

- エ 交通施設の整備、交通手段の確保
 - オ 生活環境の整備
 - カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
 - キ 医療の確保
 - ク 教育の振興
 - ケ 集落の整備
 - コ 地域文化の振興等
 - サ 再生可能エネルギーの利用の推進
 - シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項
- (8) 事業計画

(単位 千円)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	令和8年度から令和10 年度までの概算事業費 (見込)	年度区分		
					8	9	10
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 (移住・定住)	移住定住支援事業 鴨川市ふるさと回帰支援センターの機能 強化	鴨川市	56,671	21,729	17,471	17,471
		小計		56,671	21,729	17,471	17,471
2 産業の 振興	(1)基盤整備 (水産業)	水産業振興補助事業 水産多面的機能発揮対策事業負担金	東安房漁 業協同組 合、鴨川市	927	309	309	309
	(2)漁港施設	県営漁港整備負担金事業 天津漁港水産物供給基盤機能保全事業 外	千葉県	13,800	4,600	4,600	4,600

	県営漁港整備負担金事業 小湊漁港水産物供給基盤機能保全事業 外	千葉県	8,700	2,900	2,900	2,900
	県営漁港整備負担金事業 天津漁港海岸保全施設整備事業	千葉県				
	漁港施設維持管理事業 浜荻漁港修繕工事	鴨川市	97,050	10,000	43,300	43,750
(9)観光・レクリ エーション	観光施設等維持管理事業 鯛の浦周辺観光施設維持管理 外	鴨川市	4,603	1,571	1,516	1,516
	観光用トイレ維持管理事業	鴨川市	19,287	6,429	6,429	6,429
(10)過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	水産業振興補助事業 水産資源種苗放流事業補助金(アワビ) 栽培漁業振興総合対策事業補助金(チョウ センハマグリ) 外	東安房漁 業協同組 合、鴨川市	2,820	940	940	940
(観光)	花壇維持管理事業 国道等の花壇への花の植栽及び管理	鴨川市	8,319	2,773	2,773	2,773
	海水浴場運営事業 海水浴場の開設及び運営	鴨川市	39,254	13,904	12,675	12,675
	市営駐車場維持管理事業 市営駐車場の管理	鴨川市	11,250	3,750	3,750	3,750
	観光街路灯維持管理事業 観光街路灯の更新整備及び維持管理	鴨川市	6,636	2,212	2,212	2,212
	海岸美化活動支援事業 海岸美化活動の推進及び支援	鴨川市	1,680	560	560	560
	観光団体機能強化支援事業 温泉源保護管理者への支援	鴨川市	3,000	1,000	1,000	1,000

	(その他)	小湊さとうみ学校管理運営事業 管理運営、備品購入、施設整備	鴨川市	653,566	29,366	64,765	559,435
	(基金積立)	基金積立 産業の振興に係る事業の財源としての基金積立	鴨川市	60,000	20,000	20,000	20,000
	(11)その他	有害鳥獣対策事業 捕獲・駆除	鴨川市有害鳥獣対策協議会、 鴨川市	25,560	8,520	8,520	8,520
		有害鳥獣対策事業 被害防止、防護柵設置	鴨川市有害鳥獣対策協議会、 鴨川市	21,183	7,061	7,061	7,061
	小計			977,635	115,895	183,310	678,430
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設)	防災情報伝達事業 屋外子局の更新	鴨川市				
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	防災情報伝達事業 防災ラジオ	鴨川市	594	198	198	198
	小計			594	198	198	198
4 交通施設の整備	(1)市道 (道路)	市道西蓮寺下線道路整備事業 用地補償、改良工事	鴨川市				

、交通手
段の確保

市道大風沢線道路整備事業 用地補償、改良工事	鴨川市				
市道稚児ヶ滝線道路整備事業 測量業務、局部改良工事	鴨川市				
市道萩の巣線道路整備事業 測量業務、排水整備工事	鴨川市				
市道大杉新町線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市				
市道川久保線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市				
市道葛川線道路整備事業 舗装工事	鴨川市	5,000			5,000
市道天津駅近道線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市				
市道川脇遊覧線道路整備事業 測量業務、設計業務、落石対策工事	鴨川市	13,000		3,000	10,000
市道清風寺台線道路整備事業 測量業務、側溝整備工事	鴨川市				
市道松ヶ久保線法面補修事業 測量業務、設計業務、補修工事	鴨川市				
市道坂本四方木線排水路補修事業 測量業務、設計業務、補修工事	鴨川市	37,310	2,310	10,000	25,000
市道半道坂線外道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	5,200	3,000	1,200	1,000
市道小湊中学校前線外道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	50,000	10,000	3,000	37,000

(橋りょう)	市道塩手川上線外道路整備事業 測量業務、排水路整備工事	鴨川市				
	市道整備事業 測量業務、設計業務、用地補償、側溝整備 工事、舗装工事等	鴨川市	1,500	500	500	500
	道路橋梁維持補修事業 小規模修繕、補修用材料の支給、測量業務、 設計業務、側溝補修工事、舗装補修工事、 法面補修工事等	鴨川市	6,000	2,000	2,000	2,000
	砂田橋（天津）橋梁補修事業 補修工事	鴨川市	38,700	38,700		
	梅田橋（浜荻）橋梁補修事業 設計業務、補修工事	鴨川市	47,056	8,800	38,256	
	道路橋梁維持補修事業 小規模修繕	鴨川市	900	300	300	300
	道路メンテナンス事業 測量業務、設計業務、調査業務、定期点検 業務、橋梁長寿命化修繕計画策定業務、補 修工事等	鴨川市	3,100	2,800	300	
	市道整備事業 カーブミラー、ガードレール、区画線等の 設置工事	鴨川市	900	300	300	300
(その他)	道路橋梁維持補修事業 カーブミラー、ガードレール、照明灯等の 小規模修繕	鴨川市	3,000	1,000	1,000	1,000
(3)林道	林道浜荻線 整備工事	鴨川市	5,000	5,000		

	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	民間路線バス維持確保事業 市内線 (磯貝～誕生寺入口)	日東交通株式会社、 鴨川市	27,170	10,090	8,540	8,540
		予約制乗合タクシー運行事業	千葉トヨタ自動車株式会社、 鴨川市	27,527	10,187	8,670	8,670
小計				271,363	94,987	77,066	99,310
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 (その他)	家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業 合併処理浄化槽への転換補助	鴨川市	6,732	2,244	2,244	2,244
	(3) 廃棄物処理施設 (ごみ処理施設) (し尿処理施設)	塵芥収集車費	鴨川市	4,684	2,018	1,454	1,212
		天津小湊最終処分場維持管理費	鴨川市	3,069	887	1,091	1,091
		衛生センター更新事業	鴨川市	39,858	20,001	19,857	
	(5) 消防施設	消防車両等整備事業 消防車両の維持管理	鴨川市	1,804	415	974	415
		消防施設整備事業 詰所の改修工事 第4支団	鴨川市				
		消防施設整備事業 消火栓や詰所等の維持管理	鴨川市	10,011	3,337	3,337	3,337
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (環境)	塵芥収集事業 ごみ収集運搬業務	鴨川市	45,458	14,355	14,355	16,748
		し尿処理事務費 し尿収集業務	鴨川市	15,003	5,001	5,001	5,001
	(その他)	住宅・建築物耐震改修等事業 耐震診断・耐震改修等に対する支援	鴨川市	540	180	180	180

	(防災・防犯)	防災情報伝達事業 防災マップ作成 海抜表示板の更新	鴨川市	916		916	
	(基金積立)	自主防災組織育成事業 組織に対する支援	鴨川市	600	200	200	200
		基金積立 生活環境の整備に係る事業の財源としての基金積立	鴨川市	6,000	2,000	2,000	2,000
	(8)その他	急傾斜地崩壊対策事業 対策工事に対する負担金	千葉県	16,500	5,500	5,500	5,500
		河川改修事業 準用河川岩井川 測量業務、設計業務、改修工事	鴨川市	24,900	4,400	8,000	12,500
		河川総務事務費 水門の維持管理事業(内浦・湊・神明水門)	鴨川市	2,904	968	968	968
		追原周辺地域振興事業	追原周辺 地域活性化委員会、 鴨川市	300	100	100	100
		防犯対策事業 LED防犯灯の修繕及び更新	鴨川市	420	140	140	140
	小計			179,699	61,746	66,317	51,636
	6 子育て 環境の確保、高齢者等の保	(2)認定こども園	認定こども園維持管理費	鴨川市	1,551	517	517
(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)		認定こども園運営事業 認定こども園の運営	鴨川市	41,640	13,880	13,880	13,880

健及び福祉の向上及び増進	(高齢者・障害者福祉)	放課後児童健全育成事業 学童保育を行う団体への支援	鴨川市	16,653	5,551	5,551	5,551
		総合相談体制の充実 福祉総合相談センターの設置及び運営	鴨川市	2,202	734	734	734
		地域包括支援センターサブセンター事業 地域包括支援センターサブセンターの設置及び運営	鴨川市	69,897	23,299	23,299	23,299
		生活困窮者自立支援事業 包括的相談業務の実施	鴨川市	15,162	5,054	5,054	5,054
		地域自立生活支援事業（配食サービス事業） 食生活の自立に向けた食事の支援	鴨川市	6,795	2,265	2,265	2,265
		緊急通報体制等整備事業 緊急通報システムの整備	鴨川市	3,882	1,294	1,294	1,294
		高齢者孤立防止事業 高齢者世帯等への訪問による安否確認	鴨川市	1,035	345	345	345
	小計			158,817	52,939	52,939	52,939
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設(校舎)	小学校施設改修事業 天津小湊小学校空調設備更新工事 実施設計、施工監理	鴨川市	25,817		25,817	
		中学校施設改修事業 安房東中学校空調設備更新工事 実施設計、施工監理	鴨川市	6,237			6,237
	(4)過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	外国語教育推進事業 外国語指導助手（ALT）の配置	鴨川市	35,658	11,886	11,886	11,886

(生涯学習・スポーツ)	地域学校協働本部運営事業 地域学校協働活動推進員の配置 学校支援ボランティアの登録	鴨川市	504	168	168	168
	学校運営協議会推進事業 学校運営協議会の設置	鴨川市	738	246	246	246
	生徒通学費補助事業 安房東中学校生徒の保護者へ通学費の補助	鴨川市	921	307	307	307
	小学校教育コンピュータ管理事業 タブレットPCのリース、保守管理 外	鴨川市	29,120	4,854	18,221	6,045
	中学校教育コンピュータ管理事業 タブレットPCのリース、保守管理 外	鴨川市	16,677	2,811	10,537	3,329
	小学校教育振興事業 特別支援教育支援員の配置	鴨川市	11,097	3,699	3,699	3,699
	中学校教育振興事業 特別支援教育支援員の配置	鴨川市	7,386	2,462	2,462	2,462
	児童援助奨励事業 就学援助費の支給 特別支援教育就学奨励費の支給	鴨川市	2,775	925	925	925
	生徒援助奨励事業 就学援助費の支給 特別支援教育就学奨励費の支給	鴨川市	5,079	1,693	1,693	1,693
	小学校管理運営事業 園児、児童送迎用バスの運行	鴨川市	52,905	17,327	17,635	17,943
	図書・AV資料購入事業 天津小湊公民館図書館分室の図書資料購入	鴨川市	240	80	80	80

	(基金積立)	放課後子ども教室運営事業 放課後子ども教室(土曜スクール)の運営 支援	鴨川市	987	329	329	329
	(基金積立)	基金積立 教育の振興に係る事業の財源としての基 金積立	鴨川市	30,000	10,000	10,000	10,000
	小計			226,141	56,787	104,005	65,349
9 集落の 整備	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 (集落整備)	集会施設等整備支援事業 施設整備に対する支援	鴨川市	8,000		4,000	4,000
	(基金積立)	コミュニティ施設維持管理事業 芝町コミュニティセンター及び四方木ふ れあい館の修繕	鴨川市	2,758	774	1,190	794
		基金積立 集落の整備に係る事業の財源としての基 金積立	鴨川市	9,000	3,000	3,000	3,000
	(3)その他	狭あい道路整備事業 狭あい道路拡幅整備	鴨川市	12,000	4,000	4,000	4,000
	小計			31,758	7,774	12,190	11,794
10 地域文 化の振興 等	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財保護事業 清澄の大スギの保存整備に対する支援	清澄寺、鴨 川市	666	222	222	222
		鯛の浦タイ生息地保存活用事業 鯛の浦タイ生息地の適切な管理	小湊妙の 浦遊覧船 協業組合、 鴨川市				
	小計			666	222	222	222

11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	住宅用設備等脱炭素化促進事業 住宅用省エネルギー設備等の設置に対する支援	鴨川市	846	282	282	282
小計				846	282	282	282
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	市民活動支援事業 地域の自主的な活動を推進するため、活動費の一部を支援する。	鴨川市	2,274	150	1,062	1,062
小計				2,274	150	1,062	1,062
合計				1,906,464	412,709	515,062	978,693

議案第 16 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 8 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 8 号）を調製したため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,590,392	△5,000	4,585,392	法人市民税（現年度課税分）△14,500 入湯税（現年度課税分）9,500
11 地方交付税	4,907,240	290,268	5,197,508	普通交付税
13 分担金及び負担金	36,003	△361	35,642	市営漁港整備事業分担金 △313 健康福祉推進計画策定事業負担金 △48
14 使用料及び手数料	723,761	△1,125	722,636	魚見塚一戦場公園施設使用料 △350 陸上競技場使用料 △323 サッカー場使用料 △358 し尿汲取料及び浄化槽清掃料 1,972 浄化槽汚泥処理手数料 △1,847 外
15 国庫支出金	2,602,021	△134,712	2,467,309	国民健康保険基盤安定事業負担金 4,827 デジタル基盤改革支援補助金 △193,244 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 68,759 循環型社会形成推進交付金 △11,388 外
16 県支出金	1,196,953	△16,775	1,180,178	障害者グループホーム運営費等補助金 1,577 千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 △1,740 産地パワーアップ事業補助金 △11,145 サンプスギ林総合対策事業補助金 △1,618 外

17 財産収入	14,477	3,968	18,445	物品売払収入 2,979 建物貸付料 209 建物貸付料(滞納分) 203 財政調整基金利子 581 外
18 寄附金	707,844	2,530	710,374	公益活動支援寄附金 330 企業版ふるさと納税寄附金 1,400 教育費寄附金 800
19 繰入金	1,243,568	△421,417	822,151	財政調整基金繰入金 △206,528 教育振興基金繰入金 △6,480 地域振興基金繰入金 △200,000 森林環境譲与税基金繰入金 △8,409
21 諸収入	430,348	26,919	457,267	預金利子 1,908 看護師等修学資金貸付金償還金元金収入 1,440 介護給付・訓練給付費返還金 1,737 スポーツ振興くじ助成金 20,000 鴨川市移住就業支援金返還金 1,400 外
22 市債	1,244,750	△1,000	1,243,750	電気自動車等導入事業債 △800 漁港整備事業債 △1,200 幹線市道整備事業債 △1,300 小学校施設改修事業債 600 現年発生単独災害復旧事業債 1,700
歳入合計	19,843,160	△256,705	19,586,455	

イ 歳出(目的別)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	184,084	△7,846	176,238
2 総務費	3,848,054	△181,043	3,667,011
3 民生費	6,743,150	△37,601	6,705,549
4 衛生費	2,084,902	△35,818	2,049,084
6 農林水産業費	683,276	△6,490	676,786
7 商工費	422,934	48,310	471,244
8 土木費	672,035	△13,813	658,222
9 消防費	939,374	△1,181	938,193

10 教育費	1,643,125	△11,811	1,631,314
11 災害復旧費	14,000	△3,418	10,582
12 公債費	2,595,691	△5,994	2,589,697
歳出合計	19,843,160	△256,705	19,586,455

ウ 歳出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,905,001	△31,712	3,873,289
扶助費	3,570,772	△18,184	3,552,588
公債費	2,595,664	△5,994	2,589,670
物件費	3,498,804	△265,039	3,233,765
維持補修費	161,326	△904	160,422
補助費等	2,093,858	73,142	2,167,000
積立金	1,124,425	42,881	1,167,306
貸付金	88,400	△5,040	83,360
繰出金	1,720,708	△16,063	1,704,645
投資的経費	1,026,742	△29,792	996,950
普通建設事業費	1,012,392	△26,289	986,103
補助事業費	205,879	△7,521	198,358
単独事業費	746,300	△18,768	727,532
災害復旧事業費	14,350	△3,503	10,847
歳出合計	19,843,160	△256,705	19,586,455

エ 主要事業

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
6-1-3	農業振興事業（物 価高騰対策）	10,500	9,975			525	・農業用燃料等価格高騰重点支援金 10,490 千円 外 燃油価格等の高騰により経済的に大きな影響を受けてい る農業者に対し、支援金を交付する。
6-3-2	水産業振興事業 （物価高騰対策）	11,878	11,284			594	・漁業用燃油価格高騰重点支援金 11,868 千円 外 燃油価格等の高騰により経済的に大きな影響を受けてい る漁業者に対し、支援金を交付する。
7-1-3	観光誘客事業（物 価高騰対策）	50,000	47,500			2,500	・鴨川観光誘客事業補助金 50,000 千円 本市への来訪の動機付けにより宿泊者の誘致を図るため、 鴨川観光プラットフォーム株式会社が実施する閑散期にお ける市内宿泊施設利用者向けの宿泊クーポン発行事業に対 して補助を行う。

(2) 繰越明許費補正

ア 追加

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
2-1	財産管理事業	2,441	旧市民会館跡地測量業務について、隣接地権者の相続権利者を調査する必要が生 じ、また、公図等と隣接する土地の形状等に差異があるため公図の訂正等を行う必 要が生じたことから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（旧市民会館跡 地測量委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。

2-3	戸籍住民基本台帳事務費	2,178	国の補正予算を活用して実施する、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための戸籍電算システム及び住民基本台帳システム改修業務について、履行期間の確保が困難であることから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（戸籍電算システム改修業務委託料及び住民基本台帳システム改修業務委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
	証明書等コンビニ交付事業	1,078	国の補正予算を活用して実施する、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための証明書等コンビニ交付システム改修業務について、履行期間の確保が困難であることから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（証明書等コンビニ交付システム改修業務委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
6-1	農業振興事業（物価高騰対策）	10,500	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、農業振興事業（物価高騰対策）について、支援金の申請受付を農業者の令和7年分所得税の確定申告等が完了した後に開始することから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（消耗品費及び農業用燃料等価格高騰重点支援金）を令和8年度に繰り越して使用する。
	農業生産基盤の整備及び維持管理事業	8,137	千葉県が実施する北小町地区県営ほ場整備事業について、県が事業を令和8年度に繰り越すため、当該事業に係る市負担金も同様に令和8年度に繰り越して使用する。
6-3	水産業振興事業（物価高騰対策）	11,878	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、水産業振興事業（物価高騰対策）について、支援金の申請受付を漁業者の令和7年分所得税の確定申告等が完了した後に開始することから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（消耗品費及び漁業用燃油価格高騰重点支援金）を令和8年度に繰り越して使用する。

	漁港施設維持管理事業	40,000	浜荻漁港西防波堤補修工事について、設計及び積算業務において水中調査が必要となったことに加え、施工方法等の検討に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（漁港整備工事）を令和8年度に繰り越して使用する。
7-1	観光誘客事業（物価高騰対策）	50,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、観光誘客事業（物価高騰対策）について、閑散期における宿泊クーポンの発行事業を令和8年5月上旬以降に予定しており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（鴨川観光誘客事業補助金）を令和8年度に繰り越して使用する。
8-2	道路台帳整備事業	3,595	市道峯竹平線の境界確定及び分筆登記について、公図の訂正等に係る法務局との協議及び調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（登記委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
	狭隘道路整備事業	844	市道西ノ浜富士根線の境界標設置作業、所有権移転登記等について、境界確定に不測の日数を要したことで狭隘道路整備工事の完成が遅れたため、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（登記委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
	道路橋梁維持補修事業（長寿命化事業）	9,000	市道臨海線舗装補修工事について、工事実施に伴う交通規制に係る地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（維持補修工事）を令和8年度に繰り越して使用する。
	市道整備事業	13,910	市道法明大崩線改良工事について、現場発生土の搬出先との受入調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（市道整備工事）を令和8年度に繰り越して使用する。 市道貝渚大里線外安全施設設置工事について、施工条件の確認及び施工方法の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（市道整備工事）を令和8年度に繰り越して使用する。

8-3	河川維持補修事業	8,300	普通河川葛川護岸補修工事について、施工条件の確認及び施工方法の検討に係る関係地権者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（維持補修工事）を令和8年度に繰り越して使用する。
8-4	下水路維持管理事業	4,915	前原・横渚地区浸水対策排水路整備工事完了に伴う家屋の事後調査について、水道課との協議及び地下埋設物への対応等に不測の日数を要したことで工事の完成が遅れたため、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（家屋調査委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
10-5	旧江見小学校跡地活用事業	47,308	（仮称）江見公民館外構工事について、現場発生土の搬出先との受入調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（（仮称）江見公民館外構工事及び監理委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。

(3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
児童育成支援拠点事業委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	10,698	困難を抱える子どもが孤立しやすい放課後等の時間、家庭や学校以外の安全、安心な居場所となる「子ども第三の居場所」を令和8年4月1日に開設するため、一般社団法人に事業を委託する。
千葉県水道用水供給事業市町村負担金	自 令和7年度 至 令和17年度	125,020	九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団と県営水道との統合により千葉県水道局が経営する新たな水道用水供給事業に対し、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定書」に基づく負担金を令和8年度から10年間支出する。
旧吉尾小学校屋内運動場除却事業	自 令和7年度 至 令和8年度	8,910	旧吉尾小学校屋内運動場について、令和8年度までの工期で解体撤去工事を実施するため、設計業務を委託する。

青少年研修センター除却事業	自 令和7年度 至 令和8年度	5,135	青少年研修センターについて、令和8年度までの工期で解体撤去工事を実施するため、設計業務を委託する。
---------------	--------------------	-------	---

イ 変更

(単位 千円)

事項	変更前		変更後		説明
	期間	限度額	期間	限度額	
文書管理システム使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	34,025	自 令和7年度 至 令和12年度	32,700	文書管理システム使用料について、契約締結に伴い、限度額を減額する。
学習支援ソフトウェア使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	12,360	自 令和7年度 至 令和10年度	3,150	小学校及び中学校に配備したG I G Aスクールタブレットで使用する学習支援ソフトウェアについて、タブレットの次回更新に併せて購入することとしたため、期間を変更し、限度額を減額する。
情報機器、情報ネットワークシステム等に係る使用料及び賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	40,260	自 令和7年度 至 令和8年度	40,302	千葉県土木積算システムに使用するデータの交付料について、データ使用単価等の変動に伴い、限度額を追加する。

(4) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
公共土木施設現年発生単独災害復旧事業	1,700	令和7年台風第15号に伴う大雨により被災した市道等の修繕料に対する地方債を発行するため、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
電気自動車等導入事業	14,500	13,700	電気自動車等の購入費及び充電設備設置工事費の減額に伴い、限度額を減額する。
漁港整備事業	36,700	35,500	浜荻漁港西護岸及び第三岸壁補修工事費の減額に伴い、限度額を減額する。
幹線市道整備事業	24,700	23,400	市道貝渚大里線改良工事に係る社会資本整備総合交付金の増額に伴い、限度額を減額する。
小学校施設改修事業	15,100	15,700	天津小湊小学校校舎西側トイレ改修工事に係る学校施設環境改善交付金の減額に伴い、限度額を追加する。

議案第 17 号

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 国民健康保険税		634,900	11,500	646,400	
	1 国民健康保険税	634,900	11,500	646,400	現年課税分
10 繰入金		251,778	△11,500	240,278	
	1 他会計繰入金	242,322	△3,522	238,800	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） △4,098 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 9,654 財 政安定化支援事業繰入金 △9,233 未就学児均 等割保険税繰入金 67 産前産後保険税繰入金 88
	2 基金繰入金	9,456	△7,978	1,478	財政調整基金繰入金 △7,978
歳入合計		3,755,156	0	3,755,156	

議案第 18 号

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
6 繰入金		838,756	△620	838,136	
	1 一般会計繰入金	770,027	△620	769,407	事務費繰入金（介護保険事業分） △620
歳入合計		5,076,445	△620	5,075,825	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		121,604	△620	120,984
	1 総務管理費	80,734	△120	80,614
	2 徴収費	4,154	△500	3,654
歳出合計		5,076,445	△620	5,075,825

ウ 主要事業

（単位 千円）

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	

1-1-1	一般事務管理費 (介護保険)	△120				△120	・印刷製本費 △120 千円 標準準拠システムへの移行延期に伴い、不要となった印刷製本費を減額する。
1-2-1	賦課徴収費	△500				△500	・印刷製本費 △500 千円 標準準拠システムへの移行延期に伴い、不要となった印刷製本費を減額する。

議案第 19 号

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 後期高齢者医療 保険料		516,999	30,000	546,999	
	1 後期高齢者医療 保険料	516,999	30,000	546,999	特別徴収保険料（現年度分） 6,000 普通徴収保険 料（現年度分） 24,000
3 繰入金		144,600	△11,921	132,679	
	1 一般会計繰入金	144,600	△11,921	132,679	保険基盤安定繰入金
5 諸収入		4,200	164	4,364	
	1 延滞金、加算金及 び過料	1	164	165	延滞金
7 国庫支出金		2,430	△1,165	1,265	
	2 国庫補助金	2,430	△1,165	1,265	子ども・子育て支援事業費補助金
歳入合計		672,145	17,078	689,223	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,679	△1,165	9,514
	2 徴収費	9,973	△1,165	8,808
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		656,293	18,243	674,536
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	656,293	18,243	674,536
歳出合計		672,145	17,078	689,223

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-2-1	徴収事務費	△1,165	△1,165				<ul style="list-style-type: none"> システム改修委託料 △1,165 千円 令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修業務のうち、令和8年度に実施予定となった業務分の委託料を減額する。
2-1-1	後期高齢者医療 広域連合納付金	18,243				18,243	<ul style="list-style-type: none"> 保険基盤安定拠出金 △11,921 千円 納付金額が確定したことから、不用額を減額する。 後期高齢者医療保険料等負担金 30,164 千円 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を、千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。

議案第 20 号

令和 7 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）収益的収入及び支出

ア 支出

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-3-2	その他特別損失	2,600	28,678	31,278	その他特別損失 28,678

（2）資本的収入及び支出

ア 収入

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	企業債	312,292	36,500	348,792	企業債 36,500
1-3-1	国庫補助金	0	28,119	28,119	国庫補助金 28,119

イ 支出

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-3	配水設備費	249,245	92,795	342,040	委託料 92,795

(3) 企業債補正

ア 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
建設改良事業	312,292	348,792	導水管・送水管耐震化事業及び重要施設配水管事業に係る委託料の追加に伴い、限度額を追加する。

議案第 22 号

令和 8 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 国民健康保険税		620,700	608,100	12,600	
	1 国民健康保険税	620,700	608,100	12,600	現年課税分 604,200 滞納繰越分 16,500
4 国庫支出金		49	37	12	
	2 国庫補助金	49	37	12	災害臨時特例補助金
7 県支出金		2,715,084	2,827,863	△112,779	
	1 県負担金	2,715,084	2,827,863	△112,779	保険給付費等交付金(普通交付金) 2,661,054 保険者努力支援分 10,573 県繰入金(2号分) 26,519 外
10 繰入金		255,635	267,468	△11,833	
	1 他会計繰入金	227,689	242,322	△14,633	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 121,600 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 69,200 財政安定化支援事業繰入金 28,402 外
	2 基金繰入金	27,946	25,146	2,800	財政調整基金繰入金
11 繰越金		19,685	17,288	2,397	
	1 繰越金	19,685	17,288	2,397	前年度繰越金

12 諸収入		6,463	6,360	103	
	1 延滞金及び過料	1,800	1,500	300	国民健康保険税延滞金
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	5 雑入	4,662	4,859	△197	第三者納付金 2,835 返納金 800 健康診査自己負担金 1,027
歳入合計		3,617,616	3,727,116	△109,500	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		13,984	14,096	△112
	1 総務管理費	8,779	8,537	242
	2 徴税費	5,070	5,424	△354
	3 運営協議会費	135	135	0
2 保険給付費		2,670,054	2,786,415	△116,361
	1 療養諸費	2,248,855	2,364,969	△116,114
	2 高額療養費	412,079	412,326	△247
	3 移送費	120	120	0
	4 出産育児諸費	5,000	5,000	0
	5 葬祭諸費	4,000	4,000	0
3 国民健康保険事業費納付金		888,358	880,559	7,799
	1 医療給付費分	584,128	601,984	△17,856
	2 後期高齢者支援金等分	207,193	206,477	716
	3 介護納付金分	77,624	72,098	5,526
	4 子ども・子育て支援納付金分	19,413	0	19,413

5 保健事業費		39,317	40,143	△826
	1 特定健康診査等事業費	20,867	21,097	△230
	2 保健事業費	18,450	19,046	△596
6 基金積立金		1	1	0
	1 基金積立金	1	1	0
7 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
8 諸支出金		3,901	3,901	0
	1 償還金及び還付加算金	3,101	3,101	0
	2 繰出金	800	800	0
9 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳出合計		3,617,616	3,727,116	△109,500

(3) 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	診療報酬	2,233,900	2,233,900				・診療報酬 2,233,900 千円 保険医療機関で診療を受けた場合、その医療費の原則7割を医療機関に支払う。
2-1-3	療養費	9,000	9,000				・療養費 9,000 千円 やむを得ない理由により保険証を提示できず、保険医療機関において費用を10割支払った場合、後日その診療

							に要した費用を被保険者の一部負担金を除いて給付する。
2-2-1	高額療養費	411,864	411,864				・高額療養費 411,864 千円 医療費の自己負担を軽減するため、所得及び年齢に応じて定める一定限度額を超える医療費を支払った場合、その超えた金額を給付する。
2-4-1	出産育児一時金	5,000				5,000	・出産育児一時金 5,000 千円 被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯主に対し、1件につき50万円を給付する。
2-5-1	葬祭費	4,000				4,000	・葬祭費 4,000 千円 被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った者に対し、1件につき5万円を給付する。
3-1-1	医療給付費分	584,128	39,824			544,304	・医療給付費納付金 584,128 千円 千葉県全体の保険給付費の見込みから千葉県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、年齢調整後の医療費水準及び所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納付する。
3-2-1	後期高齢者支援金等分	207,193				207,193	・後期高齢者支援金等納付金 207,193 千円 ・介護納付金 77,624 千円
3-3-1	介護納付金分	77,624				77,624	・子ども子育て支援納付金 19,413 千円 千葉県全体の後期高齢者支援金等納付金、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の見込みから千葉県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納付する。
3-4-1	子ども・子育て支援納付金分	19,413				19,413	

5-1-1	特定健康診査等事業費	20,867	7,581		1,027	12,259	・健康診査委託料 17,820 千円 外 40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象に、生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。
5-2-1	保健衛生普及費事業	7,614				7,614	・郵便料 3,452 千円 被保険者の健康の保持増進等のため、年 3 回（5 月、9 月及び 1 月）、医療費通知を送付する。 ・医療費分析業務委託料 3,630 千円 第 3 期データヘルス計画の中間評価の策定に必要なデータを収集・分析するため、医療費分析業務を委託する。
5-2-1	ジェネリック医薬品普及促進事業	139	32			107	・郵便料 77 千円 年 2 回（6 月及び 12 月）、ジェネリック医薬品に切り替えた場合を試算した差額通知を送付する。
5-2-1	短期人間ドック利用助成事業	5,200				5,200	・短期人間ドック補助金 5,200 千円 疾病を予防し、医療費の軽減を図るため、短期人間ドック受診者に対し、助成を実施する。
5-2-2	特定健康診査受診率向上事業	5,497	5,496			1	・特定健診受診勧奨業務委託料 5,497 千円 特定健康診査の受診率向上を図るため、未受診者及び不定期受診者を対象とした受診勧奨業務を委託する。

議案第 23 号

令和 8 年度鴨川市介護保険特別会計予算

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市介護保険特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 保険料		893,749	909,790	△16,041	
	1 介護保険料	893,749	909,790	△16,041	特別徴収保険料（現年度分） 818,056 普通徴収保険料（現年度分） 73,984 滞納繰越分 1,709
2 国庫支出金		1,146,812	1,194,598	△47,786	
	1 国庫負担金	784,193	816,469	△32,276	介護給付費負担金
	2 国庫補助金	362,619	378,129	△15,510	調整交付金 311,685 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 14,243 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 29,491 外
3 支払基金交付金		1,217,592	1,269,906	△52,314	
	1 支払基金交付金	1,217,592	1,269,906	△52,314	介護給付費交付金 1,202,210 地域支援事業支援交付金 15,382
4 県支出金		684,781	715,380	△30,599	
	1 県負担金	662,913	692,637	△29,724	介護給付費負担金

	2 県補助金	21,868	22,743	△875	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 7,122 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 14,746
5 財産収入		1	1	0	
	1 財産運用収入	1	1	0	介護給付費準備基金利子
6 繰入金		818,055	818,732	△677	
	1 一般会計繰入金	746,037	772,012	△25,975	介護給付費繰入金 556,579 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 7,122 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 14,746 低所得者保険料軽減繰入金 42,091 外
	2 基金繰入金	72,018	46,720	25,298	介護給付費準備基金繰入金
7 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
8 諸収入		3,093	3,081	12	
	1 延滞金及び過料	2	2	0	第1号被保険者延滞金 1 過料 1
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	3 雑入	3,090	3,078	12	配食サービス利用料 3,085 外
	歳入合計	4,764,084	4,911,489	△147,405	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算	前年度予算	比較
1 総務費		125,709	122,385	3,324
	1 総務管理費	87,774	81,807	5,967

	2 徴収費	4,130	4,154	△24
	3 介護認定審査会費	33,618	36,237	△2,619
	4 趣旨普及費	187	187	0
2 保険給付費		4,452,633	4,643,402	△190,769
	1 介護サービス等諸費	4,091,072	4,275,373	△184,301
	2 介護予防サービス等諸費	117,427	110,648	6,779
	3 その他諸費	3,337	3,464	△127
	4 高額介護サービス等費	100,772	100,772	0
	5 高額医療合算介護サービス等費	10,150	10,150	0
	6 特定入所者介護サービス等費	129,875	142,995	△13,120
3 財政安定化基金 拠出金		1	1	0
	1 財政安定化基金 拠出金	1	1	0
5 地域支援事業費		136,653	142,238	△5,585
	1 介護予防・生活 支援サービス事業 費	53,911	56,657	△2,746

	2 一般介護予防事業費	2,903	3,123	△220
	3 包括的支援事業・任意事業費	79,683	82,287	△2,604
	4 その他諸費	156	171	△15
6 基金積立金		45,397	1	45,396
	1 基金積立金	45,397	1	45,396
7 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
8 諸支出金		1,690	1,461	229
	1 償還金及び還付加算金	1,689	1,461	228
	2 操出金	1	0	1
9 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳出合計		4,764,084	4,911,489	△147,405

(3) 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	一般事務管理費(介護保険)	10,018	209			9,809	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委託料 3,850千円 令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期

							<p>高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム使用料 2,572 千円 <p>基幹系業務システムから標準準拠システムへ移行することに伴い、介護保険料の賦課及び徴収に関する業務、認定業務等介護保険業務に必要な介護保険システムパッケージソフトを導入する。</p>
1-3-2	認定調査等費	27,635				27,635	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 14,664 千円 外 <p>介護保険の認定に必要な訪問調査等を行うため、介護認定調査員等の会計年度任用職員を任用する。</p>
2-1-1	居宅介護サービス給付費	1,411,084	557,378		557,377	296,329	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス給付費 1,411,084 千円 <p>要介護認定者が利用する訪問、通所等の居宅介護サービス費を給付する。</p>
	施設介護サービス給付費	1,892,761	747,640		747,640	397,481	<ul style="list-style-type: none"> ・施設介護サービス給付費 1,892,761 千円 <p>要介護認定者が利用する介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設介護サービス費を給付する。</p>
2-2-1	介護予防サービス給付費	93,180	36,804		36,806	19,570	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス給付費 93,180 千円 <p>要支援認定者が利用する訪問、通所等の介護予防サービス費を給付する。</p>
5-3-2	地域包括支援センターサブセンター事業	38,793	27,008		7,468	4,317	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターサブセンター業務委託料 23,322 千円 ・地域包括支援センター運営負担金 15,471 千円 <p>きめ細かな相談支援体制を整備するため、市内全域の地域包括支援センター業務を一体的かつ適切に推進する。</p>

5-3-3	地域自立生活 支援事業（配 食サービス事 業）	13,573	6,057		5,103	2,413	・高齢者等生活支援型配食サービス委託料 13,507 千円 外 調理困難又は低栄養となったひとり暮らしの高齢者等を 対象に配食サービスを提供するとともに、安否確認を実施す る。
	地域自立支援 事業（緊急通 報体制整備事 業）	4,020	2,322		774	924	・緊急通報システム業務委託料 4,020 千円 ひとり暮らしの高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、定 期的な安否確認を実施するとともに、緊急時の対応を行う。

議案第 24 号

令和 8 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 後期高齢者医療 保険料		616,055	516,999	99,056	
	1 後期高齢者医療 保険料	616,055	516,999	99,056	特別徴収保険料（現年度分） 333,330 普通徴収保険料（現年度分） 272,725 普通徴収保険料（滞納繰越分） 10,000
3 繰入金		160,867	144,986	15,881	
	1 一般会計繰入金	160,867	144,986	15,881	事務費繰入金 8,041 保険基盤安定繰入金 152,826
4 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
5 諸収入		3,720	4,000	△280	
	1 延滞金、加算金 及び過料	1	1	0	延滞金
	2 償還金及び還付 加算金	2,100	2,600	△500	保険料還付金 2,000 還付加算金 100
	3 預金利子	1	1	0	預金利子

	5 受託事業収入	1,618	1,398	220	賦課徴収帳票作成等業務受託収入 1,618
歳入合計		780,643	665,986	114,657	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		8,660	8,635	25
	1 総務管理費	706	706	0
	2 徴収費	7,954	7,929	25
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		768,883	653,751	115,132
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	768,883	653,751	115,132
3 諸支出金		2,100	2,600	△500
	1 償還金及び還付 加算金	2,100	2,600	△500
4 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		780,643	665,986	114,657

(3) 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	後期高齢者医療 広域連合納 付金	768,883				768,883	・保険基盤安定拠出金 152,826 千円 低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するため、一般会計 から繰り入れた県負担分 (3/4) と市負担分 (1/4) を合わせて、

						<p>千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療保険料等負担金 616,057 千円 <p>被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。</p>
--	--	--	--	--	--	---

議案第 25 号

令和 8 年度鴨川市病院事業会計予算

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市病院事業会計予算を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量 (A)	前年度予定量 (B)	比較 (A) - (B)	増減率 (%)
病床数	70 床	70 床	0 床	—
年間入院患者数	21,170 人	21,170 人	0 人	—
年間外来患者数	44,142 人	43,125 人	1,017 人	2.36
1 日平均入院患者数	58 人	58 人	0 人	—
1 日平均外来患者数	151 人	148 人	3 人	2.03
主要な建設改良事業 建設改良費	194,988 千円	52,877 千円	142,111 千円	268.76

3 収益的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第 1 款 事業収益	1,634,643	1,609,983	24,660	1.53
第 1 項 医業収益	1,494,919	1,469,982	24,937	1.70
第 1 目 入院収益	806,518	805,569	949	0.12
第 2 目 外来収益	500,328	499,095	1,233	0.25
第 3 目 その他医業収益	74,135	45,171	28,964	64.12

第4目 訪問看護ステーション収益	64,700	74,167	△9,467	△12.76
第5目 居宅介護支援収益	22,423	19,515	2,908	14.90
第6目 訪問介護ステーション収益	18,591	16,806	1,785	10.62
第7目 地域包括支援センター収益	1,398	1,291	107	8.29
第8目 訪問リハビリテーション収益	6,826	8,368	△1,542	△18.43
第2項 医業外収益	139,724	140,001	△277	△0.20
第1目 受取利息配当金	20	1	19	1,900.00
第2目 他会計補助金	98,385	98,373	12	0.01
第3目 長期前受金戻入	9,530	10,958	△1,428	△13.03
第4目 負担金交付金	18,656	18,448	208	1.13
第5目 その他医業外収益	13,133	12,221	912	7.46

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 事業費	1,634,643	1,609,983	24,660	1.53
第1項 医業費用	1,561,601	1,537,034	24,567	1.60
第1目 給与費	978,542	950,499	28,043	2.95
第2目 材料費	109,249	97,299	11,950	12.28
第3目 経費	272,765	257,874	14,891	5.77
第4目 減価償却費	111,482	142,087	△30,605	△21.54
第5目 資産減耗費	1,256	1,485	△229	△15.42
第6目 研究研修費	88,307	87,790	517	0.59
第2項 医業外費用	73,042	72,949	93	0.13
第1目 支払利息及び企業債取扱諸費	7,808	7,775	33	0.42

第2目 その他医業外費用	60,080	61,539	△1,459	△2.37
第3目 消費税及び地方消費税	5,154	3,635	1,519	41.79

4 資本的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的収入	223,786	60,460	163,326	270.14
第1項 企業債	177,900	13,000	164,900	1,268.46
第1目 企業債	177,900	13,000	164,900	1,268.46
第2項 出資金	45,886	47,460	△1,574	△3.32
第1目 出資金	45,886	47,460	△1,574	△3.32

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的支出	286,288	138,235	148,053	107.10
第1項 建設改良費	194,988	52,877	142,111	268.76
第1目 有形固定資産購入費	194,988	48,847	146,141	299.18
△ 施設整備費	0	4,030	△4,030	皆減
第2項 企業債償還金	91,300	85,358	5,942	6.96
第1目 企業債償還金	91,300	85,358	5,942	6.96

議案第 26 号

鴨川市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市教育委員会教育長、蒔苗茂氏の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、同氏を適任者と認め引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により同意を求める。

2 任命する者

住 所 ○○○○

氏 名 蒔苗 茂

生年月日 ○○○○

3 任命予定日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 27 号

鴨川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市教育委員会委員、石井千枝氏の任期が令和 8 年 3 月 30 日をもって満了することに伴い、同氏を適任者と認め引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

2 任命する者

住 所 ○○○○

氏 名 石井 千枝

生年月日 ○○○○

3 任命予定日

令和 8 年 3 月 31 日

議案第 28 号～議案第 30 号

鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次の者を適任者として認め選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により同意を求める。

2 選任する者

	住所	氏名	生年月日	備考
議案第 28 号	〇〇〇〇	磯貝 和幸	〇〇〇〇	継続
議案第 29 号	〇〇〇〇	伊藤 葉子	〇〇〇〇	新規
議案第 30 号	〇〇〇〇	菅野 幸作	〇〇〇〇	新規

3 選任予定日

令和 8 年 4 月 1 日

報告第 1 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成 17 年 2 月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2 内容

(1) 事故の概要

令和 7 年 4 月 22 日午前 5 時 45 分頃、鴨川市八色 847 番 5 地先において、相手方が市道水神田大塚線を歩行中、コンクリート舗装の亀裂による段差につまずき、転倒した際、左橈骨^{とらこ}を骨折したものの。

(2) 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

(3) 損害額 左橈骨骨折に係る治療費、通院交通費及び通院感謝料 535,844 円

(4) 過失割合 市 30%

(5) 損害賠償額 160,753 円

(6) 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 160,753 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和 8 年 1 月 30 日